

# 日の出町子ども・子育て支援事業計画 (第三期)



日の出町イメージキャラクター  
「ひのでちゃん」

令和7年3月  
日の出町



## はじめに

現在、全国的に少子高齢化が加速している中、国では子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えて進める「こどもまんなか社会」の実現を目指し、あらゆる視点からの子ども・子育て支援施策を展開しています。

本町では、平成 27 年 3 月に「日の出町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、今回で三期目を迎えます。その間、社会情勢は大きく変化しており、令和 5 年度に福祉単独施策の見直しを行うに至りました。本計画のアンケート調査でも、見直しに関連するさまざまなご意見を頂戴しております。こうした背景を踏まえ、「こどもたちが健やかにたくましく育つまち」という本町の将来ビジョンの実現に向け、より一層の子育て支援と子育てにやさしいまちづくりを推進してまいりますので、今一度、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今回の「日の出町子ども・子育て支援事業計画（第三期）」は、「笑顔はぐくむ 未来輝くまち ひので」を基本理念とし、5 つの基本目標を掲げ、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間として策定しました。この計画に基づき、子ども・子育て・親育ちを支援するため、関係機関の皆様や地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、「笑顔はぐくむ 未来輝くまち ひので」を理念とした各種事業を、より一層進めてまいります。

今後、日の出町では、子どもや若者が自立した個人として等しく健やかに成長し、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できる社会を目指してまいります。そのため、各種施策の目的に応じて子どもたちの意見を聞く機会を設け、取り組みを進めていくよう努めてまいりますので、今後ともなお一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、慎重なご審議を重ねてくださいました「日の出町子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました関係機関の皆様など、多くの方々のご協力に感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

日の出町長 田村みさ子



## 目 次

|            |                           |           |
|------------|---------------------------|-----------|
| <b>第1章</b> | <b>計画の策定にあたって</b>         | <b>1</b>  |
| 1          | 計画策定の趣旨                   | 1         |
| 2          | 計画の位置づけ                   | 2         |
| 3          | 計画期間                      | 3         |
| 4          | 計画の策定体制                   | 3         |
| <b>第2章</b> | <b>子ども・子育てを取り巻く環境</b>     | <b>4</b>  |
| 1          | 人口・世帯・人口動態等               | 4         |
| 2          | 教育・保育施設の状況                | 9         |
| 3          | 地域子ども・子育て支援事業の状況          | 11        |
| 4          | 子ども・子育て支援に関するアンケートの結果概要   | 15        |
| 5          | 子ども・子育て支援に関するアンケート結果からの課題 | 40        |
| 6          | 子ども数の推計について               | 42        |
| <b>第3章</b> | <b>基本的な考え方</b>            | <b>43</b> |
| 1          | 基本的な視点                    | 43        |
| 2          | 基本理念と基本目標                 | 44        |
| 3          | 計画の施策体系について               | 45        |
| <b>第4章</b> | <b>必要事業量の見込みと確保の方策</b>    | <b>46</b> |
| 1          | 教育・保育提供区域の考え方             | 46        |
| 2          | 教育・保育提供区域の設定              | 46        |
| 3          | 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策       | 48        |
| 4          | 教育・保育の一体的提供の推進について        | 50        |
| 5          | 教育・保育施設の質の向上              | 50        |
| 6          | 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 | 50        |
| 7          | 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施の確保      | 50        |
| 8          | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策 | 51        |
| <b>第5章</b> | <b>子ども・子育て支援施策の推進</b>     | <b>60</b> |
| <b>第6章</b> | <b>計画の推進体制</b>            | <b>80</b> |
| 1          | 関係機関等との連携                 | 80        |
| 2          | 役割                        | 81        |
| 3          | 計画の達成状況の点検・評価             | 82        |
| <b>資料編</b> |                           | <b>83</b> |
| 資料1        | 日の出町子ども・子育て会議条例           | 84        |
| 資料2        | 計画策定の経緯                   | 86        |
| 資料3        | 日の出町子ども・子育て会議委員           | 87        |
| 資料4        | パブリックコメント（意見公募）実施概要       | 88        |
| 資料5        | 用語解説                      | 89        |



# 第1章

# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

我が国では、全国的に人口減少社会を迎えているなかで、令和4年には統計を始めた明治32年以降で初めて、国内の出生数が80万人を割り込み77万人となりました。さらに、令和5年には合計特殊出生率は1.20と過去最低となり、人口置換水準の2.07を大きく下回りました。また、令和6年の出生数については、令和7年1月末に公表された令和6年11月末までの速報値から推計すると、初めて70万人を下回る可能性が高いと各メディアで取り上げられており、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

本町においては、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」による子ども・子育て支援に関する新制度に基づき、平成27年3月に「日の出町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「日の出町子ども・子育て支援事業計画（第二期）」を策定し、（1）質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、（2）保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、（3）地域の子ども・子育て支援の充実など、総合的な子育て支援に関連する施策を展開しています。

国においては、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、また、令和5年12月にこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を決定しました。こども大綱で「こどもまんなか社会」を目指す方向性が示され、その目的は、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すものとして掲げられています。また、こども基本法の基本理念で、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の表明やその尊重、意見自体を施策等に反映させることが明記されました。今後、町の施策において、目的に応じて子どもの意見を聞く機会を設け、その取組を進めていくよう努めてまいります。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっています。

「日の出町子ども・子育て支援事業計画（第二期）」の計画期間は令和6年度末で終了します。各種の取組が実施されたこの計画期間の総括・評価を行い、法律の改定にも対応しながら、本町の子ども・子育て支援をより一層の充実・発展を継続していくため、また、日の出町の次期こども計画への道筋も見据えながら「日の出町子ども・子育て支援事業計画（第三期）」（以下、本計画）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、日の出町の子どもと子育て家庭を対象として、日の出町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものであり、また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」としても位置づけています。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ国の動向を踏まえ、子どもと子育て家庭にかかわる施策も踏まえ、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画である「日の出町長期総合計画」や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

### ■子どもの対象範囲について

| 0歳                 | 0歳  | 1歳 | 1～5歳 | 6歳 | 6～11歳                  | 12歳 | 12～17歳                | 18歳 |
|--------------------|-----|----|------|----|------------------------|-----|-----------------------|-----|
|                    | 乳児期 |    | 幼児期  |    | 学童期<br>※学校教育を除く<br>放課後 |     | 一部対象<br>※一部養育支援<br>事業 |     |
| 子ども・子育て支援法（中心対象年齢） |     |    |      |    |                        |     |                       |     |

### ■上位計画

日の出町長期総合計画

整合



日の出町  
子ども・子育て支援事業計画

### ■根拠法令

子ども・子育て関連3法  
◎子ども・子育て支援法  
◎認定こども園法  
◎関連整備法



整合



### ■関連計画

日の出町地域福祉計画、日の出町障害者計画・第7期日の出町障害福祉計画・第3期日の出町障害児福祉計画、日の出町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画、第2次日の出町健康増進計画、（次世代育成支援行動計画（後期計画））、日の出町教育ビジョン2023、その他 各種計画 など

### 3 計画期間

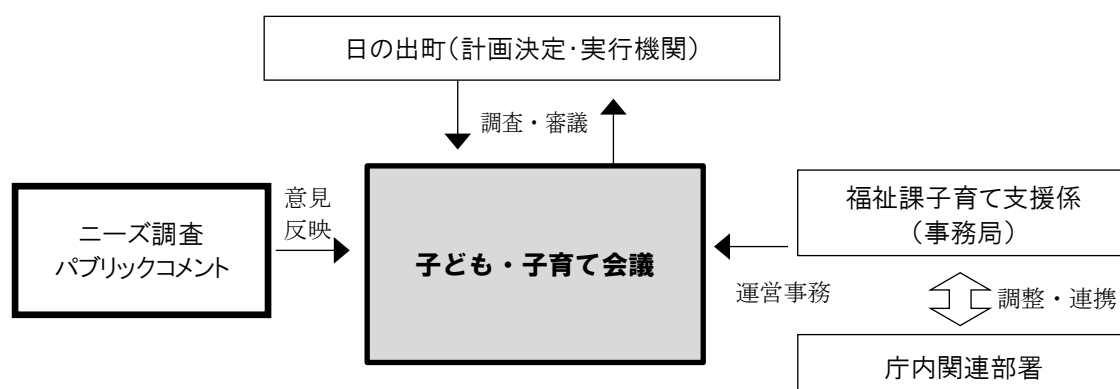
本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」の第61条の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

| 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 | 令和<br>12年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 第二期計画推進期間 |           |           |           |           | 第三期計画推進期間 |           |           |            |            | 次期         |
|           |           |           |           | 見直し<br>年度 |           |           |           |            | 見直し<br>年度  |            |

### 4 計画の策定体制

#### ①子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「日の出町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容等に関する事項についての協議を行いました。



#### ②子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

住民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するために、「就学前児童保護者」と「小学生児童のいる世帯」の2種類のニーズ調査を実施しました。その結果を踏まえ、課題や求められる取組を明確にし、教育・保育・子育て支援の事業量の算出に参考にしながら、本計画は策定されたものです。

#### ③パブリックコメントの実施

町民からの意見を募って計画策定に反映させることを目的に、令和7年1月6日から1月20日までの期間にパブリックコメントをしました。(P88参照)

## 第2章

# 子ども・子育てを取り巻く環境

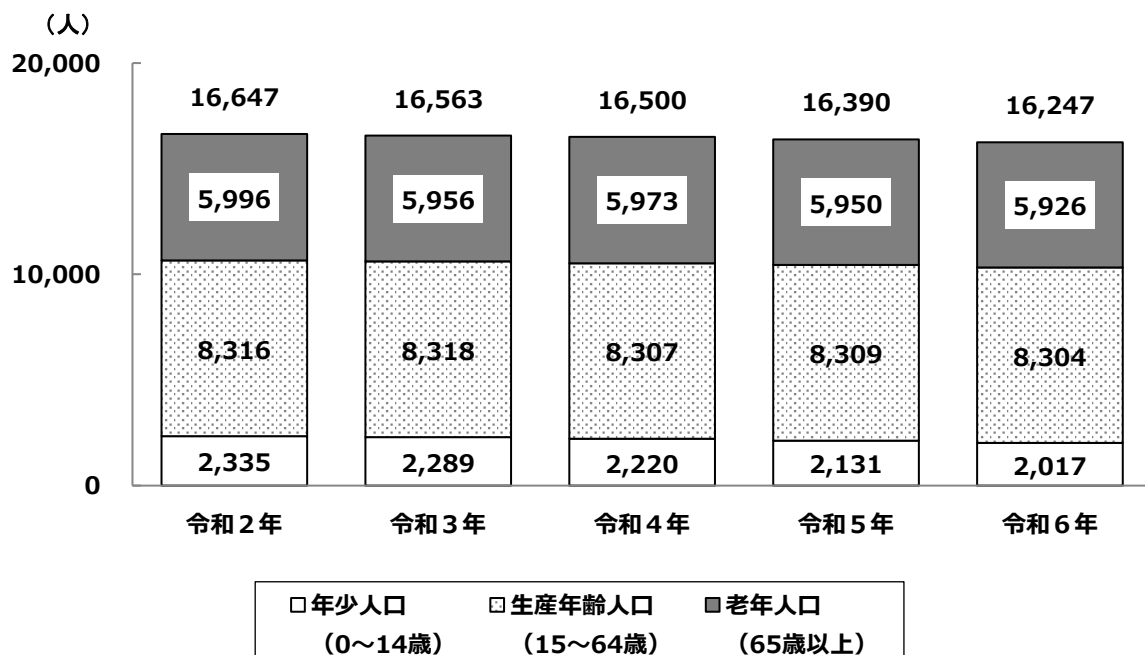
### 1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移（住民基本台帳・各年4月1日現在）

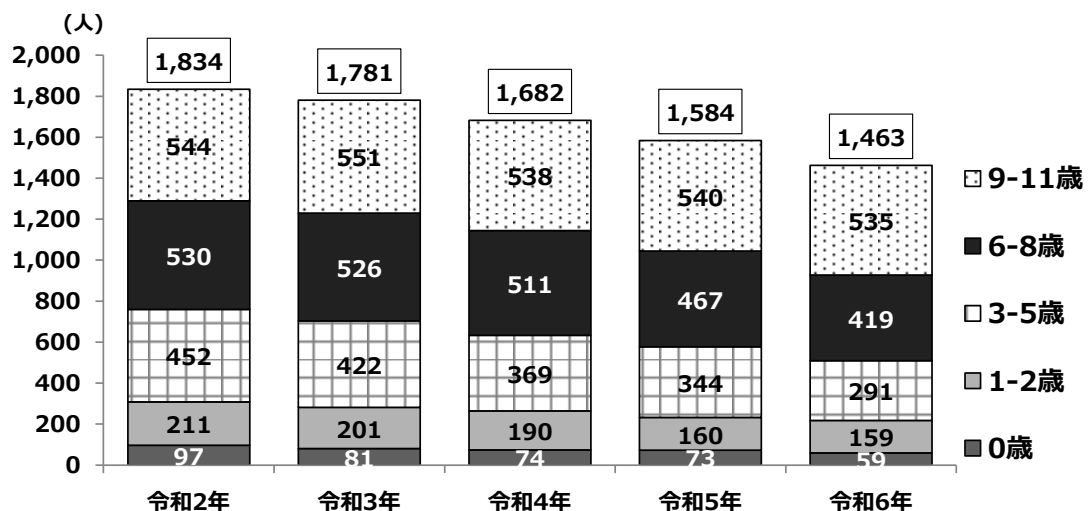
○年少人口が令和2年から令和6年までの間で318人減少しています。児童人口の0歳児は令和2年から令和6年までの間で38人減少し、令和6年は59人となっています。

○老年人口は令和2年から令和6年までの間に70人減少しましたが、総人口に占める割合は微増し、人口減少及び少子高齢化が進行しています。

■総人口の推移（住民基本台帳・各年4月1日現在）



■児童人口の推移（住民基本台帳・各年4月1日現在）

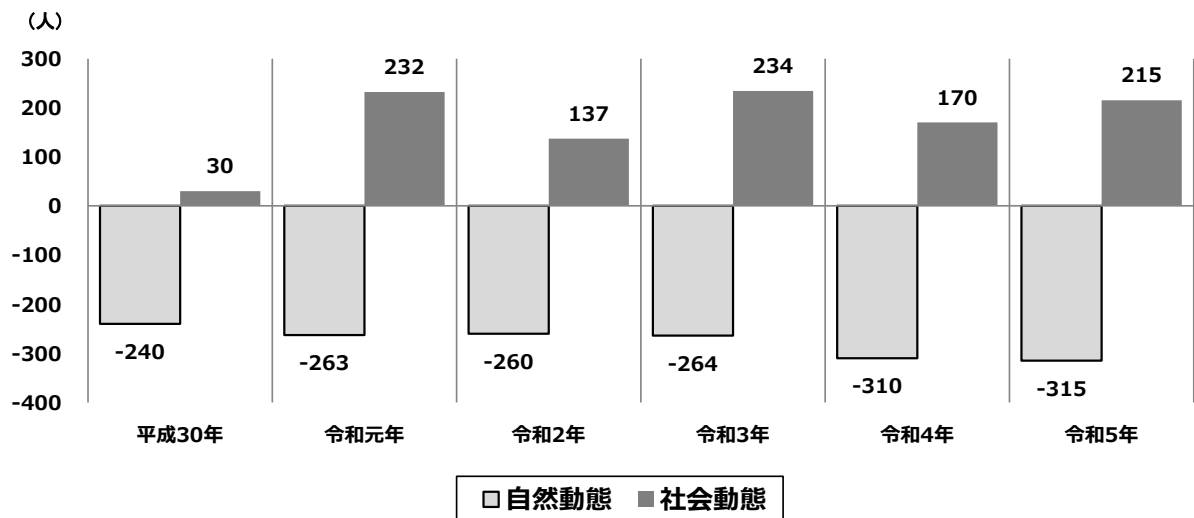


(2) 自然動態・社会動態（資料：厚労省人口動態・東京都人口動態統計、毎年12月末）

○自然動態（出生数－死亡数）では、平成30年以降、死亡数が出生数を上回りマイナス傾向となっています。

○社会動態（転入数－転出数）は、平成30年以降、増加となっています。社会動態の増加に比べて、自然動態の減少が大きく、人口を増加させる要因とはなっていません。

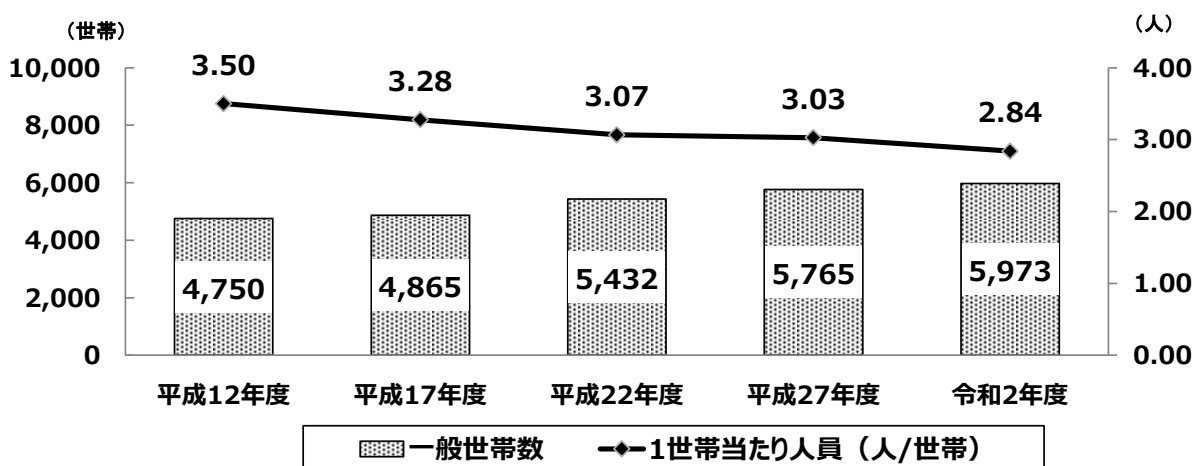
#### ■ 自然動態・社会動態の推移



(3) 世帯の状況（資料：国勢調査・各年度10月1日）

○一般世帯数は平成12年度以降、増加傾向にありますが、1世帯当たり人員は減少が続き、令和2年度には、2.84人となっています。

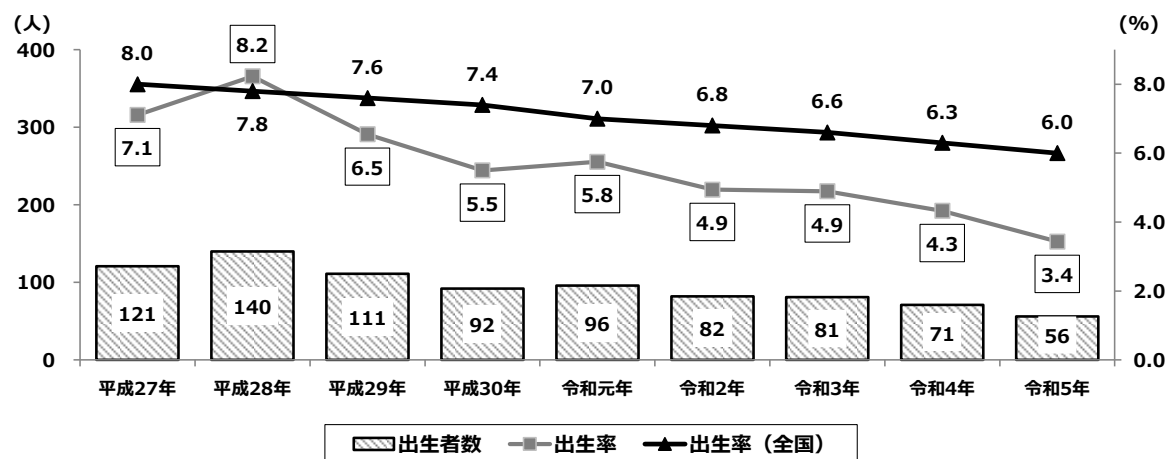
#### ■ 世帯数及び1世帯当たり人員の推移



\* 1世帯当たりの人員については、国勢調査の人口総数を基に算出しています。「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいいます。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・診療所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいいます。令和2年度では、施設等の世帯は39世帯（住民基本台帳上の世帯数とは異なります。）となっています。

(4) 出生の状況（資料：厚労省人口動態・東京都人口動態統計、毎年12月末）

○出生数は、一時的に増加した年もありますが、総じて減少傾向で推移し、令和4年では71人となっています。出生率は、平成28年に全国平均の出生率を一時上回りましたが、平成29年以降、全国平均の出生率を下回り、減少傾向で推移しています。



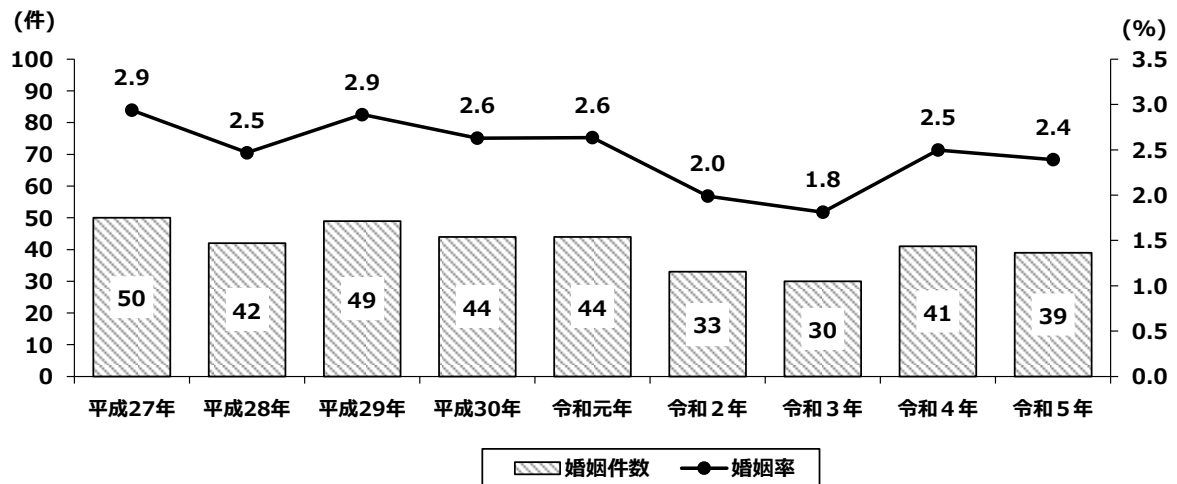
※出生率に関しては、千人当たりの比率になります。また、当該年度の12月末日現在の人口の比率で計算をしています。

(5) 婚姻・離婚の状況（厚労省人口動態・東京都人口動態統計、毎年12月末）

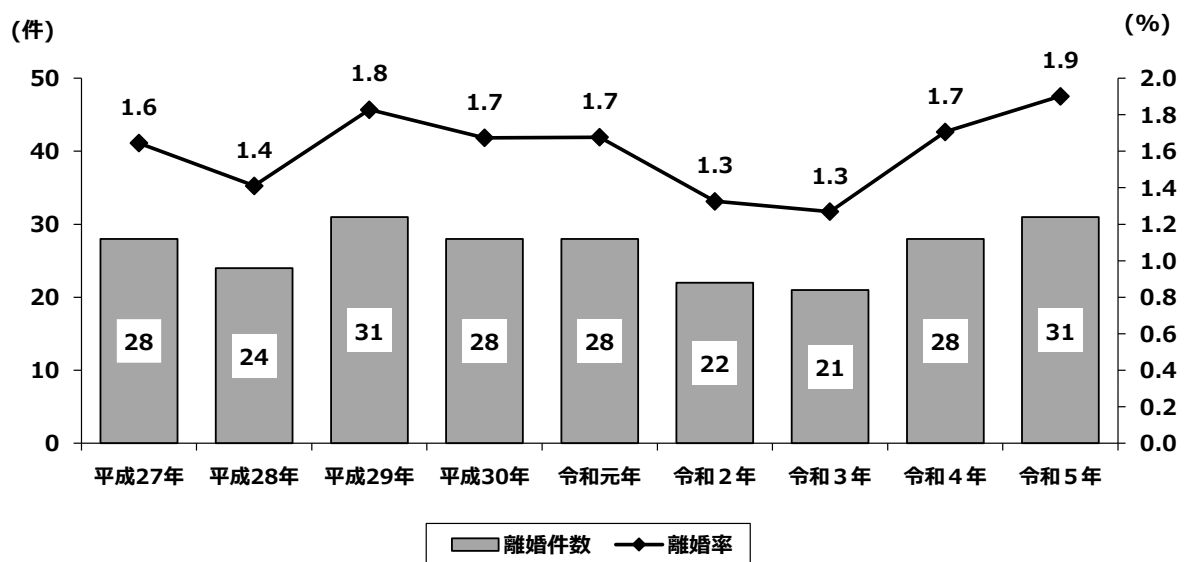
○婚姻件数は、年により増減がありますが、平成27年と令和5年の比較では11件の減少となっています。婚姻率は1.8～2.9%の間で、総じて下降傾向で推移しています。

○離婚件数は、年により増減がありますが、平成27年と令和3年の比較では7件の減少となっています。離婚率は1.3～1.9%の間で推移しています。

■婚姻件数及び婚姻率の推移



■離婚件数及び離婚率の推移



※人口動態統計から算出

婚姻率と離婚率に関しては、千人当たりの比率になります。また、該当年度の12月末日現在の人口の比率で計算をしています。

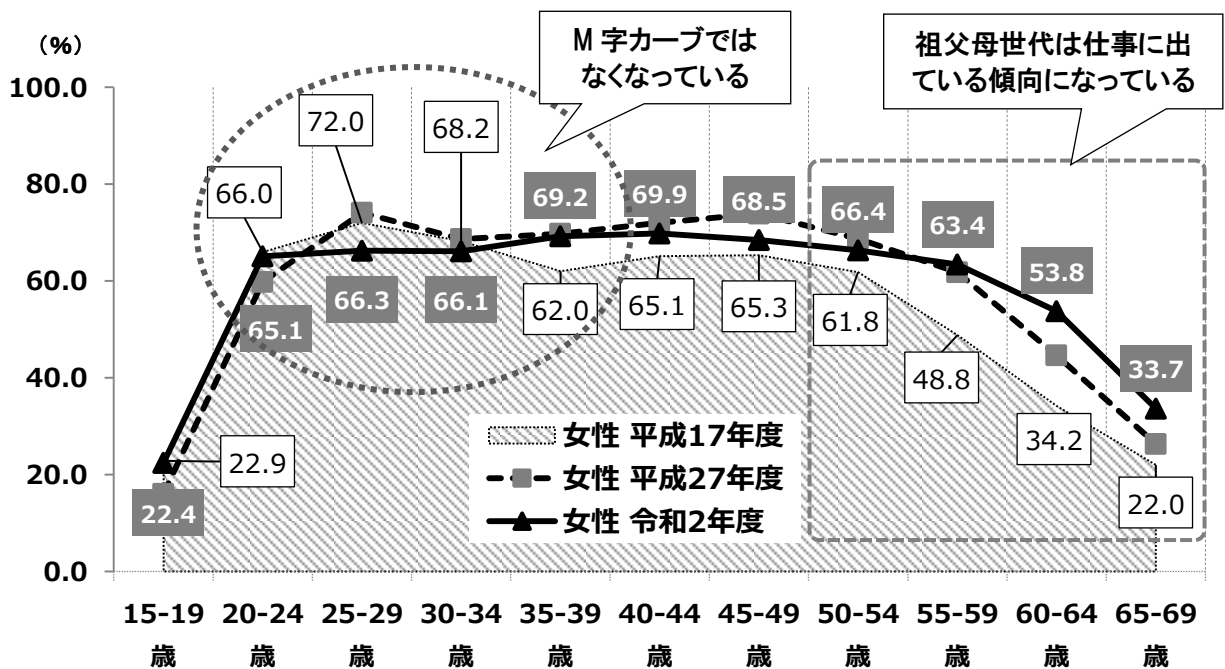
(6) 就労の状況（資料：国勢調査・各年度 10 月 1 日）

○日の出町における25歳～39歳の子育て世代の女性の就業率をみると、令和2年の25～29歳では66.3%、30～34歳では66.1%、35～39歳では69.2%となっています。

子育て世代の祖父母世代に当たる50～64歳代をみると、令和2年の50～54歳では66.4%、55～59歳では63.4%、60～64歳では53.8%であり、この世代までは就業を続ける傾向となっています。

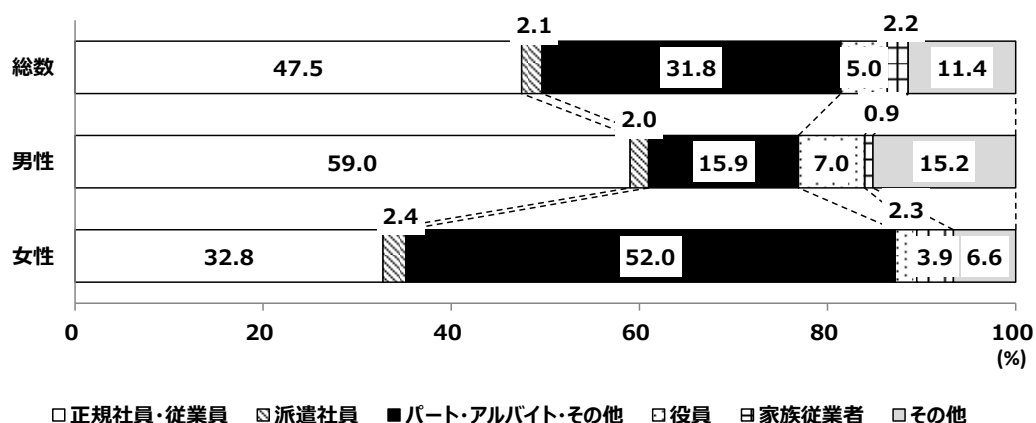
○全体的には、年齢別就業率のグラフが台形に近い形となっており、全国の女性の年齢階級別労働力率と同様の状況となっています。

■女性の年齢別就業率



○就業者の従業上の地位別従業者の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が6割弱を占め、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が5割強で最も多く、次いで「正規社員・従業員」、「家族従業者」となっています。

■従業上の地位別従業者数の割合（令和2年度国勢調査）

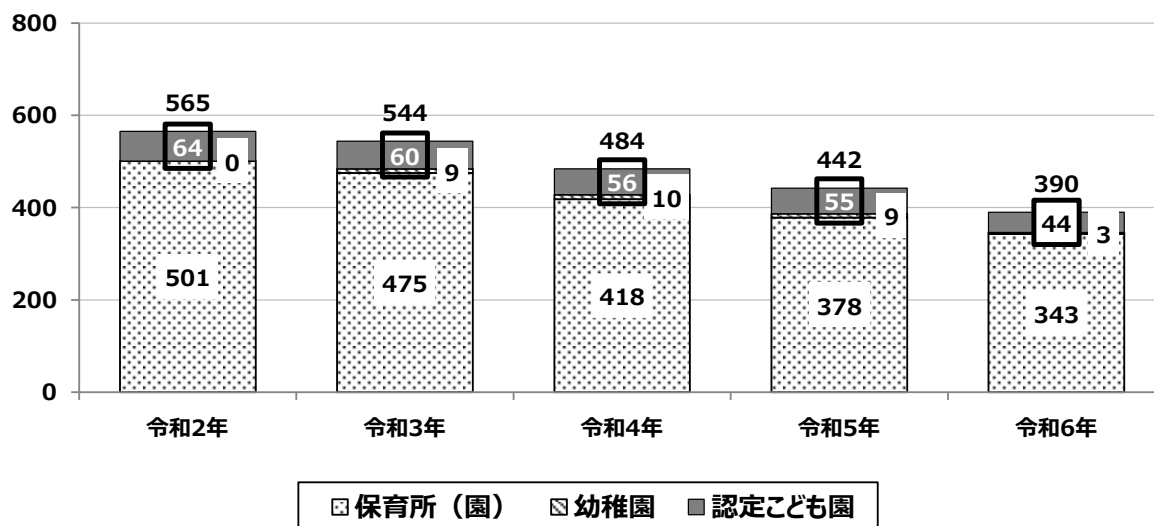


## 2 教育・保育施設の状況

### (1) 利用児童数の推移

○日の出町内の保育所、認定こども園の利用児童数ともに、令和2年以降、減少傾向となっています。幼稚園は、令和3年以降、横這い傾向となっています。

■保育所、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移



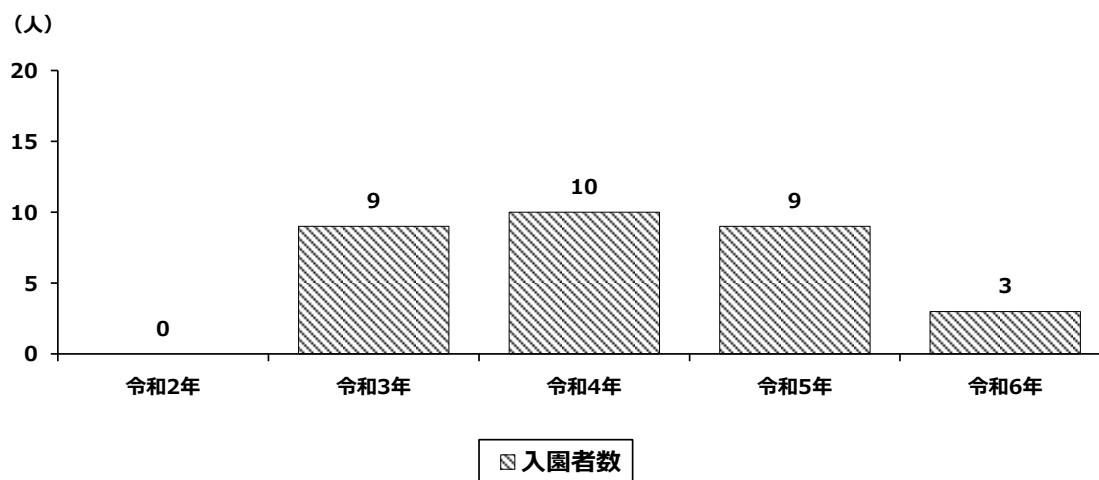
※各年4月1日現在

※認可外保育所は含んでいません。

### (2) 幼稚園の利用状況

○幼稚園入園者数は、令和2年は利用者がなく、令和3年以降、横這い傾向でしたが、令和6年は、減少となっています。

■幼稚園の入園数の推移

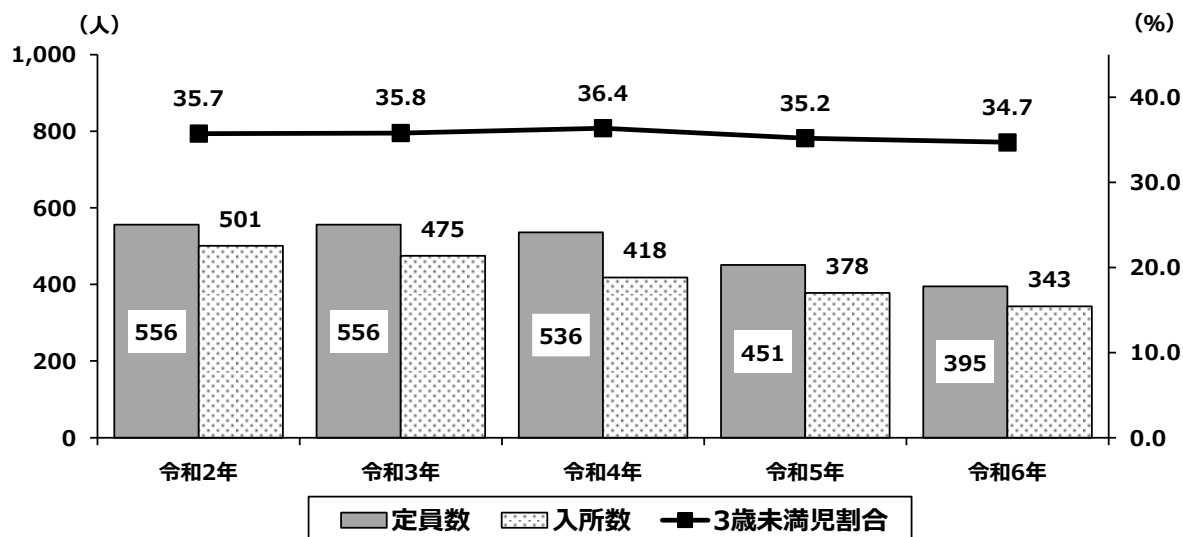


※各年4月1日現在

※令和2年に町内の幼稚園は、認定こども園に移行。

○保育所入所者数は、令和2年以降減少しています。定員数は、令和6年で、395人、3歳未満児の割合は、34.7%となっています。

■保育所の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移

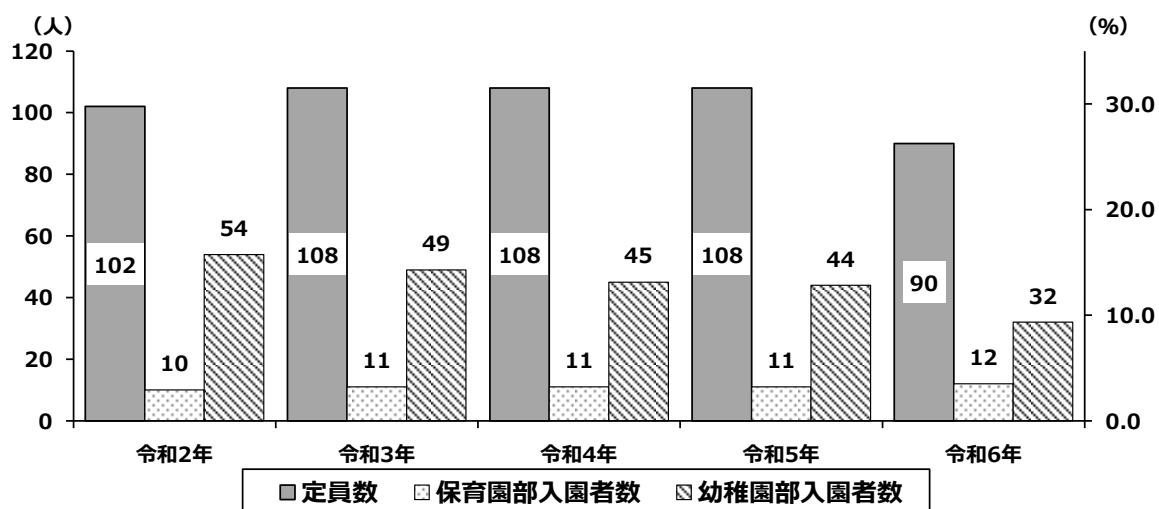


※各年4月1日現在

※認可外保育所は含んでいません。

○日の出町内の認定こども園の入園者数は、保育園部は、令和2年から令和5年までほぼ横ばい、令和6年は微減となっています。幼稚園部の入園者は、令和2年以降減少しています。定員数は、令和5年で108人となっています。

■認定こども園の定員数、入所者数の推移



※各年4月1日現在

### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援事業計画の法定事業になる地域子ども・子育て支援事業について、実施状況をまとめます。

#### (1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間を超えて、更に延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

##### 【延長保育の実施状況】

|         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大正保育園   | 15    | 23    | 25    | 20    | －     |
| 大久野保育園  | 15    | 20    | 8     | 20    | －     |
| さくらぎ保育園 | 23    | 35    | 31    | 32    | －     |
| 宝光保育園   | 40    | 37    | 32    | 22    | －     |
| さくらぎこぼん | 18    | 24    | 19    | 20    | －     |

※各年度3月末日現在（3月末日にて実績が確定するため令和6年度は「－」とする。）

##### 【休日保育の実施状況】

現在は、実施しておりません。

#### (2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 定員数(人)    | 287   | 287   | 287   | 313   | 308   |
| 登録人数(1年生) | 99    | 107   | 84    | 80    | 64    |
| (2年生)     | 86    | 79    | 93    | 75    | 73    |
| (3年生)     | 70    | 66    | 54    | 67    | 59    |
| (4年生)     | 31    | 41    | 30    | 32    | 38    |
| (5年生)     | 1     | 1     | 0     | 3     | 0     |
| (6年生)     | 0     | 1     | 0     | 0     | 3     |

※各年度4月1日現在

#### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

##### 【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、レスパイト、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において子どもを一定期間一時的に預かるサービスです。（宿泊含む）

委託施設：1か所 ※生後57日目から小学校就学前

|        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用延べ人数 | 10    | 15    | 17    | 41    | 29    |

※各年度4月1日現在、令和6年度のみ1月1日現在

# 【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

(令和6年度実績) 現在は、実施しておりません。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

|       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問家庭数 | 69    | 98    | 63    | 54    | 40    |

※各年度4月1日現在、令和6年度のみ1月1日現在

## (5) 養育支援訪問事業

児童の養育について支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導及び助言や家事支援等を行います。

|                  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対象児童数<br>(0～18歳) | 2,897 | 2,897 | 2,863 | 2,778 | 2,603 |
| 対象者数(人/年)        | 0     | 1     | 0     | 1     | 1     |
| 発生率(%)           | 0.000 | 0.035 | 0.000 | 0.036 | 0.038 |

※各年度4月1日現在、令和6年度のみ1月1日現在

(6) 地域子育て支援拠点事業（子育て広場）

児童館等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行います。

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/年) | 535   | 508   | 534   | 341   | 361   |
| 実施か所数     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |

※各年度4月1日現在、令和6年度のみ1月1日現在

◆地域子育て支援拠点事業（子育て広場事業）

子育て講座（児童館） 1回 延べ4人（保護者）

サークル活動（児童館）13回 延べ193人（乳幼児と保護者）

◆類似事業

地域組織化事業

ママさんヨガ 6回 延べ62人

親子リトミック 6回 延べ62人

子育てサロン 4回 延べ40人

(7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等に預けることができるサービスです。

|                  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 幼稚園型<br>(幼稚園)    | 1,698 | 1,882 | 3,584 | 3,441 | －     |
| 幼稚園型以外<br>(保育園等) | 135   | 109   | 264   | 119   | －     |
| 上記以外             | 3     | 1     | 0     | 8     | －     |

※各年度3月末日現在(3月末日にて実績が確定するため令和6年度は「－」とする。)

(8) 病児保育事業（病後児保育）

病気やけがの回復期にある乳幼児と、小学校3年生までの児童（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/年) | 9     | 9     | 10    | 24    | 45    |
| 実施か所数     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

※各年度4月1日現在、令和6年度のみ1月1日現在

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（利用会員）、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）、  
両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互  
援助活動を行います。

|                  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 低学年<br>利用者数(人/年) | 0     | 10    | 9     | 61    | 104   |
| 高学年<br>利用者数(人/年) | 0     | 0     | 9     | 5     | 42    |

※令和2年度に関しては、登録データなし。各年度4月1日現在、令和6年度のみ1月1日現在

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するた  
め、基本健診 14 回を公費負担します。

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/年) | 60    | 57    | 58    | 46    | 45    |

※各年度3月末日現在、令和6年度のみ1月1日現在

## 4 子ども・子育て支援に関するアンケートの結果概要

### ○調査目的

子ども・子育て支援法第61条第4項及び第5項において、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「子どもの数や施設・事業の利用に関する意向その他の事業の勘案」「子ども及び保護者の置かれている環境その他の事情の把握」が求められています。そのため、教育・保育の需要を把握するとともに、子育てがよりしやすくなるための事業や課題、既存の取組への評価、要望などを把握するためにニーズ調査を行いました。また、テーマに沿った保護者の回答傾向を把握し、課題の有無を明らかにして、個々の施策や事業等の方向性の参考にすることにします。

### ○調査対象：住民基本台帳（令和6年4月13日現在）を基本に抽出

就学前児童のいる世帯 398 世帯

小学生児童のいる世帯 495 世帯

### ○調査期間：令和6年4月29日～令和6年5月15日（WEB 回答期限）

### ○調査方法：

就学前児童のいる世帯は、教育・保育施設配付・郵送配付、WEB 回答、または、郵送回収

小学生児童のいる世帯は、郵送配付、WEB 回答、または、郵送回収

### ○配付・回収：

|            | 配付数   | 回答数 | 回答率   |
|------------|-------|-----|-------|
| 就学前児童のいる世帯 | 398 票 | 178 | 44.7% |
| 小学生児童のいる世帯 | 495 票 | 219 | 44.2% |

### ～テーマに沿ったアンケート回答傾向の把握について～

#### ■テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→ 今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげる。

#### ■テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→ 子育て支援ネットワークの構築と地域共生社会への道筋につなげる。

#### ■テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→ 計画、施策の成果（アウトカム）をとらえて評価し、今後の取組検討につなげる。

#### ■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→ 相談先や相談相手の傾向を把握し、情報提供の手段や方法、今後の取組検討につなげる

## ■テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

---

教育・保育や小学校放課後の子育て支援について、需要の変化などについて把握し、見込み量と確保策の検討につなげる項目です。

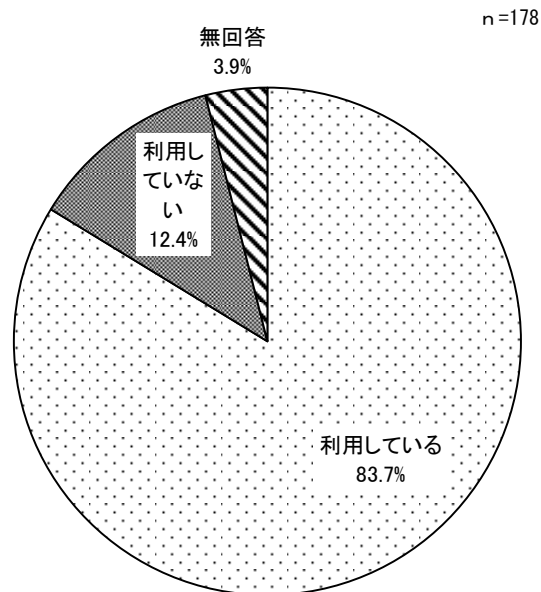
### ●就学前児童の保護者

お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか

---

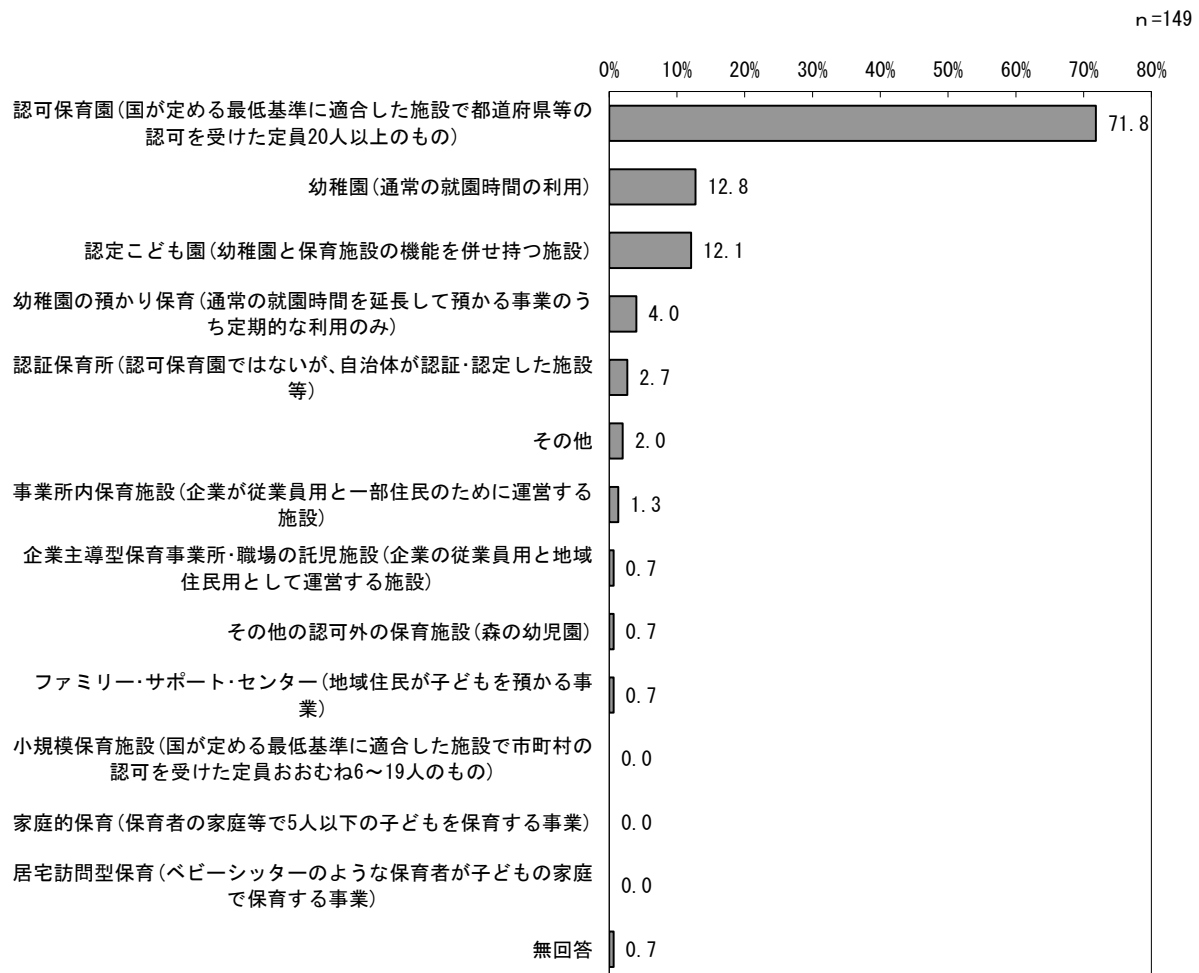
「利用している」83.7%、「利用していない」12.4%となっています。

---



## お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか

「認可保育園(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)」71.8%で最も多く、次いで「幼稚園(通常の就園時間の利用)」12.8%、「認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)」12.1%、「幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)」4.0%、「認証保育所(認可保育園ではないが、自治体が認証・認定した施設等)」2.7%と続いています。

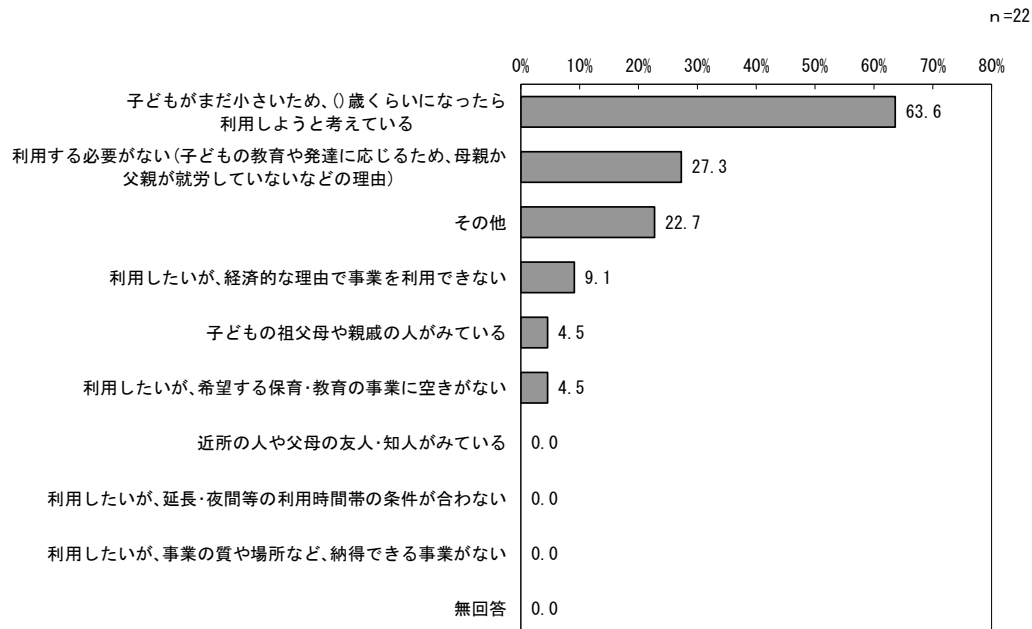


### ■その他主な回答

●児童発達支援施設、●日の出町以外の認可外保育施設、●保育園の園庭開放

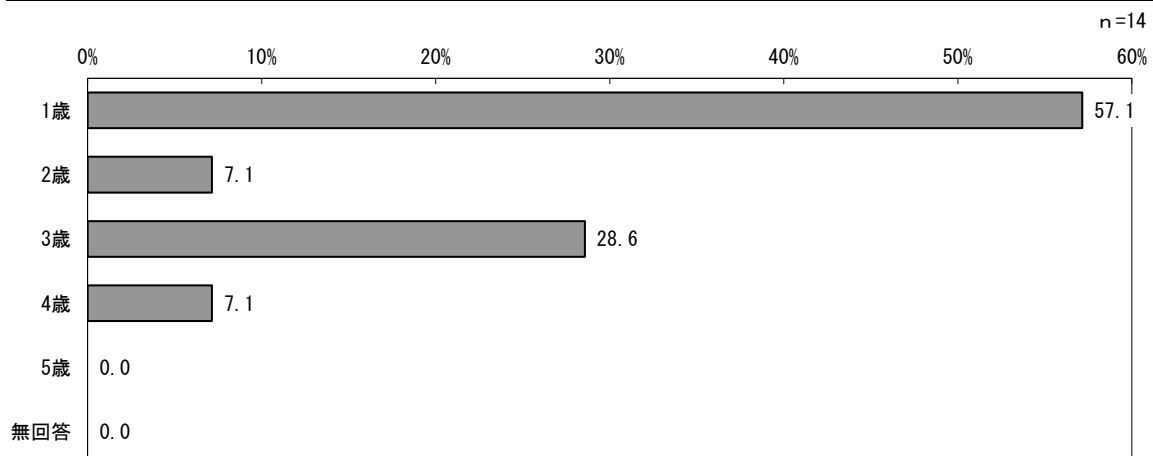
## 教育・保育の事業を利用していない理由は何ですか

「子どもがまだ小さいため、( )歳くらいになったら利用しようと考えている」63.6%で最も多く、次いで「利用する必要がない(子どもの教育や発達に際するため、母親か父親が就労していないなどの理由)」27.3%、「その他」22.7%、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」9.1%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」、「利用したいが、希望する保育・教育の事業に空きがない」4.5%と続いています。



## 上記設問付問 子どもがまだ小さいため、( )歳くらいになったら利用しようと考えているを選択している人の希望する一番下の子どもの年齢

「1歳」57.1%で最も多く、次いで「3歳」28.6%、「2歳」、「4歳」7.1%と続いています。

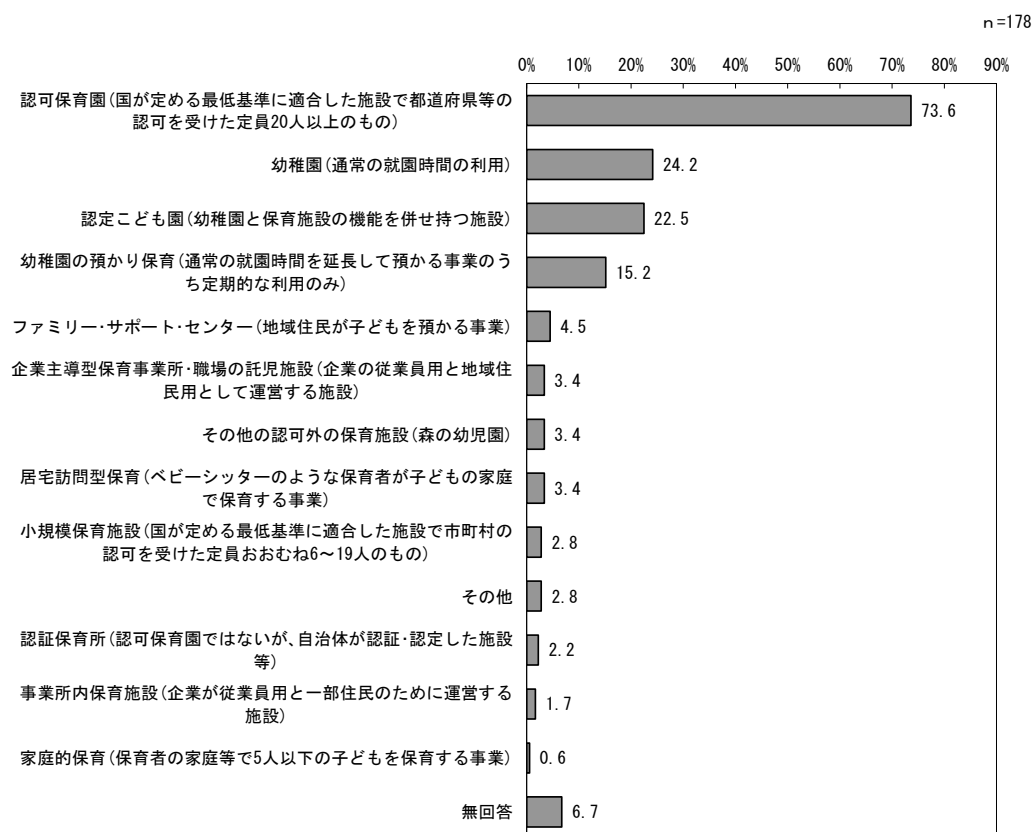


### ■その他主な回答

- 自分で子育てをしたいから、●2年間の育休取得のため、●3、4歳まで自分で子育てをしたい

**現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、  
「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください**

「認可保育園(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)」73.6%で最も多く、次いで「幼稚園(通常の就園時間の利用)」24.2%、「認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)」22.5%、「幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)」15.2%、「ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)」4.5%と続いています。

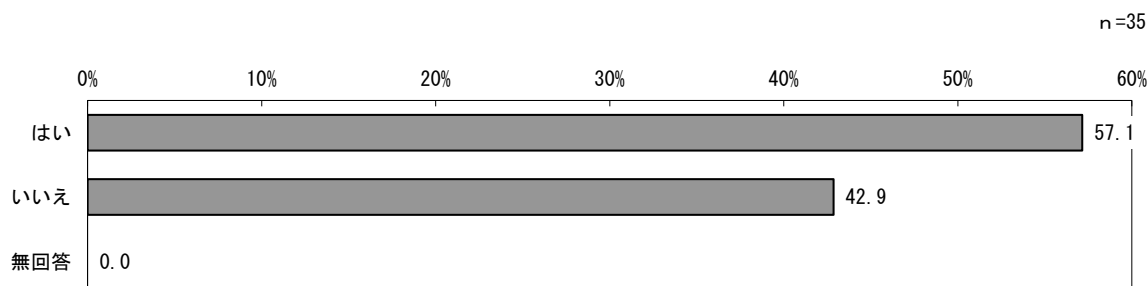


■その他主な回答

●イオンなど、買い物中に子どもを預けられたら良いなと思ってます。●発達支援施設、●日・祝も預ってもらえる、軽い発熱などもOKの所。●認可保育園の一時保育●病児保育

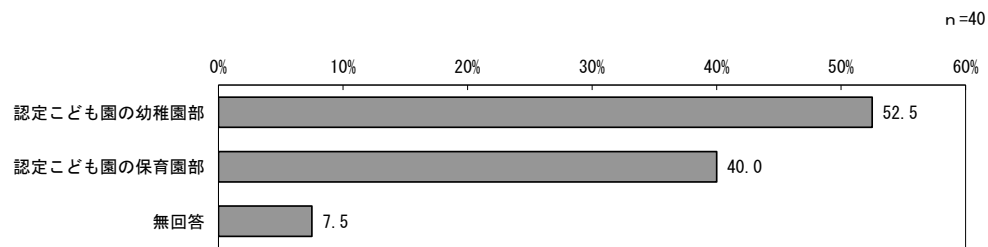
**保育所を利用して、特に幼稚園(幼稚園の預かり保育含む)の利用を強く希望しますか**

「はい」57.1%、「いいえ」42.9%となっています。



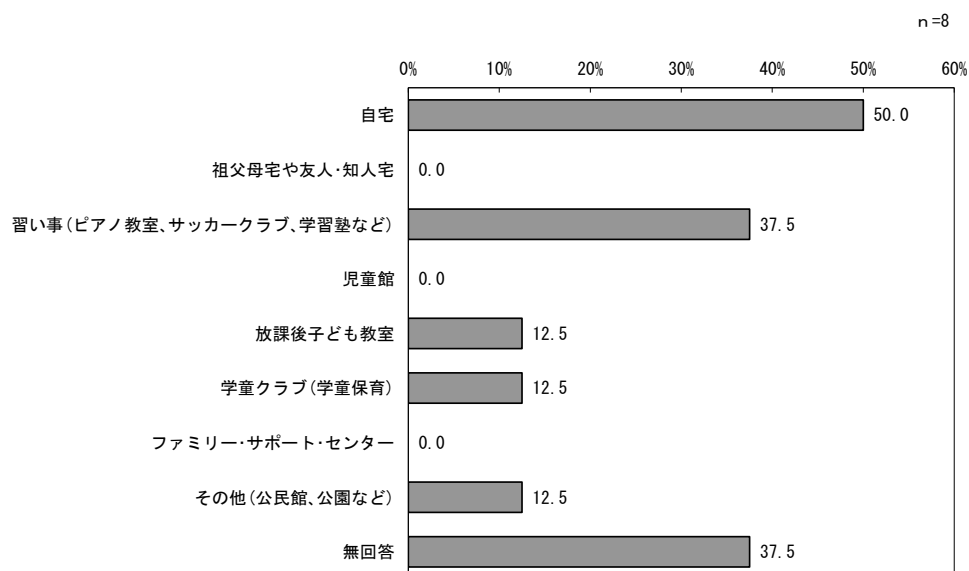
### 認定こども園の幼稚園部、保育園部どちらの利用を強く希望しますか

「認定こども園の幼稚園部」52.5%、「認定こども園の保育園部」40.0%となっています。



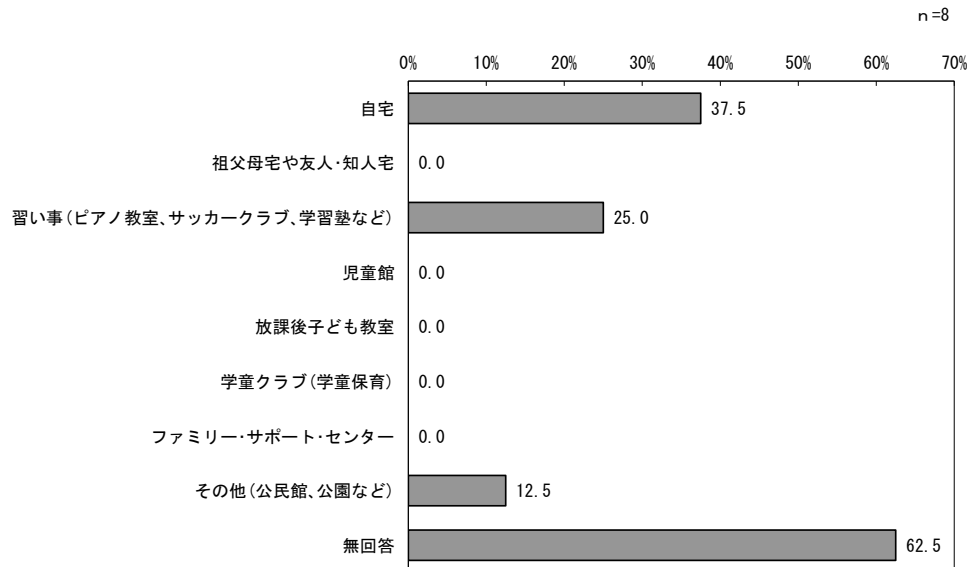
### 【低学年(1～3年生)】2024年(4月)小学校に入学するお子さんが入学後は、放課後(平日の小学校授業終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか

「自宅」50.0%で最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」37.5%、「放課後子ども教室」、「学童クラブ(学童保育)」、「その他(公民館、公園など)」12.5%と続いています。



**【高学年(4～6年生)】2024年(4月)小学校に入学するお子さんが入学後は、放課後(平日の小学校授業終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか**

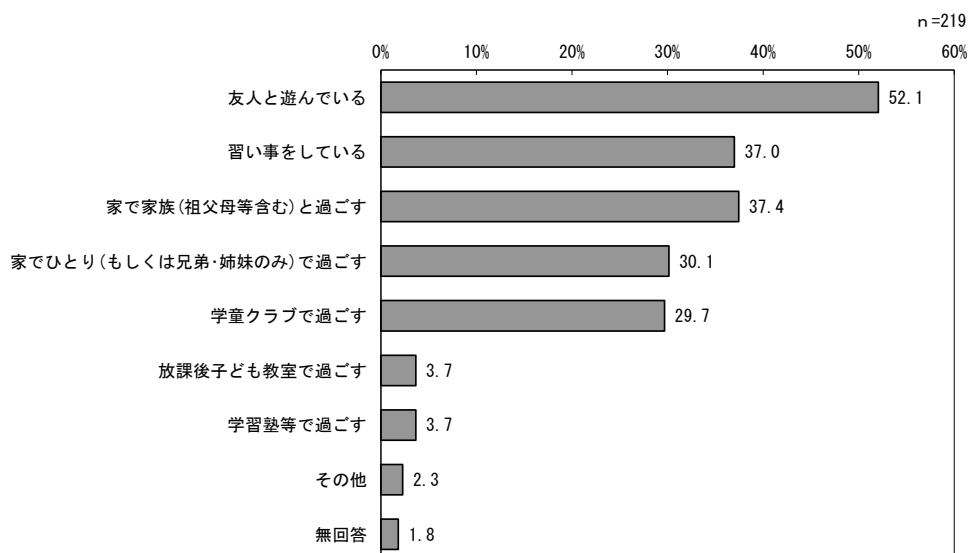
「自宅」37.5%で最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」25.0%、「その他(公民館、公園など)」12.5%と続いています。



**●小学生児童の保護者**

**お子さんは放課後どのように過ごしていますか**

「友人と遊んでいる」52.1%で最も多く、次いで「家で家族(祖父母等含む)と過ごす」37.4%、「習い事をしている」37.0%、「家でひとり(もしくは兄弟・姉妹のみ)で過ごす」30.1%、「学童クラブで過ごす」29.7%と続いています。

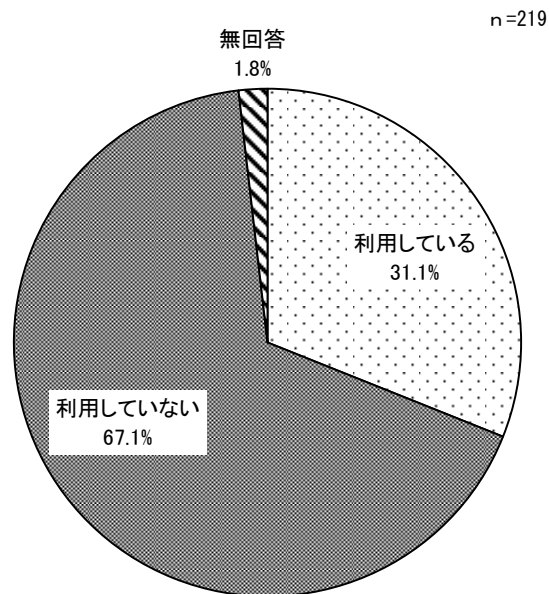


**■その他主な回答**

- 学校に登校してない。
- いつでもおいで(あもーが)、
- 学童に行ったり、習い事もしている。
- 学童に行かない日は友人と遊ぶ日もあり、家でひとりで過ごす日もある。
- いろいろ駆使してなんとか過ごしている。
- 放課後デイサービスを利用 2件

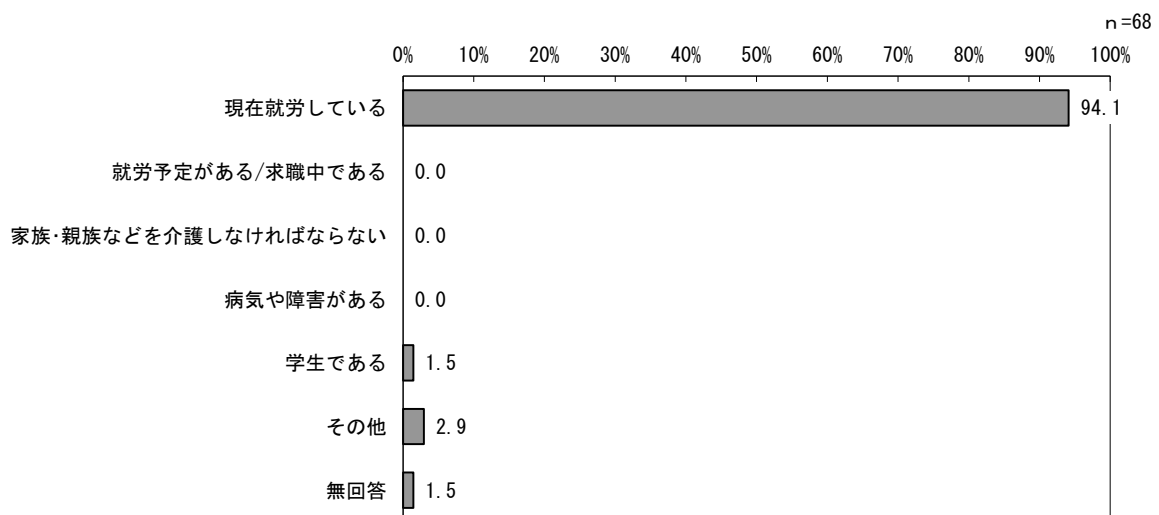
## 現在、学童クラブを利用していますか

「利用していない」67.1%、「利用している」31.1%となっています。



## 学童クラブを利用しているおもな理由は何ですか

「現在就労している」94.1%で最も多く、次いで「その他」2.9%、「学生である」1.5%と続いています。

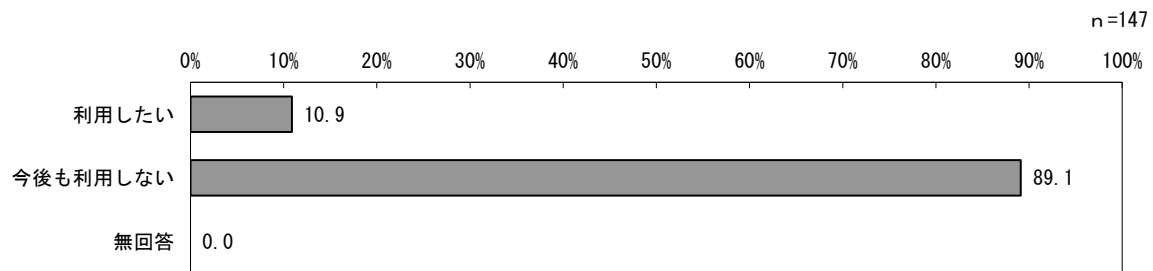


### ■その他主な回答

●出産直後のため。●保育園が運営してる所（大久野保育園の「あもーが」です。）なので先生も分かるし、友達もずっと一緒なので助かっている。

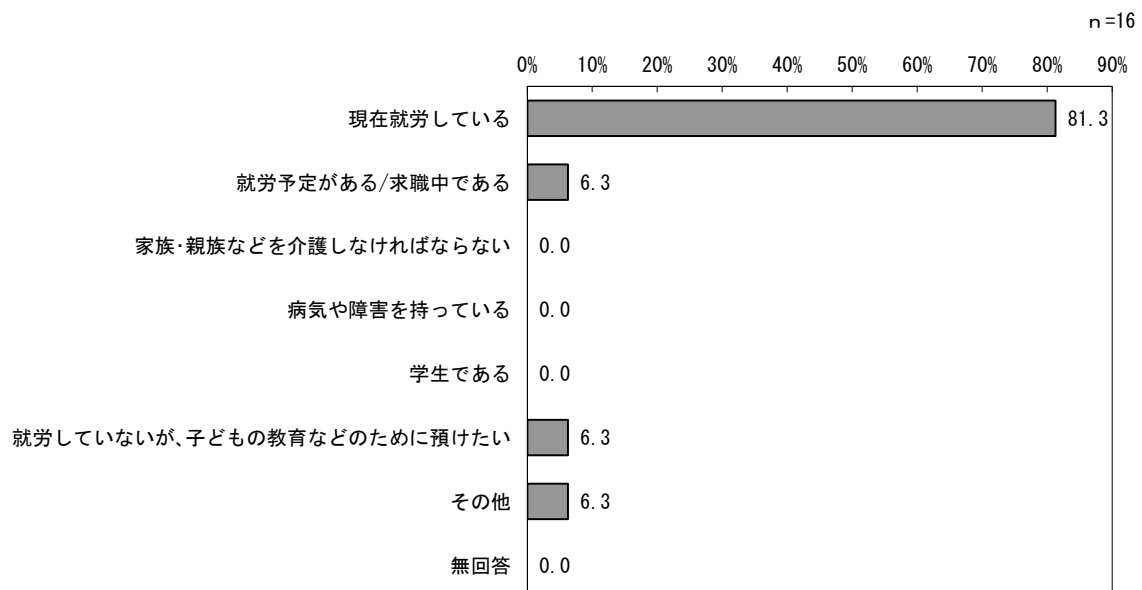
### 放課後児童クラブを利用していない方の中で、今後、学童クラブを利用したいとお考えですか

「今後も利用しない」89.1%、「利用したい」10.9%となっています。



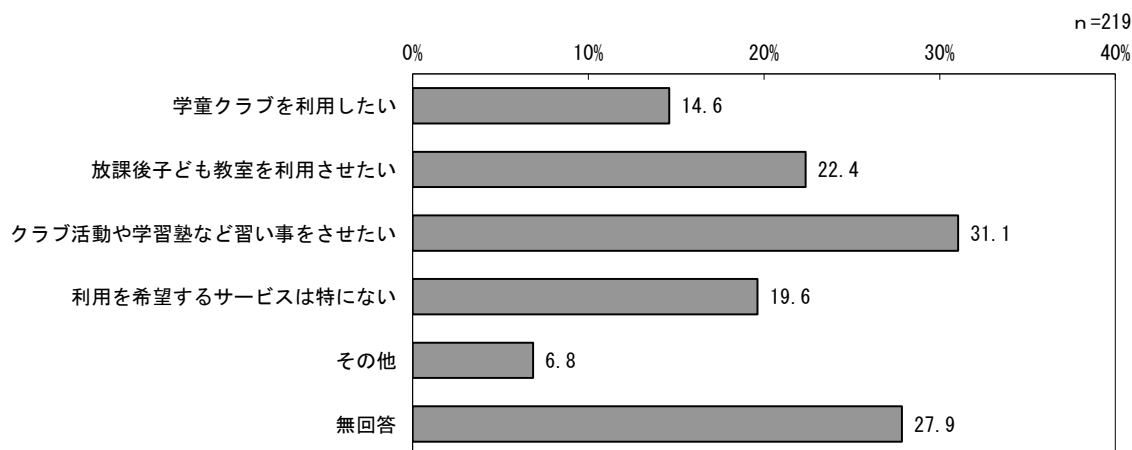
### お子さんの身の回りの世話をおもにしている方が、今後、学童クラブを利用したいおもな理由は何ですか

「現在就労している」81.3%で最も多く、次いで「就労予定がある/求職中である」、「就労していないが、子どもの教育などのために預けたい」、「その他」6.3%と続いています。



## 5年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか

「クラブ活動や学習塾など習い事をさせたい」31.1%で最も多く、次いで「放課後子ども教室を利用させたい」22.4%、「利用を希望するサービスは特にない」19.6%、「学童クラブを利用したい」14.6%、「その他」6.8%と続いています。



### ■その他主な意見

- 友人と外で遊べるといいです。
- アモーガに行きたい。
- 放課後に子ども達が過ごせるような場所が欲しい。
- 学童は制限が多く、高学年の子には向いていない。児童館は遠いため、大久野の子達は気軽に利用できない。外で元気に体を動かせる場所があればよいと思う(大久野あそびの森のような)。他の市町村でやっているような、放課後に大人が見守り(付きっきりで面倒をみるのではなく、外遊びを見守るような形で…)してくれるようなシステムがあれば利用したい。
- 本人が望めば高学年でも利用したい。
- 不登校が続く場合、フリースクールなどを検討。
- 放デイを使っているので、継続して使う予定。
- 町の保育園(卒園した園)にぜひ学童クラブをお願いしたい。保育の質が非常に高いので、安心して任せられる。
- 児童館を充実させ、子ども達の居場所を作ってほしい。
- どのようにしてくのか分からない。他の家庭もどうしているのか知りたい。
- 早く帰ってきてほしい。
- 友達と宿題をやる場があれば、宿題を終わらせて帰ってくれと助かる。
- 現在と同じくいつでもおいでを時々利用したい。
- 学校の校庭解放

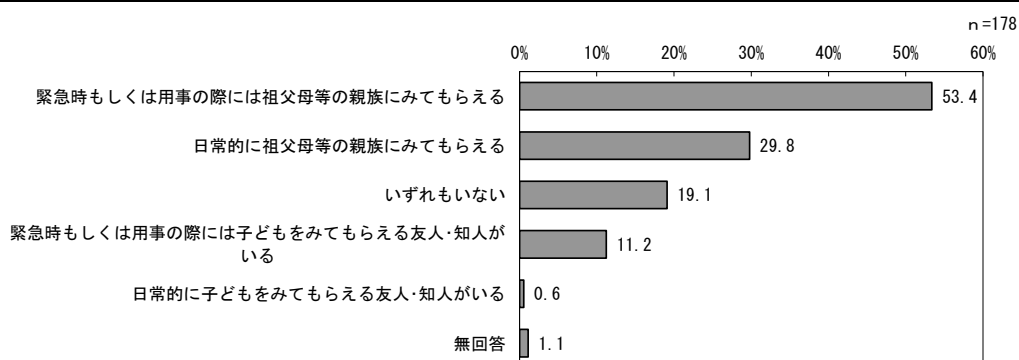
## ■テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について(社会参加・地域交流について)

子育てをしていて追い込まれてしまう状況については、孤立していたり、核家族化が進みすぎて、身内とも疎遠になってしまったりしている状況で多く報告されています。子育て支援ネットワークの構築や地域共生社会への道筋につなげる背景を知るための項目です。

### ●就学前児童の保護者

#### 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」53.4%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」29.8%、「いずれもない」19.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」11.2%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」0.6%と続いています。



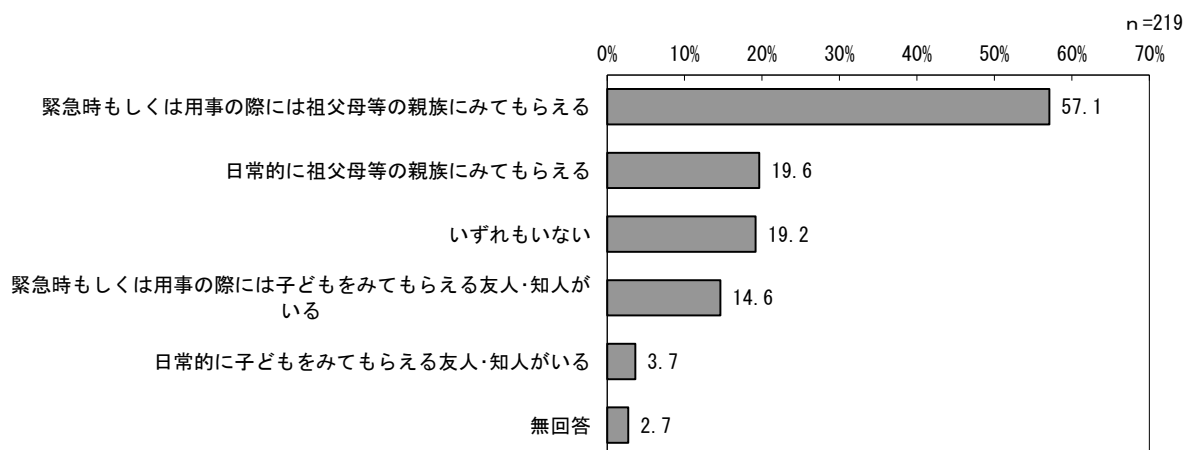
「子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と「子育てについて気軽に相談できる人や場所」これらの回答のクロス集計分析から、孤立や疎遠状況を推測します。約2.8%の方が孤立している可能性が推察されます。

|                                                    |                                     | 合計            | お子さんの子育て(教育を含む)<br>をする上で、気軽に相談できる<br>人はいますか |            |           |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------|---------------------------------------------|------------|-----------|
|                                                    |                                     |               | いる/あ<br>る                                   | いない/<br>ない | 無回答       |
| 全体                                                 |                                     | 178<br>100.0% | 160<br>89.9%                                | 12<br>6.7% | 6<br>3.4% |
| 日頃、お子さん<br>をみてもら<br>える親族・<br>知人はいま<br>すか【複数<br>回答】 | 日常的に祖父母等の親族にみてもら<br>える              | 53<br>29.8%   | 49<br>27.5%                                 | 0<br>0.0%  | 4<br>2.2% |
|                                                    | 緊急時もしくは用事の際には祖父<br>母等の親族にみてもらえる     | 95<br>53.4%   | 87<br>48.9%                                 | 7<br>3.9%  | 1<br>0.6% |
|                                                    | 日常的に子どもをみてもらえる友人・<br>知人がいる          | 1<br>0.6%     | 1<br>0.6%                                   | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0% |
|                                                    | 緊急時もしくは用事の際には子<br>どもをみてもらえる友人・知人がいる | 20<br>11.2%   | 19<br>10.7%                                 | 1<br>0.6%  | 0<br>0.0% |
|                                                    | いずれもない                              | 34<br>19.1%   | 29<br>16.3%                                 | 5<br>2.8%  | 0<br>0.0% |
|                                                    | 無回答                                 | 2<br>1.1%     | 0<br>0.0%                                   | 0<br>0.0%  | 2<br>1.1% |

## ●小学生児童の保護者

### 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」57.1%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」19.6%、「いずれもない」19.2%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」14.6%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」3.7%と続いています。



「子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と「子育てについて気軽に相談できる人や場所」これらの回答のクロス集計分析から、孤立や疎遠状況を推測します。約5.0%の方が孤立している可能性が推察されます。

|                                |                                 | 合計            | お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか |             |           |
|--------------------------------|---------------------------------|---------------|-------------------------------------|-------------|-----------|
|                                |                                 |               | いる/ある                               | いない/ない      | 無回答       |
| 全体                             |                                 | 219<br>100.0% | 185<br>84.5%                        | 25<br>11.4% | 9<br>4.1% |
| 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか【複数回答】 | 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる              | 43<br>19.6%   | 40<br>18.3%                         | 3<br>1.4%   | 0<br>0.0% |
|                                | 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる     | 125<br>57.1%  | 110<br>50.2%                        | 9<br>4.1%   | 6<br>2.7% |
|                                | 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる          | 8<br>3.7%     | 7<br>3.2%                           | 1<br>0.5%   | 0<br>0.0% |
|                                | 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | 32<br>14.6%   | 27<br>12.3%                         | 3<br>1.4%   | 2<br>0.9% |
|                                | いずれもない                          | 42<br>19.2%   | 31<br>14.2%                         | 11<br>5.0%  | 0<br>0.0% |
|                                | 無回答                             | 6<br>2.7%     | 4<br>1.8%                           | 0<br>0.0%   | 2<br>0.9% |
|                                |                                 |               |                                     |             |           |

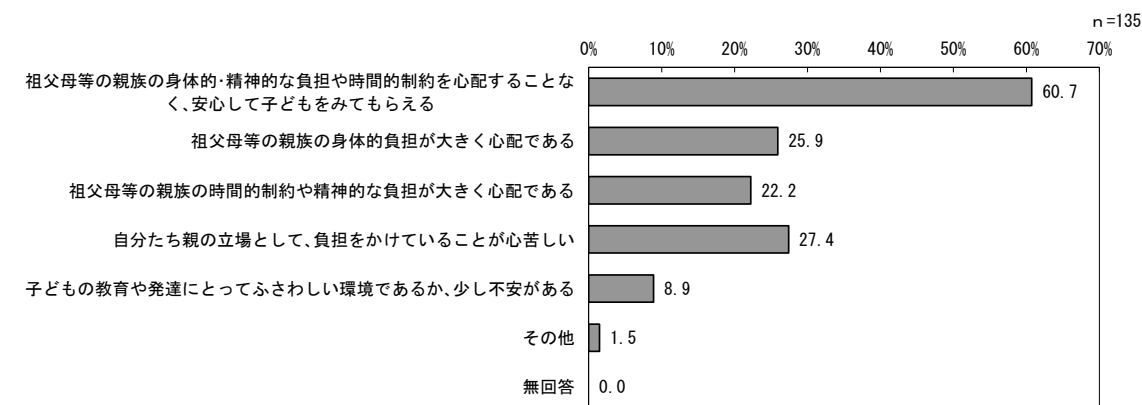


就学前、小学生児童の保護者に共通して言えることは、要保護児童対策地域協議会、保健師などの関係者間で共有することで、常日頃から意識し、より具体的な対策へつながりきっかけになると考えられます。また、地域交流やイベントなどの小学生の親子でも参加できる社会参加によって、今後も、孤立や疎遠の状況を防ぐことも対策の 1 つと考えられます。その他に、「日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」の回答で「みてもらえる親族・知人がいる」が多い傾向について、一見問題がないようにみえます。ただ、「祖父母等、友人・知人にみてもらっている状況」の回答で「親族・友人等に負担をかけていることを心苦しく感じる」との回答が多い傾向があり、現在の同世代の友人・知人、祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、相手への負担感を心配して、何かの時にはみてはもらえるが、子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があり、その状況は、より見えにくい孤立状況が潜んでいるかもしれないと考えます。

## ●就学前児童の保護者

### 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」60.7%で最も多く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」27.4%、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」25.9%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」22.2%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある」8.9%と続いています。

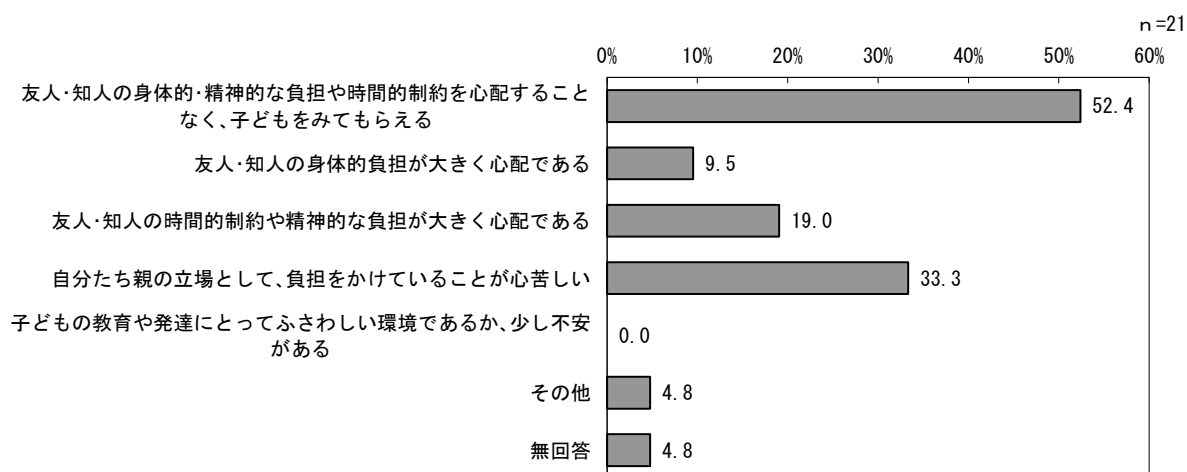


## ■その他主な回答

- 自分の親なので気軽に頼んでいる。

### 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、子どもをみてもらえる」52.4%で最も多く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」33.3%、「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」19.0%、「友人・知人の身体的負担が大きく心配である」9.5%、「その他」4.8%と続いています。



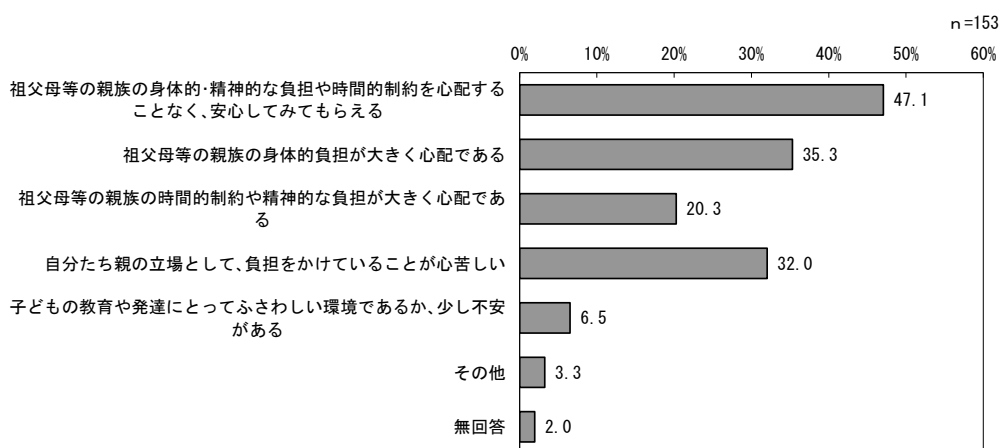
## ■その他主な回答

- 緊急時はみてもらえると思うが、まだ実際に頼んだことがない。

## ●小学生児童の保護者

### 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してみてもらえる」47.1%で最も多く、次いで「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」35.3%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」32.0%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」20.3%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある」6.5%と続いています。

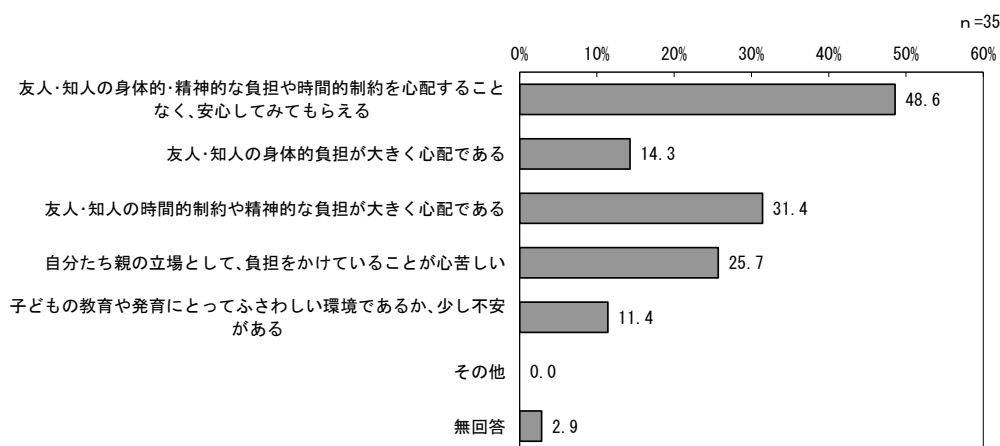


### ■その他主な回答

●祖母は認知症があり、祖父も健康ではない。●金銭的に迷惑をかけているのが、申し訳ない、●安心してみてもらえているが、精神的、体力的にやや不安はある、●群馬県と福島県なのでちょっと遠い。本当に緊急の場合しか頼れない

### 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してみてもらえる」48.6%で最も多く、次いで「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」31.4%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」25.7%、「友人・知人の身体的負担が大きく心配である」14.3%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある」11.4%と続いています。



### ■テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

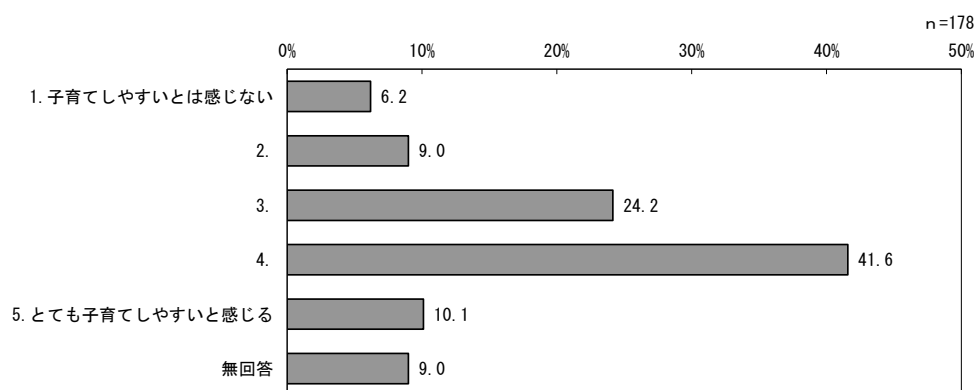
満足度については、計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげていく項目になります。

#### ●就学前児童の保護者

就学前児童の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについては、以下のとおりです。「子育てしやすいと感じる」51.6%（「5点」10.1%+「4点」41.6%）、「子育てしやすいと感じない」15.2%（「2点」9.0%+「1点」6.2%）となっています。

#### あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「4.」41.6%で最も多く、次いで「3.」24.2%、「5.とても子育てしやすいと感じる」10.1%、「2.」9.0%、「1.子育てしやすいとは感じない」6.2%と続いています。

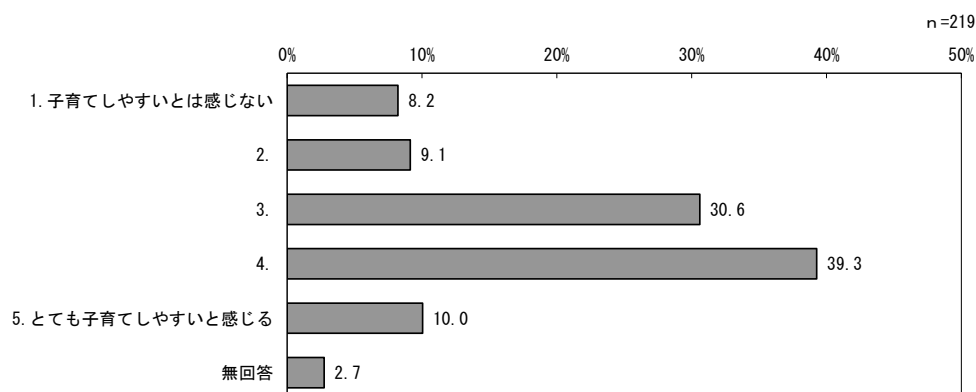


#### ●小学生児童の保護者

一方、小学生児童の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについては、以下のとおりです。「子育てしやすいと感じる」49.3%（「5点」10.0%+「4点」39.3%）、「子育てしやすいと感じない」17.2%（「2点」9.1%+「1点」8.2%）となっています。

#### あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

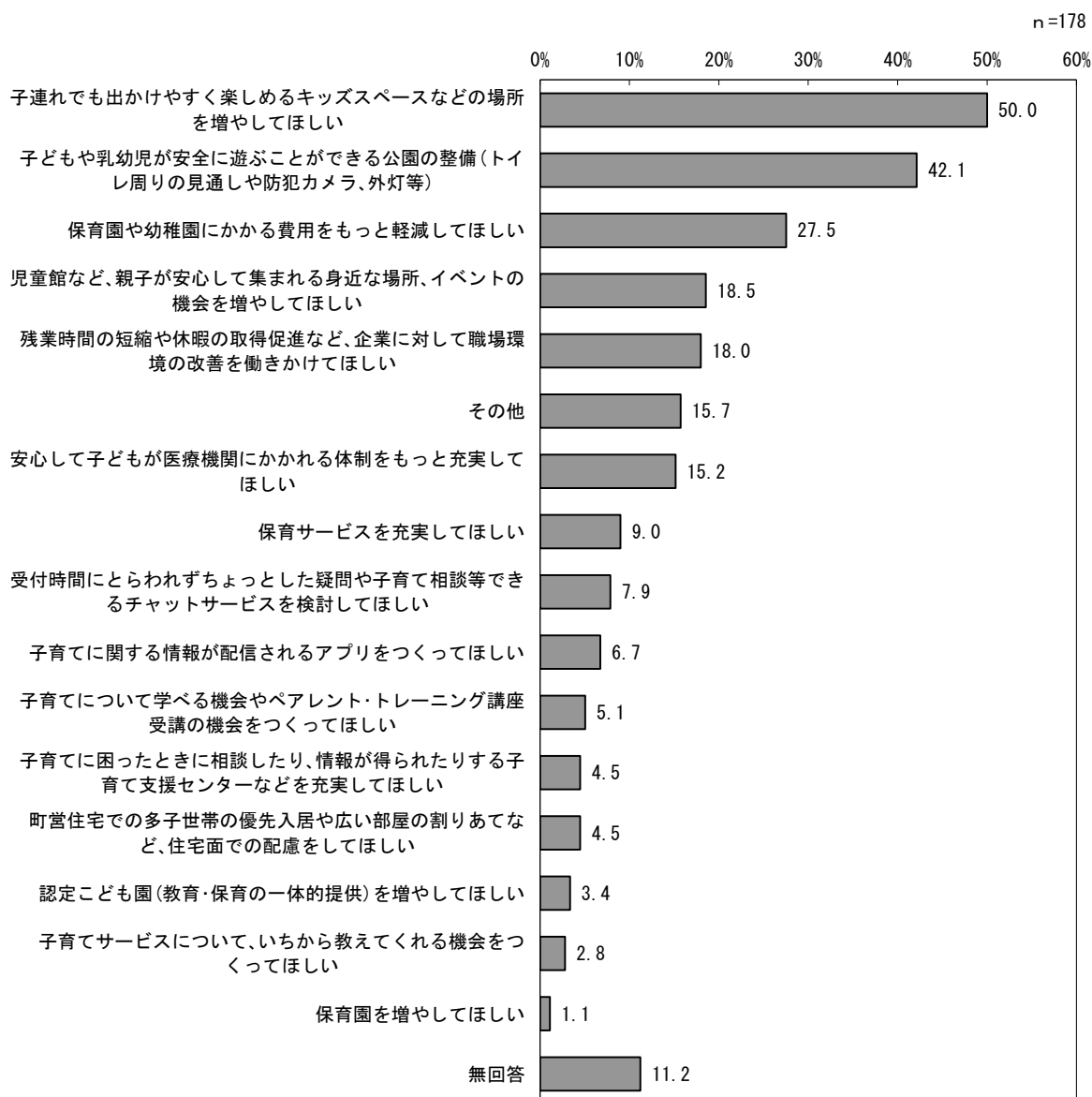
「4.」39.3%で最も多く、次いで「3.」30.6%、「5.とても子育てしやすいと感じる」10.0%、「2.」9.1%、「1.子育てしやすいとは感じない」8.2%と続いています。



## ●就学前児童の保護者

### 参考:本町の子育て支援について特に要望することはありますか

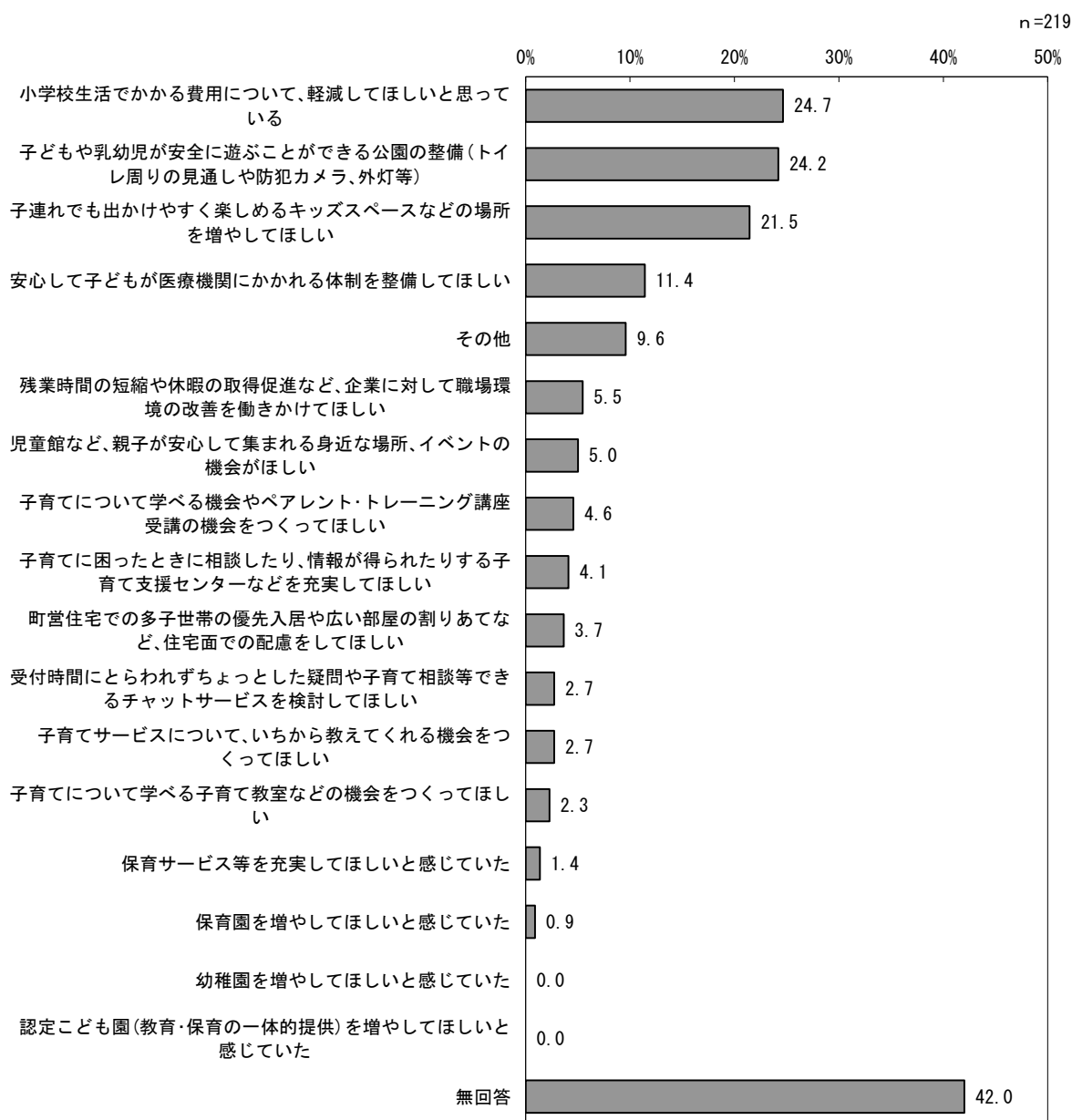
「子連れでも出かけやすく楽しめるキッズスペースなどの場所を増やしてほしい」50.0%で最も多く、次いで「子どもや乳幼児が安全に遊ぶことができる公園の整備(トイレ周りの見通しや防犯カメラ、外灯等)」42.1%、「保育園や幼稚園にかかる費用をもっと軽減してほしい」27.5%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会を増やしてほしい」18.5%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」18.0%と続いています。



## ●小学生児童の保護者

### 参考:本町の子育て支援について、特に要望することはありますか

「小学校生活でかかる費用について、軽減してほしいと思っている」24.7%で最も多く、次いで「子どもや乳幼児が安全に遊ぶことができる公園の整備(トイレ周りの見通しや防犯カメラ、外灯等)」24.2%、「子連れでも出かけやすく楽しめるキッズスペースなどの場所を増やしてほしい」21.5%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」11.4%、「その他」9.6%と続いています。



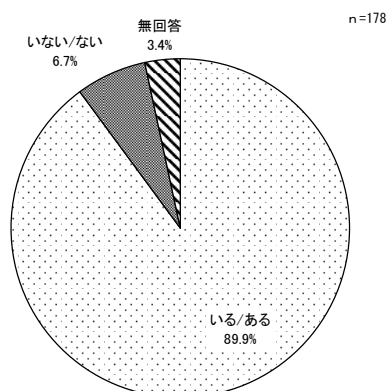
## ■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

子育て支援につながる相談内容について、どんな項目が必要とされているかその意識や変化を把握し、その後の取組検討につなげる項目です。

### ●就学前児童の保護者

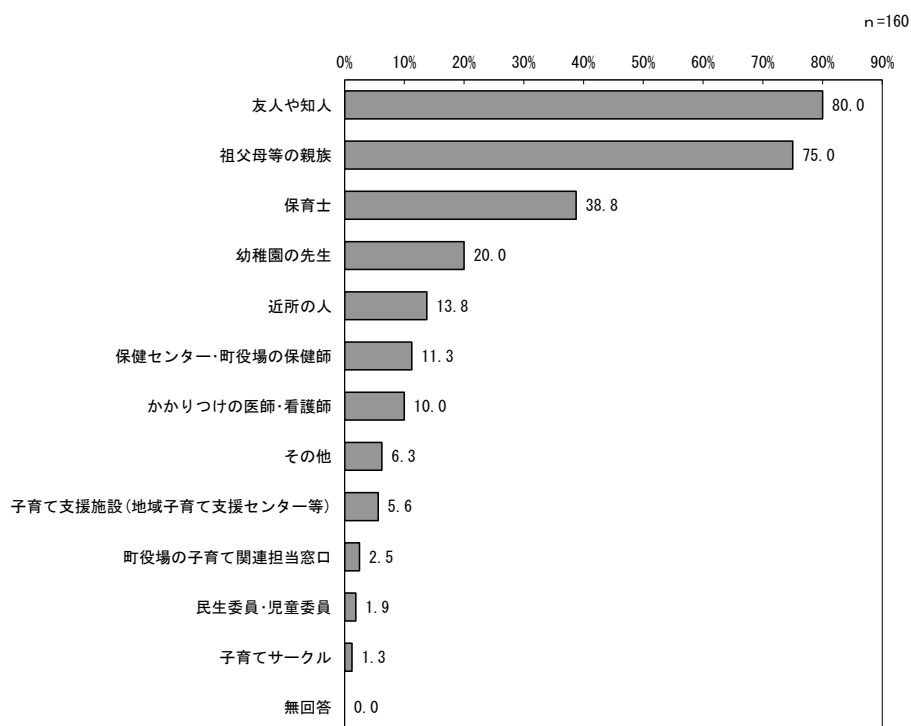
#### お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいいますか

「いる/ある」89.9%、「いない/ない」6.7%となっています。



#### お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「友人や知人」80.0%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」75.0%、「保育士」38.8%、「幼稚園の先生」20.0%、「近所の人」13.8%と続いています。

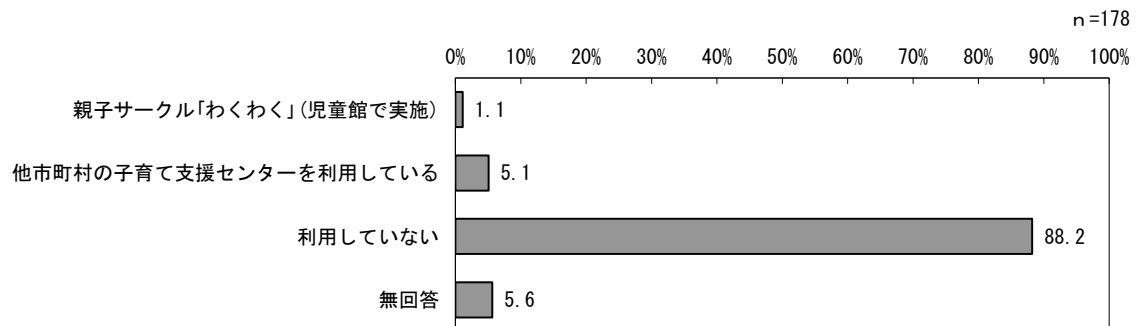


### ■その他主な回答

●習い事の先生、●知人、●夫、●母乳相談で通っている助産師さん、●職場の人 5件

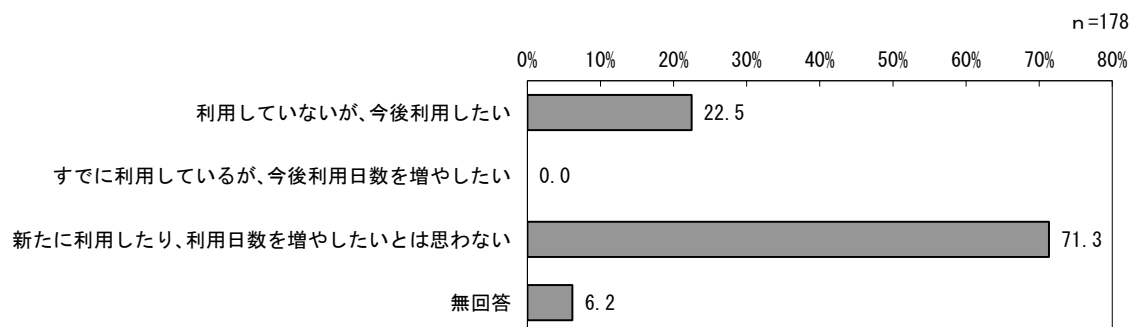
**お子さんは、現在、子育て支援センター等の事業(日の出町では、児童館で実施している「親子サークル」などの事業のことです。)を利用していますか**

「利用していない」88.2%で最も多く、次いで「他市町村の子育て支援センターを利用している」5.1%、「親子サークル「わくわく」(児童館で実施)」1.1%と続いています。



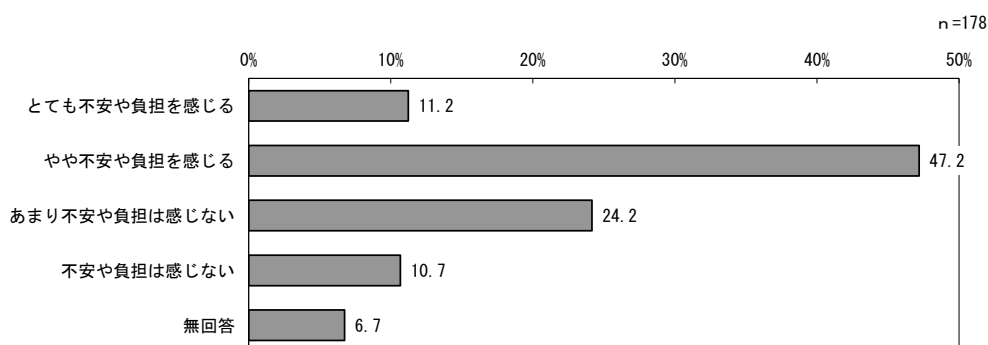
**子育て支援センター等の事業(日の出町では、児童館で実施している「親子サークル」などの事業のことです。)について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか**

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」71.3%、「利用していないが、今後利用したい」22.5%となっています。



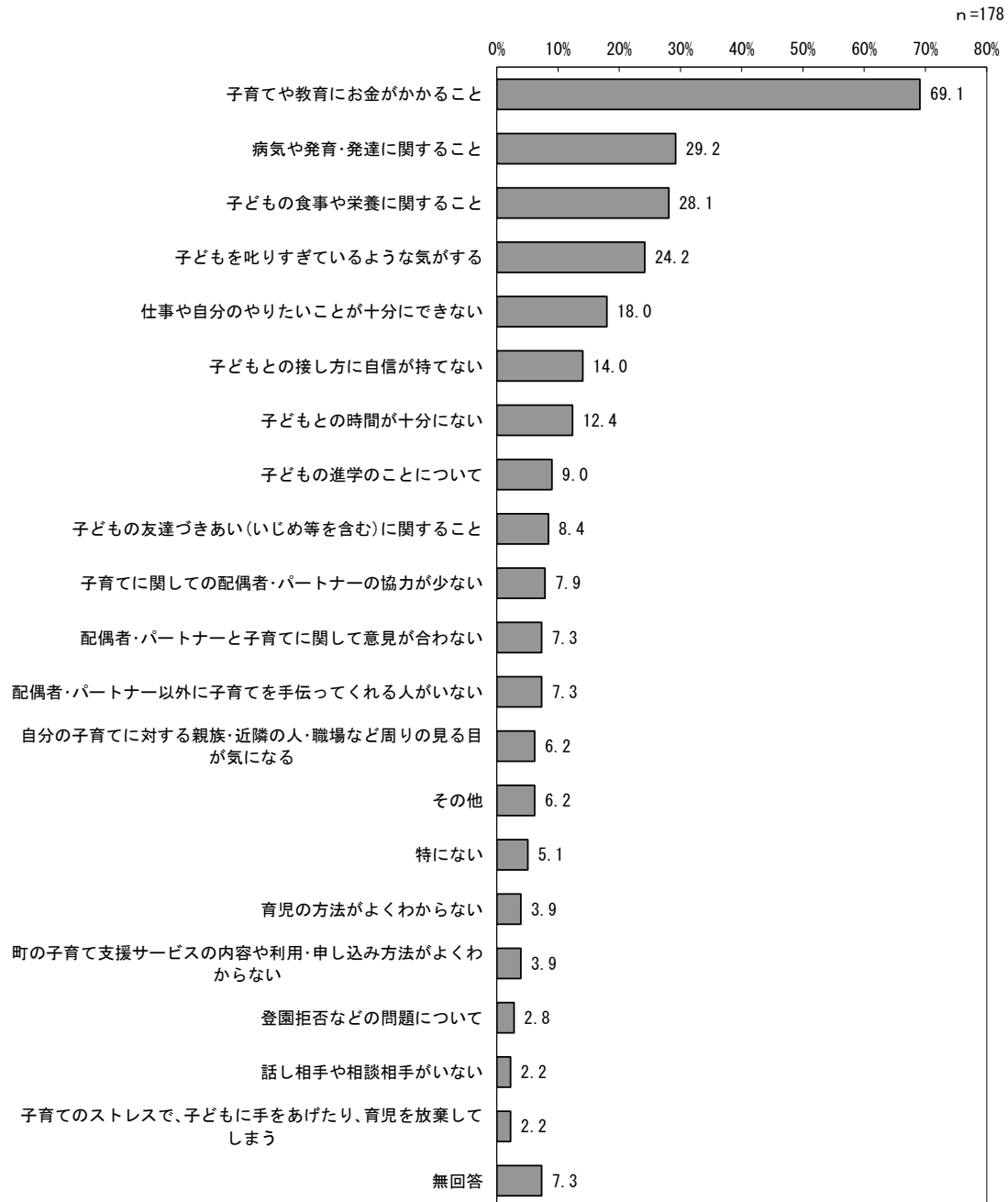
**参考:あなたは、子育てに関して不安や負担を感じますか**

「やや不安や負担を感じる」47.2%で最も多く、次いで「あまり不安や負担は感じない」24.2%、「とても不安や負担を感じる」11.2%、「不安や負担は感じない」10.7%と続いています。



### 参考:あなたは、日常子育てで悩んでいること、また気になることはありますか

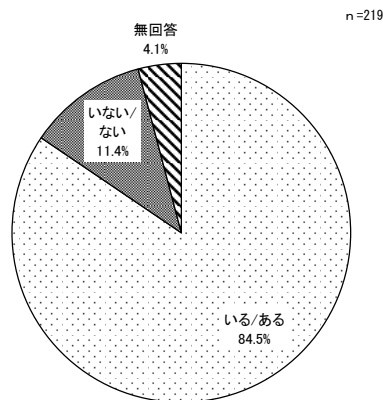
「子育てや教育にお金がかかること」69.1%で最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」29.2%、「子どもの食事や栄養に関すること」28.1%、「子どもを叱りすぎているような気がする」24.2%、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」18.0%と続いています。



## ●小学生児童の保護者

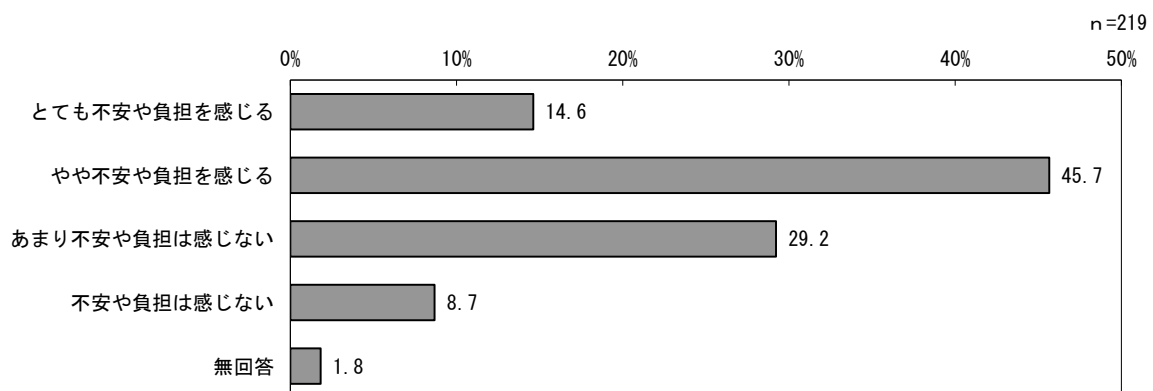
### お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか

「いる/ある」84.5%、「いない/ない」11.4%となっています。



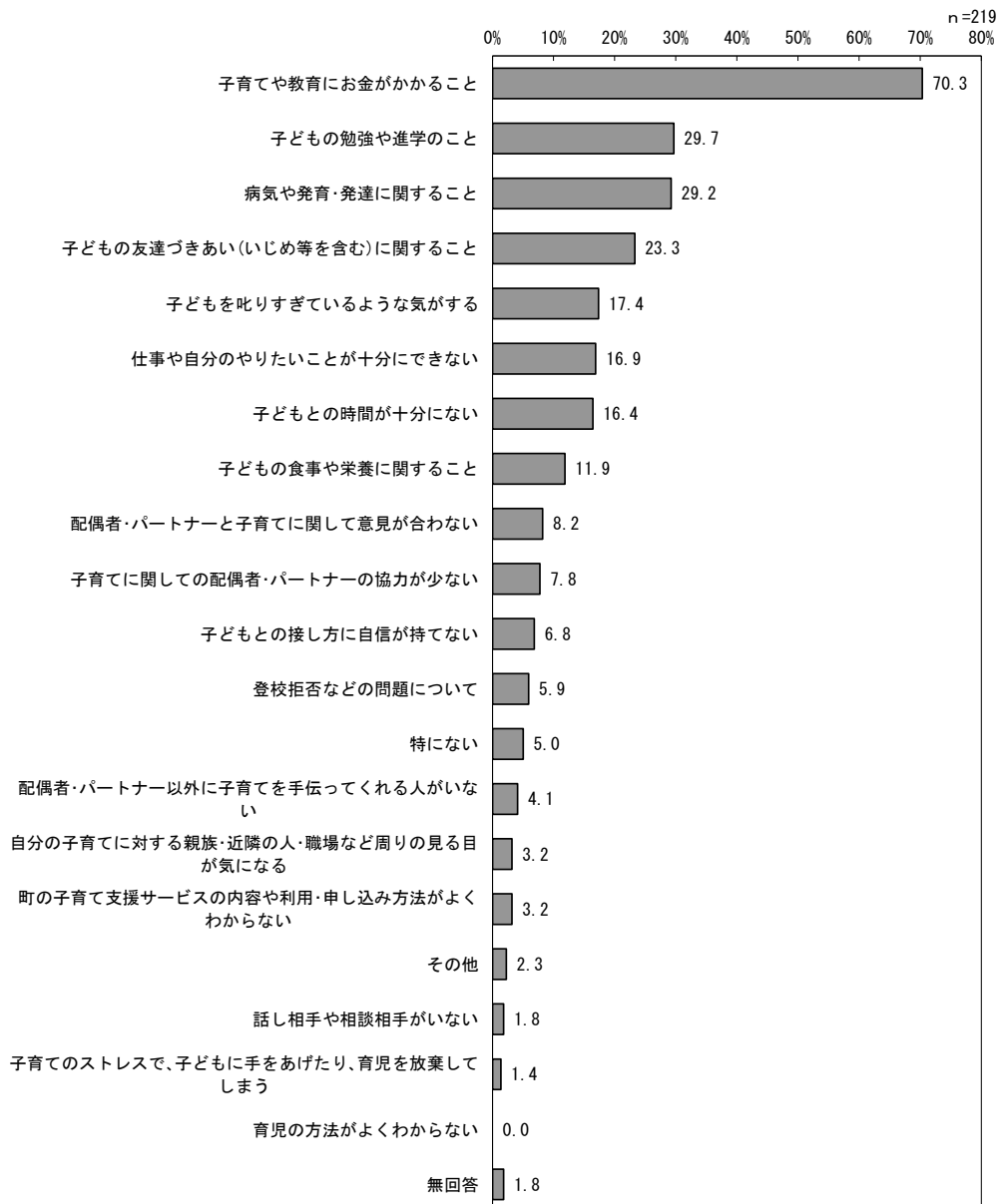
### 参考:あなたは、子育てに関して不安や負担を感じますか

「やや不安や負担を感じる」45.7%で最も多く、次いで「あまり不安や負担は感じない」29.2%、「とても不安や負担を感じる」14.6%、「不安や負担は感じない」8.7%と続いています。



### 参考:あなたは、日常子育てで悩んでいること、また気になることはありますか

「子育てや教育にお金がかかること」70.3%で最も多く、次いで「子どもの勉強や進学のこと」29.7%、「病気や発育・発達に関すること」29.2%、「子どもの友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」23.3%、「子どもを叱りすぎているような気がする」17.4%と続いています。

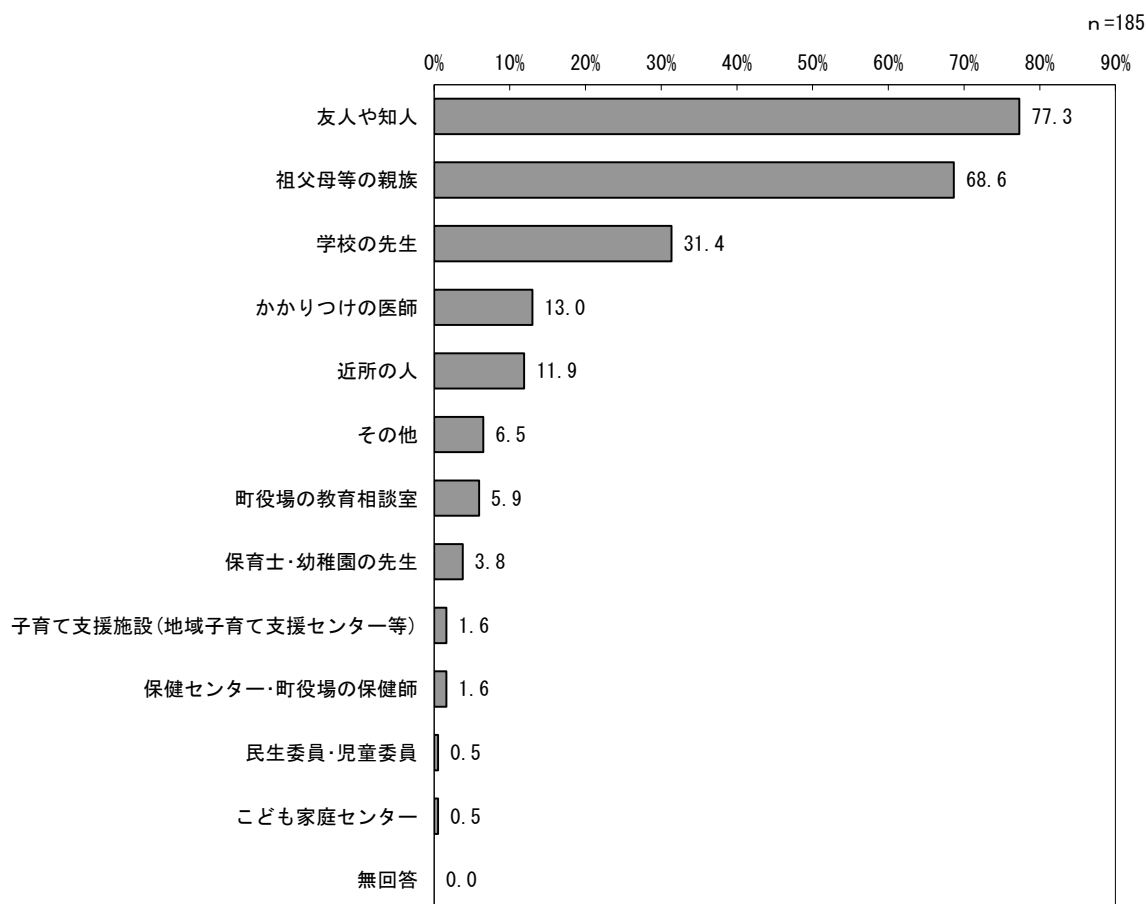


#### ■その他主な意見

●子どもが遊べる広い公園がない。●この地域の子育て意識の低さ。●不登校児をもつ親の集いを、土・日・祝で気軽にやってほしい。●物価上昇、●収入が少ないのに生活費が掛かりすぎている。低所得の条件より僅かに上なので、手当てがもらえるわけでもなく、出費だけが膨らんで、将来の貯蓄が出来ない。

## お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「友人や知人」77.3%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」68.6%、「学校の先生」31.4%、「かかりつけの医師」13.0%、「近所の人」11.9%と続いています。



### ■その他主な回答

●デイサービス、ショートステイ、移動支援、学童、●東京都の24時間教育相談電話、●配偶者3件、●仕事の同僚3件、●習い事の先生2件

## 5 子ども・子育て支援に関するアンケート結果からの課題

---

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題を記載しています。国の指針でもいわれている子どもの育ち及び子育てをめぐる環境と当町の子育て環境を踏まえ、関連する課題にも、引き続き取り組んでいく必要があります。

### ●テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策を検討します。見込み量を算出する際の希望値の参考としてアンケート結果を活用し、また利用実績も踏まえた見込み量とすることが課題です。ただ、保護者の就業状況は高いが、一方で人口減少によって、子どもの絶対数が少なくなっている現状を鑑みて、どのように事業を継続していくかは、新たな課題です。

### ●テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について(社会参加・地域交流について)

→孤立している保護者がいる可能性があるという前提で、今後の取組として、保護者のレスパイトケアや地域のつながりをどのようにサポートしていくかは課題です。この状況を令和6年度設立のこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会、保健師などの関係者間で共有することで、児童虐待や育児放棄を防ぐ具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。また、幼児だけでなく、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどへの社会参加によって、間接的に孤立や疎遠状況を防ぐことにつながることも、今後の課題と考えられます。

### ●テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→今の満足度を計画、施策の成果(アウトカム)ととらえて評価し、今後の取組検討につなげることが重要です。現況を注視しつつ、就学前児童の保護者であれば、「子連れででかけやすい場所やイベントの充実、公園の整備」、「保育園や幼稚園の費用軽減」、「企業に対するワークライフバランスへの働きかけ」などの要望に対応していくことが課題です。一方で、小学生児童の保護者では「小学校生活での費用軽減」、「公園の整備、子連れででかけやすい場所の充実」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」「企業に対するワークライフバランスへの働きかけ」を望む声があるので、子どもの年齢にとらわれない、子育てしやすい環境整備を継続することが課題です。

### ●テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→相談内容として想定されるのは就学前、小学生の保護者に共通するのは、「経済的な不安・負担について」、「子どもの病気や発育・発達に関して」、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」などがあります。就学前の保護者では、「子どもの食事や栄養に関して」、「子どもとの接し方について」、小学生の保護者では「勉強や進学について」、「子どもの友達づきあい(いじめ含む)に関すること」などが挙げられているので、相談内容に対応できる人員の確保や相談体制を整えていくこと

は、継続した課題です。ただ、相談窓口は開設しているが、利用が増えている状況にはないので、気軽に相談できる場所があることを、今後も周知や広報で、認知を広げることは課題になります。前期計画でも課題としていた相談支援の体制整備は、継続していくことが重要です。

その他、アンケート結果からみた第2期計画からの継続課題については、以下のとおりです。

#### ■子育てを支える人材の確保

全国的に人口減少が進んでいく社会の中で、今後も教育・保育や子育て支援を行っていく上では、各方面での人材確保は重要な課題となります。就労状況等に合わせて、時間外保育・一時預かりや学童クラブ等の利用ニーズは高まる可能性は高いです。ただ、一方で、子どもの絶対数は減少していく状況を推察し、どのように事業を継続させていくかは、新たな課題となっています。また、障がい児保育等（医療的ケア児含む）、特別な支援を充実させるための専門職の養成・確保は継続的に進める必要があります。また、地域における各種の子育て支援を充実させる観点からは、活動に参画する地域人材の養成・確保と質を向上させるための研修参加などを促していくことも重要となります。

#### ■事業の利用や参加につながる周知・実施

本町において、子育て支援に関する多様なニーズがある中で、法整備の変遷に合わせ、また、それぞれに対応する各種事業を実施しています。ただ、相談支援をはじめ、その利用や参加状況を鑑みると、高い状況とはなっていないです。各種事業への利用希望があることを踏まえると、実際の利用方法や参加方法の伝わりやすさなど、周知や広報の仕方を工夫することで、認知を高め、より利用しやすい環境を作っていくことが、今後も、課題となっています。

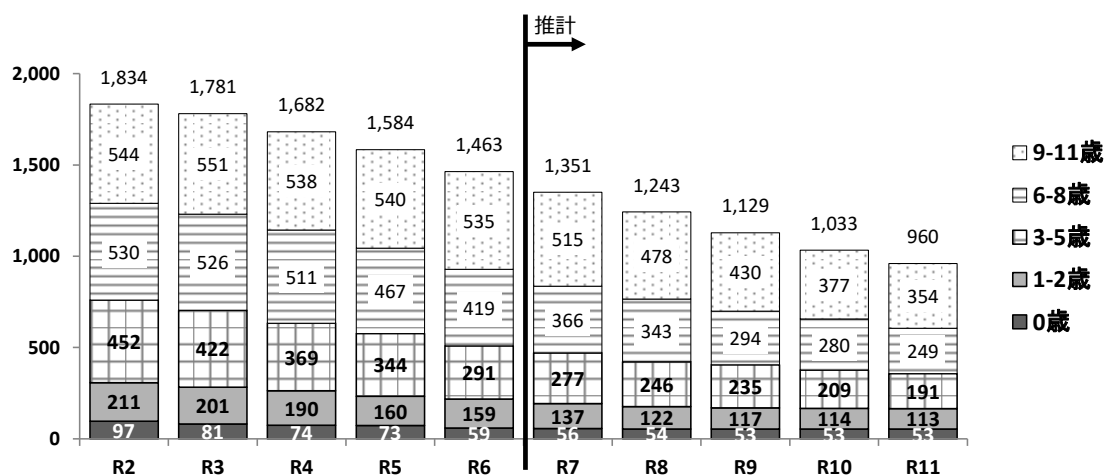
## 6 子ども数の推計について

令和11年までの子ども数の推計結果は次のとおりです。0～5歳、6～11歳は微減傾向と見込まれ、子ども数全体では、ゆるやかに減少傾向と推計されます。

令和元年～令和6年（各4月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は、過去4区間の幾何平均を使用し、出生率は過去4区間の経年変化（トレンド）で推計し計算しています。

|     | 実績(各年4月1日) |     |     |     |     |     | 推計(各年4月1日) |     |     |     |     | 伸び率<br>(R6-R11) |
|-----|------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
|     | R1         | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  | R7         | R8  | R9  | R10 | R11 |                 |
| 0歳  | 87         | 97  | 81  | 74  | 73  | 59  | 56         | 54  | 53  | 53  | 53  | -10.2%          |
| 1歳  | 113        | 88  | 104 | 83  | 80  | 74  | 62         | 59  | 57  | 56  | 56  | -24.3%          |
| 2歳  | 127        | 123 | 97  | 107 | 80  | 85  | 75         | 63  | 60  | 58  | 57  | -32.9%          |
| 3歳  | 145        | 135 | 126 | 103 | 110 | 76  | 88         | 78  | 65  | 62  | 60  | -21.1%          |
| 4歳  | 162        | 152 | 137 | 129 | 107 | 111 | 78         | 90  | 80  | 67  | 64  | -42.3%          |
| 5歳  | 176        | 165 | 159 | 137 | 127 | 104 | 111        | 78  | 90  | 80  | 67  | -35.6%          |
| 6歳  | 171        | 174 | 175 | 159 | 137 | 127 | 104        | 111 | 78  | 90  | 80  | -37.0%          |
| 7歳  | 178        | 176 | 174 | 176 | 159 | 135 | 128        | 105 | 112 | 79  | 91  | -32.6%          |
| 8歳  | 169        | 180 | 177 | 176 | 171 | 157 | 134        | 127 | 104 | 111 | 78  | -50.3%          |
| 9歳  | 195        | 173 | 181 | 179 | 175 | 177 | 159        | 136 | 129 | 106 | 113 | -36.2%          |
| 10歳 | 174        | 195 | 175 | 185 | 179 | 176 | 180        | 162 | 139 | 132 | 109 | -38.1%          |
| 11歳 | 165        | 176 | 195 | 174 | 186 | 182 | 176        | 180 | 162 | 139 | 132 | -27.5%          |

|       | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    | R9    | R10   | R11 | 伸び率<br>(R6-R11) |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----------------|
| 0歳    | 87    | 97    | 81    | 74    | 73    | 59    | 56    | 54    | 53    | 53    | 53  | -10.2%          |
| 1-2歳  | 240   | 211   | 201   | 190   | 160   | 159   | 137   | 122   | 117   | 114   | 113 | -28.9%          |
| 3-5歳  | 483   | 452   | 422   | 369   | 344   | 291   | 277   | 246   | 235   | 209   | 191 | -34.4%          |
| 小計    | 810   | 760   | 704   | 633   | 577   | 509   | 470   | 422   | 405   | 376   | 357 | -29.9%          |
| 6-8歳  | 518   | 530   | 526   | 511   | 467   | 419   | 366   | 343   | 294   | 280   | 249 | -40.6%          |
| 9-11歳 | 534   | 544   | 551   | 538   | 540   | 535   | 515   | 478   | 430   | 377   | 354 | -33.8%          |
| 合計    | 1,862 | 1,834 | 1,781 | 1,682 | 1,584 | 1,463 | 1,351 | 1,243 | 1,129 | 1,033 | 960 | -34.4%          |



## 第3章

# 基本的な考え方

### 1 基本的な視点

---

本町では、子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、次世代を担う子どもたちが安全に、健やかに成長することを願い、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

#### 子どもの育ち

##### 子どもの成長や発達をどう支援していくか

- ・子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮し、大人だけでなく子どもの視点に立った取組を進めていきます。
- ・子どもの健全育成のための家庭・学校・地域が連携し、それぞれが本来持っている教育力の活性化を図ります。

#### 子どもを健やかに育む家庭

##### 親が自信を持って子育てできるようどう支援していくか

- ・親も日々の子育てを通して親自身が成長していく存在です。すべての親が心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、色々なサービスや学習の機会を誰もが受けられるようにしていきます。

#### 子育てを支える地域

##### 子育てがしやすい地域づくりをどう行っていくか

- ・家族が安心して子育てできるよう地域全体で子育て家族を支えることにより、子育て家族が抱える様々な負担感の軽減を図り、お互いが助け合いながら子育てできる地域をみんなでつくっていきます。

## 2 基本理念と基本目標

### 【計画の基本理念】

## 笑顔はぐくむ 未来輝くまち ひので

本計画では、安心して妊娠・出産を迎えられ、生きがいを持ちながら楽しく子育てができるよう、また、子どもたちが健康でのびのびと成長していくことができるよう、これからも安心して子育てができるまちづくり施策を進めていきます。

### 【計画の基本目標】

基本理念を踏まえ、安心して子育てができるまちづくりを進めるため、次の基本目標を5つ設定し、それぞれの下に子ども施策を展開していきます。

#### 基本目標 1

#### ゆとりを持って子育てをするための地域の支援体制づくり

子育てのあり方やニーズが多様化している中で、子育て家庭がゆとりを持って地域で子育てできるよう、保育・教育環境の整備や子育て支援サービスの提供、また経済的支援等の取組を通して、ニーズを踏まえた支援体制づくりを進めていきます。

#### 基本目標 2

#### 親子が健やかに育つための健康づくり

妊娠・出産から子育てまでにわたって親子の健康が守られ、健やかに育っていけるよう、健康づくりを推進していきます。

#### 基本目標 3

#### 子どもが豊かに学び育つための教育環境づくり

子どもの心の豊かさや生きる力が、様々な体験や学びを通して育まれるよう、教育活動の充実や施設整備等を通して、教育環境づくりを推進していきます。

#### 基本目標 4

#### 子育てにやさしい地域環境づくり

子育てをする上での障壁を減らし、安心して子育てができるようにするため、仕事と子育てとの両立のしやすさの確保や、子育てをする上で便利かつ安全・安心な環境の整備をとおして、子育てにやさしい地域環境づくりを進めていきます。

#### 基本目標 5

#### 配慮が必要な子どもと家庭への支援の体制づくり

子ども・子育ての状況は場合により様々であることを踏まえた上で、障がいの有無や貧困の状況等にかかわらず、すべての子どもの人権が尊重され、また、誰もが自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭に向けた取組と体制づくりを進めていきます。

### 3 計画の施策体系について

子ども・子育て支援事業計画の、施策の全体像については以下のとおりです。

| 理念                       | 基本目標 |                            | 基本施策                                                                                  |
|--------------------------|------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>笑顔はぐくむ 未来輝くまち ひので</b> | 目標1  | ゆとりを持って子育てをするための地域の支援体制づくり | (1) 子育て支援サービスの充実<br>(2) 保育サービスの充実<br>(3) 児童の健全育成の推進<br>(4) 経済的支援の取組                   |
|                          | 目標2  | 親子が健やかに育つための健康づくり          | (1) 子どもや母親の健康の確保<br>(2) 「食育」の推進<br>(3) 学童期・思春期保健対策の充実                                 |
|                          | 目標3  | 子どもが豊かに学び育つための教育環境づくり      | (1) 次世代の親を担う青少年の育成<br>(2) 学校の教育環境の整備<br>(3) 家庭や地域の教育力の向上<br>(4) 子どもの読書活動の推進           |
|                          | 目標4  | 子育てにやさしい地域環境づくり            | (1) 仕事と子育ての両立支援<br>(2) 便利で良好な生活環境の確保<br>(3) 安全・安心な地域環境の整備                             |
|                          | 目標5  | 配慮が必要な子どもと家庭への支援の体制づくり     | (1) 児童虐待防止対策の充実<br>(2) ひとり親家庭への自立支援の推進<br>(3) 障がいのある子どもたちに対する施策の充実<br>(4) 子どもの貧困対策の推進 |

## 第4章

# 必要事業量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法の規定では、市町村が定める教育・保育提供区域（後述）ごとに、教育・保育等の各種の事業の必要量の見込み及びそれらの確保の方策を定めることとなっており、本計画の策定にあたっては、アンケートの需要状況を参考に、教育・保育、地域子育て支援事業の利用実績を踏まえて、定めます。

### 1 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすい体制の確保のために市町村が定めるもので、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して、本計画では町全体を1区域として設定します。また、教育・保育と連携して実施する地域子ども・子育て支援事業は、町全体1区域として設定します。

### 2 教育・保育提供区域の設定

#### 1 日の出町における教育・保育提供区域について

| 事業区分       | 区域設定 | 考え方                             |
|------------|------|---------------------------------|
| 1号認定（3～5歳） | 1区域  | 教育・保育の区域設定については<br>日の出町内全域とします。 |
| 2号認定（3～5歳） |      |                                 |
| 3号認定（0歳）   |      |                                 |
| 3号認定（1～2歳） |      |                                 |

## 2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定について

教育・保育の提供区域と連携して実施されるので、各事業は共通して、以下のとおりに区域を設定します。

| 地域子ども・子育て支援事業                | 提供区域                |
|------------------------------|---------------------|
| 利用者支援に関する事業（こども家庭センター型）      | 日の出町全域を1区域として設定します。 |
| 時間外保育事業（延長保育事業）              |                     |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） |                     |
| 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）      |                     |
| 養育支援訪問事業（相談支援、育児・家事援助等）      |                     |
| 地域子育て支援拠点事業                  |                     |
| 一時預かり事業                      |                     |
| 病児保育事業                       |                     |
| 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） |                     |
| 妊婦に対して健康診査を実施する事業            |                     |
| 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）           | 小学校区を1区域として設定します。   |
| 子育て世帯訪問支援事業                  | 日の出町全域を1区域として設定します。 |
| 利用者支援に関する事業（基本型：地域子育て相談機関）   | 検討後、設定します。          |
| 児童育成支援拠点事業                   | 検討後、設定します。          |
| 親子関係形成支援事業                   | 検討後、設定します。          |
| 妊婦等包括相談支援事業                  | 日の出町全域を1区域として設定します。 |
| 産後ケア事業                       | 日の出町全域を1区域として設定します。 |

### 3 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

教育・保育の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

#### （１）１号認定（３歳以上、幼稚園・認定こども園を利用希望）

##### ■量の見込み

|                      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 1 必要利用定員総数（人）        | 35    | 32    | 31    | 28     | 26     |
| うち、2号認定で幼稚園等利用希望者（人） | 15    | 14    | 13    | 12     | 12     |
| 2 確保の内容（人）           | 72    | 72    | 72    | 72     | 72     |
| 特定教育・保育施設（人）         | 72    | 72    | 72    | 72     | 72     |
| 新制度未移行幼稚園※（人）        | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 過不足（2-1）             | 37    | 40    | 41    | 44     | 46     |

##### ●確保の内容方針

町外の利用者を含めた人数を確保していくため、現行の認定こども園の定員数を確保していきます。

※新制度未移行幼稚園

＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。

#### （２）２号認定（３歳以上、保育所・認定こども園を利用希望）

##### ■量の見込み

|                             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 1 必要利用定員総数（人）<br>（幼稚園等希望除く） | 213   | 195   | 185   | 171    | 158    |
| 2 確保の内容（人）                  | 271   | 271   | 271   | 271    | 271    |
| 特定教育・保育施設（人）                | 271   | 271   | 271   | 271    | 271    |
| 地域型保育事業（人）                  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 認可外保育施設（人）                  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 過不足（2-1）（人）                 | 58    | 76    | 86    | 100    | 113    |

##### ●確保の内容方針

町外の利用者を含めた人数を確保していくため、現行の保育園、認定こども園の定員数を確保していきます。今後、定員変更等も視野に入れ、受け入れ態勢の整備を行なっていきます。

### (3) 3号認定（0歳、保育所・認定こども園を利用希望）

#### ■量の見込み

|               | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 1 必要利用定員総数(人) | 13    | 12    | 13    | 12     | 13     |
| 2 確保の内容(人)    | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| 特定教育・保育施設(人)  | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| 地域型保育事業(人)    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 認可外保育施設(人)    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 過不足(2-1)(人)   | 17    | 18    | 17    | 18     | 17     |

#### ●確保の内容方針

町外の利用者を含めた人数を確保していくため、現行の保育園の定員数を確保していきます。今後、定員変更等も視野に入れ、受け入れ態勢の整備を行なっていきます。

### (4) 3号認定（1歳、保育所・認定こども園を利用希望）

#### ■量の見込み

|               | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 1 必要利用定員総数(人) | 42    | 40    | 39    | 40     | 39     |
| 2 確保の内容(人)    | 50    | 50    | 50    | 50     | 50     |
| 特定教育・保育施設(人)  | 50    | 50    | 50    | 50     | 50     |
| 地域型保育事業(人)    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 認可外保育施設(人)    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 過不足(2-1)(人)   | 8     | 10    | 11    | 10     | 11     |

#### ●確保の内容方針

町外の利用者を含めた人数を確保していくため、現行の保育園の定員数を確保していきます。今後、定員変更等も視野に入れ、受け入れ態勢の整備を行っていきます。

### (5) 3号認定（2歳、保育所・認定こども園を利用希望）

#### ■量の見込み

|               | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 1 必要利用定員総数(人) | 47    | 40    | 38    | 38     | 38     |
| 2 確保の内容(人)    | 62    | 62    | 62    | 62     | 62     |
| 特定教育・保育施設(人)  | 62    | 62    | 62    | 62     | 62     |
| 地域型保育事業(人)    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 認可外保育施設(人)    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 過不足(2-1)(人)   | 15    | 22    | 24    | 24     | 24     |

#### ●確保の内容方針

町外の利用者を含めた人数を確保していくため、現行の保育園の定員数を確保していきます。今後、定員変更等も視野に入れ、受け入れ態勢の整備を行っていきます。

#### ○保育利用率の目標値設定について

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「3号認定の必要利用定員総数÷各年度推計人口(0～2歳)×100＝(小数点第一位まで)」により算出した数値とします。

|                | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 保育利用率(%)       | 52.8% | 52.3% | 52.9% | 53.9%  | 54.2%  |
| 推計児童数(0～2歳)(人) | 193   | 176   | 170   | 167    | 166    |

## 4 教育・保育の一体的提供の推進について

---

1世帯当たり人員の減少や保護者の就労形態の変化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変わり、子どもの人口は減少が続いています。幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しています。幼稚園、認定こども園などにおける一時的な預かりなど、多様なニーズに対応できる体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、保育所、認定こども園による教育・保育の提供体制について、総合的な充実を図る必要があります。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培っていきます。小学校との連携はもとより、地域の幼稚園、保育所、認定こども園との連携も継続します。また、子ども達に質の高い教育・保育を提供するとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際の受入体制づくりを推進します。

## 5 教育・保育施設の質の向上

---

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、多様な保育ニーズに対応する良質な環境を整備するためには、人材の確保と質の向上が必要です。幼稚園教諭、保育士をはじめ、子どもの育ちを支援する保育人材の確保と定着に向け、資格取得の支援や宿舍借り上げ支援に取り組むと同時に、保育人材の資質向上につながる取組として、職責等に応じた処遇を実現するため、キャリアパス導入に取り組む事業者の支援や研修等による専門性の向上を図ります。

また、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供します。特にアレルギー児や障がい児等配慮が必要な児童への保育に取り組む施設への支援、保育の質の維持・向上に向け、第三者評価の受審促進、情報の公表等により適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえて必要な取組の検討及び不断の改善努力を行います。

- ①職員配置の充実と職場環境の改善
- ②職員の資質向上に向けた研修等の充実
- ③職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮

## 6 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

---

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備を進めます。

## 7 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施の確保

---

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

## 8 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

### (1) 利用者支援事業

子育て生活での様々な不安や困りごとを気軽に相談できる場所と同時に、子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、認定こども園・保育所等の施設や、一時預かり・学童クラブ等の地域の子育て支援事業等から、必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や紹介・相談対応等の支援を行う事業です。

#### ■量の見込み

|                | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 基本型（か所）        | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| こども家庭センター型（か所） | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

#### ●確保の方策方針

令和6年度よりこども家庭センターを設立し、引き続き、町職員、こども家庭センター相談員が対応し利用者支援（ご案内・相談等）を実施します。令和7年度以降に、地域子育て相談機関として、保育所や認定こども園など施設の協力を得て、こども家庭センターへ相談がしにくいと感じる家庭が気軽に子育てに関する疑問や悩みを相談ができる機会を増やすことを目的とした事業を開始予定です。

### (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて実施する事業です。

〔対象年齢〕 0～5歳（未就学児）

#### ■量の見込み

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人） | 120   | 110   | 106   | 101    | 97     |
| 確保の方策（人） | 120   | 110   | 106   | 101    | 97     |

#### ●確保の方策方針

現状に引き続き実施し、見込まれる量を確保します。

### (3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

主に、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び・生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

[対象年齢] 6～11歳（就学児）

#### ■量の見込み

|                   |     | 令和6年度<br>(実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------------|-----|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の<br>見込み<br>(人) | 1年生 | 64            | 50    | 54    | 40    | 42     | 41     |
|                   | 2年生 | 73            | 63    | 54    | 58    | 44     | 46     |
|                   | 3年生 | 59            | 55    | 52    | 45    | 48     | 36     |
|                   | 4年生 | 38            | 36    | 31    | 29    | 25     | 27     |
|                   | 5年生 | 0             | 3     | 3     | 2     | 2      | 2      |
|                   | 6年生 | 3             | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| ②確保の方策(人)         |     | 308           | 308   | 258   | 258   | 258    | 212    |
| 差(②－①)            |     | 71            | 101   | 64    | 84    | 97     | 60     |

#### ●確保の方策方針

学童クラブについては、国の推奨する1人あたりの育成面積1.65㎡を適用した育成を実施していきます。令和11年度以降は、さらにゆとりある育成を図るため、1人あたりの育成面積2.0㎡を目標に、定めた定数を確保の方策の基準としていきます。

また、放課後子ども教室に関しては、内容の向上や事業の拡充、及び本事業との一体的な整備に向けて検討を進め、放課後の居場所づくりの推進に努めます。

#### ●「放課後児童対策パッケージ」に基づく取組の推進について

引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進することを目的に、「新・放課後子ども総合プラン」の後、「放課後児童対策パッケージ」が国により示されました。

日の出町では、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の推進と併せて、放課後子ども教室についても、既存教室や体育館等を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後等子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野がかかわっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、または、連携して実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解・情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取り組んでいきます。さらに、継続的な事業実施が可能となるよう、国や都の関係各機関への働きかけを行っていきます。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や一時的な休息を要する場合等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等により一定期間入所させ、必要な養育・保護を行う事業です。

[対象年齢] 生後57日目～未就学児

[単位] 延べ利用者数（年間）

#### ■量の見込み

|          | 令和7年度              | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|--------------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人） | 53                 | 51    | 49    | 47     | 47     |
| 確保の方策（人） | 53                 | 51    | 49    | 47     | 47     |
|          | 実施体制 児童養護施設へ委託 1か所 |       |       |        |        |

##### ●確保の方策方針

受け入れ態勢については児童養護施設に委託して確保し、現状に引き続き実施します。

※小学生までの児童が利用できる子育て短期支援事業（ショートステイ）については、令和7年度以降の実施に向けて、新たな施設との調整に取り組んでいます。

#### (5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握、助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指します。

[対象年齢] 0歳

#### ■量の見込み

|          | 令和7年度                                   | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-----------------------------------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人） | 56                                      | 54    | 53    | 53     | 53     |
| 確保の方策    | 実施体制：こども家庭センター保健師・相談員<br>実施機関：こども家庭センター |       |       |        |        |

##### ●確保の方策方針

令和6年よりこども家庭センターを設立し、引き続き実施します。

## (6) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握された、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言を実施することにより家庭における適切な養育の実施を確保するとともに児童虐待の防止を図ることを目的とする事業です。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

### ■量の見込み

|          | 令和7年度             | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人） | 1                 | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 確保の方策    | 実施機関：こども家庭センター ほか |       |       |        |        |

#### ●確保の方策方針

本計画策定時点では過去に1件対象となる方がいました。引き続き実施し、対応できる体制づくりを実施します。また、令和6年よりこども家庭センターを設立し、引き続きこども家庭センター相談員が対応し、必要に応じ関係機関と連携を図り実施します。さらに、児童虐待への対応や未然防止を図ることを目的に、要保護児童地域対策協議会を開催し連携体制を構築しています。

（注）要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童  
 特定妊婦：出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦  
 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童  
 児童福祉法第6条の3の規定より

## (7) 地域子育て支援拠点事業

子育て家庭の支援を行うため、公共施設や児童館、保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流の場を提供し交流を促進するほか、子育てに関する相談や援助、子育てサークルの支援、子育て関連情報の提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 主に0～2歳

[実施か所数] 3か所

[単位] 延べ利用者数（年間）

### ■量の見込み

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人） | 413   | 407   | 405   | 407    | 407    |
| 確保の方策（人） | 413   | 407   | 405   | 407    | 407    |

#### ●確保の方策方針

現状に引き続き実施し、利用者の受け入れ態勢については、十分に確保をしていきます。更に、居場所づくりの一環として、広い範囲の参加者を募り、創意工夫をしながら事業を進めていきます。

## (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3～5歳 ②その他（在園児以外）は0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）

### ①幼稚園における在園児対象型

#### ■量の見込み

|                                       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み合計（人）                            | 2,883 | 2,750 | 2,539 | 2,339  | 2,306  |
| 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（人）<br>（1号認定）       | 1,330 | 1,269 | 1,172 | 1,079  | 1,064  |
| 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（人）<br>（2号認定/幼稚園希望） | 1,553 | 1,481 | 1,367 | 1,260  | 1,242  |
| 確保の方策（人）                              | 5,766 | 5,500 | 5,078 | 4,678  | 4,612  |

#### ●確保の方策方針

現状に引き続き実施し、町外利用者分の量も含め確保します。

### ②その他（幼稚園における在園児対象型以外）

#### ■量の見込み

|                                     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人）                            | 124   | 111   | 107   | 99     | 94     |
| 確保の方策（人）                            | 124   | 111   | 107   | 99     | 94     |
| 保育所の一時的預かり（人）<br>（幼稚園型以外）           | 122   | 109   | 105   | 97     | 92     |
| 子育て援助活動支援事業（人）<br>（ファミリー・サポート・センター） | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |

#### ●確保の方策方針

現状に引き続き実施し、見込まれる量を確保します。

## (9) 病児保育事業

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。あきる野市、檜原村と3市町村の広域事業として、子育て中の方が安心して子育てと就労の両立などができるよう、病児・病後児保育事業を実施しています。

[対象年齢] 生後6か月～小学校3年生

[単位] 延べ利用者数（年間）

### ■量の見込み

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人）  | 118   | 114   | 109   | 104    | 104    |
| 確保の方策（人）  | 118   | 114   | 109   | 104    | 104    |
| 病児保育事業（人） | 118   | 114   | 109   | 104    | 104    |

#### ●確保の方策方針

受け入れ態勢については、公立阿伎留医療センターの敷地内に設置して確保しています。現状の提供体制で対応可能な延べ利用人数は、見込まれる量を上回っています。現状に引き続き実施します。

## (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、子育ての手助けがほしい人（利用会員）、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、地域の会員同士で子育てをサポートする相互援助活動の調整を行う事業です。

[対象年齢] 生後6か月～小学校6年生

[単位] 延べ利用者数（年間）

### ■量の見込み

|             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み低学年（人） | 21    | 19    | 18    | 16     | 15     |
| 量の見込み高学年（人） | 31    | 29    | 25    | 24     | 22     |
| 確保の方策（人）    | 52    | 48    | 43    | 40     | 37     |

#### ●確保の方策方針

利用者ニーズ、近隣自治体の状況等を踏まえ、現状に引き続き実施し、見込まれる量を確保します。

## (11) 妊婦健診事業

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診14回を公費負担します。

### ■量の見込み

|          | 令和7年度                 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-----------------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人） | 56                    | 54    | 53    | 53     | 53     |
| 確保の方策    | 実施機関：都内契約医療機関（個別健康診査） |       |       |        |        |

#### ●確保の方策方針

受け入れ態勢については、見込まれる量を十分確保しています。また、本町では超音波検査や子宮頸がん検診、HIV抗体検査についても各1回分を公費負担しており、引き続き実施します。

## (12) 実費徴収にかかわる補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

低所得で生計が困難である保護者が保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具、その他特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用及び特定子ども・子育て支援等に対して支払うべき食事の提供に要する費用(副食材料費)の一部を助成する事業です。

### ●確保の方策方針

現状に引き続き実施します。また、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園(未移行幼稚園)に通園する満3歳以上の児童の保護者に対して、世帯の所得の状況又はその他の事情を勘案して、保護者が支払うべき食事の提供に要する費用(副食材料費)の一部を助成します。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者が新規参入する場合の支援をするほか、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や、特定教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯の経済的負担の軽減を図る等、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るための事業です。

### ●確保の方策方針

国や他の自治体の動向を踏まえ、事業を検討します。

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

養育環境等に課題を抱える保護者を対象に、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

### ■量の見込み

|                                                                | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(人)                                                       | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 確保の方策(人)                                                       | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 実施体制 こども家庭センター、訪問支援員、など<br>実施機関 委託事業所 ほか<br>対象者 要保護児童がいる家庭、妊産婦 |       |       |       |        |        |

### ●確保の方策方針

こども家庭センターにおいて、都や児童相談所との連携体制等の確認のうえ、事業の必要性、担い手等の開拓などについて検討します。

## (15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るための事業です。

### ●確保の方策方針

こども家庭センターにおいて、都や児童相談所との連携体制等の確認のうえ、事業の必要性、担い手等の開拓などについて検討します。

## (16) 親子関係形成支援事業

養育環境等に課題を抱える保護者と児童を対象に、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業です。

### ●確保の方策方針

こども家庭センターにおいて、都や児童相談所との連携体制等の確認のうえ、事業の必要性、担い手等の開拓などについて検討します。

## (17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とした事業です。

〔対象〕 妊産婦及びその配偶者等

### ■量の見込み

|                | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(人回)      | 112   | 108   | 106   | 106    | 106    |
| 対象妊婦数(人)       | 56    | 54    | 53    | 53     | 53     |
| 1人当たりの面談回数(回)  | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| 確保の方策(人回)      | 112   | 108   | 106   | 106    | 106    |
| こども家庭センター(人回)  | 112   | 108   | 106   | 106    | 106    |
| 上記以外(委託含む)(人回) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### ●確保の方策方針

令和6年よりこども家庭センターを設立し、こども家庭センターにて保健師が対応する方針としています。

## (18) 産後ケア事業

産後の母子に対し、医療機関や助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業です。

[対象] 出産後1年未満の産婦とその乳児

- 宿泊型産後ケア 産科医療機関や助産院等に短期入所をして24時間体制で助産師による相談やケアを受けられます。
- 通所型産後ケア 産後の母子が助産院に来所して個別または集団に対して、助産師による相談やケアを受けられます。
- 訪問型産後ケア 助産師が自宅に訪問し、授乳相談や赤ちゃんのほ乳力のチェック、子育てについての不安や困難への助言などが受けられます。

### ■量の見込み

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(人日) | 168   | 162   | 159   | 159    | 159    |
| 対象妊婦数(人)  | 56    | 54    | 53    | 53     | 53     |
| 平均利用日数(日) | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
| 確保の方策(人日) | 168   | 162   | 159   | 159    | 159    |
| 宿泊型(人日)   | 53    | 47    | 44    | 44     | 44     |
| 通所型(人日)   | 45    | 45    | 45    | 45     | 45     |
| 訪問型(人日)   | 70    | 70    | 70    | 70     | 70     |

#### ●確保の方策方針

4つの施設に委託して実施する方針です。

## (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労状況や理由を問わず、保育所や幼稚園等を利用していない未就学児を、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労状況や理由を問わず、保育所等で定期的に預かる事業です。就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、令和8年度から国の制度が創設される予定です。

### ■量の見込み

|             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み(延べ人日) | —     | 4     | 4     | 4      | 4      |
| 0歳児(延べ人日)   | —     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 1歳児(延べ人日)   | —     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 2歳児(延べ人日)   | —     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| 確保の方策(延べ人日) | —     | 24    | 24    | 24     | 24     |
| 0歳児(延べ人日)   | —     | 4     | 4     | 4      | 4      |
| 1歳児(延べ人日)   | —     | 4     | 4     | 4      | 4      |
| 2歳児(延べ人日)   | —     | 16    | 16    | 16     | 16     |

#### ●確保の方策方針

令和8年度からの事業実施に向け、準備を進めてまいります。町外の利用者を含めた人数を確保していきます。

## 第5章

# 子ども・子育て支援施策の推進

第3章で示した5つの基本目標ごとに施策を展開し、子ども・子育て支援に取り組みます。

### 基本目標1 ゆとりを持って子育てをするための地域の支援体制づくり

#### 【施策展開の基本方針】

少子化が進む一方で、核家族化・共働き家庭・就労形態の変化等の影響により保育サービスのニーズは多様化してきています。

保育所等の受入体制の整備をはじめ、緊急時や就労形態の多様化に対応した延長保育・一時保育・病後児保育などの充実・検討・実施及び会員相互で援助し合う事業の検討を行うなど、保護者のニーズに応えた事業の展開を図ります。

また、町では子どもの居場所づくり事業として、児童館などの事業を継続して充実していきます。

子育て家庭への経済的支援の取組では児童手当の支給、未来わくわく支援金や子どもの医療費助成などの事業を継続し、経済的な負担の軽減と不公平感の是正を図るよう適宜、内容を検討していきます。

#### (1) 子育て支援サービスの充実

次世代を担う子どもたちが地域との関わりの中で、健やかに生まれ育つことができる総合的な子育て支援サービスを図ります。

| 事業番号 | 事業名称               | 担当課       | 事業内容                                                                                                                                    | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                |
|------|--------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 1    | こども家庭センター事業        | こども家庭センター | 子どもの家庭総合ケースマネジメント事業及び地域組織化事業等を行い、子育てに関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携し子どもと家庭を支援。また、こども家庭センターを補完し、子育て世帯の身近な相談機関として、地域子育て相談機関を町内保育園等に整備できるよう取り組みを進める。 | 令和6年度からこども家庭センター事業に移行する。           |
| 2    | 乳児家庭全戸訪問事業         | こども家庭センター | 乳児のいるすべての家庭を訪問し子育ての孤立を防ぐため相談、情報提供を行う。                                                                                                   | 事業内容のとおり実施していく。                    |
| 3    | ファミリー・サポート・センターの開設 | こども家庭センター | 会員による子育ての相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センターを開設する。                                                                                               | 協力会員の登録数を確保するため、説明会及び講習会の開催回数を増やす。 |
| 4    | 子育てひろば事業           | こども家庭センター | 0～5歳児の孤立しがちな子育て家庭を中心につどいの場を提供する。                                                                                                        | 事業内容のとおり実施していく。                    |

| 事業番号 | 事業名称          | 担当課       | 事業内容                                                                                               | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                         |
|------|---------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 5    | 子育てサークルの育成・支援 | こども家庭センター | 保健センター、こども家庭センター、児童館が連携して子育てサークルや社会教育関係団体等を育成・支援する。                                                | 事業内容のとおり実施していく。                             |
| 6    | 地域の人材の活用と育成   | こども家庭センター | 子育て支援のため、ボランティア支援センター、体験活動ボランティア登録者等の地域ボランティアの積極的な活用を図る。                                           | 社会福祉協議会、ボランティア支援センターと連携し地域ボランティアの積極的な活用を図る。 |
| 7    | 赤ちゃん・ふらっと事業   | こども家庭センター | 児童館・公民館・図書館等多数の者が利用する施設において、授乳及びおむつ替え等ができる施設整備(赤ちゃん・ふらっと)の設置を促進することにより、乳幼児をもつ親が安心して外出を楽しめる環境を整備する。 | 事業内容のとおり実施していく。                             |
| 8    | 日の出町子ども・子育て会議 | 福祉課       | 日の出町子ども・子育て支援事業計画策定や子育て環境の充実等に向けて検討を進める。                                                           | 定期的に開催していく。                                 |

## (2) 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、子どもの権利が最大限尊重されるよう配慮しながら利用者のニーズを十分に踏まえ、子育て家庭にとって利用しやすい保育サービスの充実を図ります。

| 事業番号 | 事業名称              | 担当課       | 事業内容                                                                                                                                                                                              | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)         |
|------|-------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 9    | 地域子育て支援相談機関       | こども家庭センター | 保育所や認定こども園など施設の協力を得て、こども家庭センターへ相談がしにくいと感じる家庭が気軽に子育てに関する疑問や悩みを相談ができる機会を増やす。                                                                                                                        | 実施に向けた体制整備を検討する。            |
| 10   | 通常保育事業            | 福祉課       | 保護者の就労や疾病その他の理由などで、対象児童を保育所等で預かる。                                                                                                                                                                 | 事業内容のとおり実施していく。             |
| 11   | 低年齢児保育            | 福祉課       | 0～2歳児の受入体制を整備する。                                                                                                                                                                                  | 教育・保育の量の見込みから検討していく。        |
| 12   | おむつ等購入費及び処理費の補助事業 | 福祉課       | 保護者の負担軽減を図るため、おむつ等購入費の補助については、町内の認可保育所に対し、0歳から2歳児が使用する紙おむつ購入にかかる経費を補助し、園で紙おむつの購入を行い、利用者の手ぶら登園を可能とする。また、おむつ等処理費の補助については、紙おむつ等の排出に係る事業系可燃ごみ専用袋の購入費等の処理費を補助し、使用済み紙おむつの廃棄を園で行い、保護者の使用済み紙おむつの持ち帰りを無くす。 | 事業内容のとおり実施していく。             |
| 13   | 一時預かり事業           | 福祉課       | 保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等で預かる。                                                                                                                                | 事業内容のとおり実施していく。             |
| 14   | 延長保育事業            | 福祉課       | 保護者の就労形態の多様化等に伴う需要に対応するため保育時間を延長する。                                                                                                                                                               | ニーズに即した延長保育時間の設定について検討していく。 |

| 事業<br>番号 | 事業名称        | 担当課          | 事業内容                                                                                                                                                                                   | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                                   |
|----------|-------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 15       | 休日保育事業      | 福祉課          | 保護者の就労形態の多様化等に伴う需要に対応するため休日保育事業の実施に向けた体制整備する。                                                                                                                                          | 近隣市町村の動向も踏まえ検討していく。                                                   |
| 16       | ショートステイ事業   | こども家庭センター    | 保護者が病気になった場合などに、12歳未満の子どもを委託先施設において短期間預かる。                                                                                                                                             | 事業内容のとおり実施していく。                                                       |
| 17       | トワイライツステイ事業 | こども家庭センター    | 保護者の就労の都合等により帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合に、児童福祉施設等において一時的に12歳未満の子どもを預かる。                                                                                                                       | 実施に向けた体制整備を検討する。                                                      |
| 18       | 病児（病後児）保育事業 | こども家庭センター    | 疾病回復期の就学前児童で保護者の就労等の理由により家庭で保育に支障がある場合、対象児童を一時的に預かる。                                                                                                                                   | 事業内容のとおり実施していく。                                                       |
| 19       | 養育支援訪問事業    | こども家庭センター    | 家事援助等の支援が必要な家庭に対し子育て経験者又はヘルパー等を派遣することにより、家庭における適切な養育の実施を確保するとともに、児童虐待の防止を図る。乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業を通じ、妊娠・出産・育児期に養育支援が特に必要であると判断される家庭を把握し、派遣を行う。また、児童相談所が介入する事案の場合は、連携体制を、こども家庭センターを中心に構築する。 | 事業内容のとおり実施していく。                                                       |
| 20       | 家庭的保育事業     | 福祉課          | 個人がその居宅において保育を必要とする少人数の児童を保育する。                                                                                                                                                        | 教育・保育の量の見込みから検討していく。                                                  |
| 21       | 保育スタッフの養成   | 福祉課          | 保育士等の資質向上のため、関係機関と連携して研修事業を支援する。                                                                                                                                                       | 東京都等開催の研修情報を提供し、研修機会の確保に努め、参加を促していく。                                  |
| 22       | 学童クラブ事業     | 福祉課          | 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生が、安全で快適な放課後の時間を過ごせるよう、放課後児童指導員を配置して、設備と保育内容の充実をする。                                                                                                                | 入所者数の減少を考慮し、小学6年生までの受け入れについて、需要等を見極めた上で検討していく。また、民間委託についても引き続き検討していく。 |
| 23       | 就学前学校体験事業   | 学校教育課<br>福祉課 | 保育所・幼稚園・小学校の連携により、保育から教育への円滑な移行を行う。                                                                                                                                                    | 事業内容のとおり実施していく。                                                       |
| 24       | 児童館事業       | 福祉課          | 専任職員の指導のもと、児童が健全な遊びと活動を通じて仲間と居場所を得て、心身ともに豊かに成長できるよう児童館事業を充実する。                                                                                                                         | 事業内容のとおり実施していく。また、整備について今後検討していく。                                     |

### (3) 児童の健全育成の推進

子どもたちが、放課後や週末・長期休日において、学校や児童館等の教育・社会教育施設、地域の自然環境や人的資源を活用して、自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる居場所づくりを図ります。また、ヤングケアラーを早期に発見し適切な支援につなぐことができるよう相談支援・助言・支援調整を行うヤングケアラー・コーディネーターを今後配置し支援していきます。

| 事業<br>番号 | 事業名称               | 担当課               | 事業内容                                                                                                                               | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                                                                                                                                                                                  |
|----------|--------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 25       | ヤングケアラー相談<br>支援    | こども<br>家庭セ<br>ンター | 自分自身がヤングケアラーであると自覚していない、または周囲に相談できない子ども、家庭の相談支援を行う。                                                                                | 実態把握のためのアンケート調査を実施していく。                                                                                                                                                                                              |
| 26       | 子どもの居場所づくり         | 福祉課               | 子どもたちがそれぞれ自分の「居場所」と感じ、気軽に立ち寄れる、様々な居場所の整備を実施していく。また、居場所づくりの一環として、地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの良い食事を取りながら、相互の交流の場を提供する子ども食堂についても実施する。 | 本計画期間中に子どもの意見を聴取し、町事業、保育園事業の位置付け、対象者を明確にしたうえで、保育園、幼稚園等と連携を図った事業展開等の検討を行なう。<br>また、今後、「地域子育て相談機関」の整備を進め、保育所や認定こども園などの協力を得て、更なる居場所づくりについての確保に向けて進めていく。<br>民間団体による子ども食堂の立ち上げ・実施促進、安定的な実施環境整備をします。地域に根差した子ども食堂の活動支援を継続する。 |
| 27       | 身近な遊び場の整備          | 福祉課<br>まちづくり課     | 子どもの居場所づくりに向けた広場の機能を持った公園や民間の遊び場の整備。乳幼児向けの安全な遊具を設置するとともに定期的な点検を実施する。                                                               | 既存の公園の安全管理を実施しながら、すべての子どもの居場所づくりに向けた安全な遊具等の設置、インクルーシブ公園の整備について検討をしていく。                                                                                                                                               |
| 28       | 放課後子ども教室           | 文化スポーツ課           | 放課後に、小学校の教室や体育館等を利用し、子どもたちの安全で安心な居場所を提供する。                                                                                         | 夏・冬・春休みの期間を除く水曜日の放課後に、各種教室を開催し、子どもたちの居場所を確保する。                                                                                                                                                                       |
| 29       | 余裕教室の活用            | 学校教育課             | 児童生徒の学習と生活の場として活用していくとともに、地域の大人たちを指導者とした放課後子ども教室への場の提供、小学校内に設置されている郷土館等の一般開放を拡充する。                                                 | 事業内容のとおり実施していく。                                                                                                                                                                                                      |
| 30       | 既存施設の活用による子育て拠点の整備 | 福祉課               | 町内公共施設における活用検討として、子どものいる利用者への配慮と親子で利用できるキッズスペース、プレイルールの導入を検討する。また、町内公共施設に関し、子どものための施設開放を検討する。                                      | 公共施設管理主管課と調整し、具体的な計画段階において提案していく。                                                                                                                                                                                    |

#### (4) 経済的支援の取組

少子化対策として、児童手当、医療費助成、教育費補助金等を中心に総合的な経済的支援を推進します。町単独事業については、経済的な負担の軽減と不公平感の是正を図り、適宜、検討していきます。

| 事業番号 | 事業名称               | 担当課          | 事業内容                                                                                                                                            | 本計画期間の方向性<br>(特記事項) |
|------|--------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 31   | 児童手当の支給            | 福祉課          | 18歳までの子どもを養育している方に対し、児童手当を支給する。                                                                                                                 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 32   | こども医療費・高校生等医療費の助成  | 福祉課          | 18歳までの子どもを養育している方に対し、子どもにかかる保険医療費の自己負担分を助成する。                                                                                                   | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 33   | 日の出町未来わくわく支援金      | 福祉課          | 15歳までの子どもを養育している方に、日の出町に住所を有することを条件に、子ども1人あたり月5千円を支給する。                                                                                         | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 34   | 日の出町未来旅立ち支援金       | 福祉課          | 中学3年生代の子どもを養育している方へ日の出町住所を有することを条件に、子ども1人あたり10万円の一時金を支給する。                                                                                      | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 35   | 妊婦のための支援給付         | こども家庭センター    | 妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、もって妊婦や胎児であるこどもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦のための支援給付金を支給する。                                                          | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 36   | 学校給食費の無償化          | 学校給食センター     | 児童・生徒へ安全でおいしい給食を安定的に提供し、日の出町立小中学校に通う児童・生徒の心身の健康と成長を支え、食育(教育環境)の充実を図るために、学校給食費を無償化する。                                                            | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 37   | 就園・就学等に関する保護者負担の軽減 | 福祉課<br>学校教育課 | (1)私立幼稚園等園児保護者負担金軽減事業費補助金<br>(2)私立未認可幼稚園園児保護者補助金<br>(3)要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金<br>(4)特別支援学級児童生徒就学奨励費補助金<br>(5)小中学校児童生徒保護者補助金(修学旅行等)<br>(6)進学支度金貸付 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 38   | 実費徴収に係る補足給付事業      | 福祉課          | 子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園(未移行幼稚園)に通園する満3歳以上の児童の保護者に対して、世帯の所得の状況又はその他の事情を勘案して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用(副食材料費)の一部を助成する。(令和元年10月から実施)                      | 継続して実施していく。         |

## 基本目標2 親子が健やかに育つための健康づくり

### 【施策展開の基本方針】

妊娠・出産にかけて母親の心身の状態は短期間に大きく変化します。胎児は、母体の健康状態に大きな影響を受けるため、妊娠・出産期における効果的な健康管理、安定した精神状態の確保は重要な課題となります。妊婦健康診査や親子の健康を守る取組を、こども家庭センターを中心に進め、今後も引き続き、健康診査の実施や健康に関する知識の普及、訪問指導等、各種の取組を通して、親子が健やかに育つための健康づくりを推進します。

### (1) 子どもや母親の健康の確保

母子保健法等に基づき、乳幼児が心身ともに健やかに成長し、保護者が安心して育児できる体制の整備を図るとともに、安全に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康の確保に努めます。

| 事業番号 | 事業名称                  | 担当課       | 事業内容                                                                                                         | 本計画期間の方向性<br>(特記事項) |
|------|-----------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 39   | 妊婦健康診査                | こども家庭センター | 契約医療機関において14回の妊婦健康診査と、子宮頸がん検診1回と4回の音波検査が受診可能であり、さらに保健センターにおいて年6回の妊婦歯科健康診査を実施する。                              | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 40   | 産婦健康診査                | こども家庭センター | 3～4か月児健康診査に來所した母親全員に血圧・尿などの諸検査を行い、産後の母親の身体的並びに精神的な健康について確認をする。                                               | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 41   | 乳幼児健康診査               | こども家庭センター | 保健センターにおいて、3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行い、乳幼児の健康管理をする。                                                     | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 42   | 新生児聴覚検査               | こども家庭センター | 早期に発見され適切な支援を受けることで聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、早期発見・早期療育を図るためすべての新生児を対象に実施する。                          | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 43   | 乳幼児精密健康診査             | こども家庭センター | 必要に応じて専門医療機関の協力による精密健康診査をする。                                                                                 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 44   | 乳幼児歯科相談並びに5歳歯科相談と訪問事業 | こども家庭センター | おおむね1歳前後から満6歳までの乳幼児のうち希望するものに定期的に歯科健康診査・歯科保健指導・予防処置を実施また、5～6歳児に対して歯科健診年6回と、保育所・幼稚園等へ歯科訪問事業を年間1回、歯科保健指導を実施する。 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 45   | 予防接種事業                | こども家庭センター | 乳幼児等予防接種対象者への個別通知や未接種者への通知等により予防接種の重要性を啓発するとともに、接種率の向上を図る。                                                   | 事業内容のとおり実施していく。     |

| 事業番号 | 事業名称       | 担当課                  | 事業内容                                                                                                                                   | 本計画期間の方向性<br>(特記事項) |
|------|------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 46   | 新生児訪問指導    | こども家庭センター            | 出生届出票をもとに、新生児訪問指導を行い、子どもの様子と養育者の健康状態に合わせた日常生活が送れるよう援助する。                                                                               | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 47   | 妊産婦訪問指導    | こども家庭センター            | 妊娠届出書、妊婦健康診査結果通知、集団健診、その他医療機関や本人からの連絡により対象者を把握し、保健師又は助産師が訪問する。                                                                         | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 48   | 各種教室・講座の開催 | こども家庭センター            | (1) 両親学級<br>妊娠の機会をとらえて、妊婦や父などが自ら健康をつくり健康な赤ちゃんを産み育てることができるよう支援する。<br>(2) 育児科<br>生後3か月から12か月までの乳児とその保護者を対象とし、離乳食や成長発達を促す関わり方等を学ぶ教室を実施する。 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 49   | 小児医療の充実    | いきいき健康課<br>こども家庭センター | 急病や急なけがなどの緊急時に安心して受診できるよう、小児救急医療体制を整備する。                                                                                               | 事業内容のとおり実施していく。     |

## (2)「食育」の推進

栄養や健康、食生活にかかわる正しい理解と望ましい習慣を養い、成長期にある児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の増進と体位向上を図ります。

| 事業番号 | 事業名称       | 担当課      | 事業内容                                                                           | 本計画期間の方向性<br>(特記事項) |
|------|------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 50   | 給食センターの整備  | 学校給食センター | あきる野市・日の出町新学校給食センター整備・運営方針(実施計画)に沿ってあきる野市との新学校給食センターの共同整備を進める。                 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 51   | 食に関する指導の充実 | 学校給食センター | 日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養う指導と併せて、夏休み中に料理教室を実施する。                            | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 52   | 食物アレルギー対策  | 学校給食センター | 新学校給食センターに食物アレルギー対応専用調理室を整備し、アレルギー対応食を提供。児童、生徒の実態に配慮するとともに保護者、学校と連携して、適切に対応する。 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 53   | 安全衛生管理     | 学校給食センター | 食品衛生検査などの充実と安全衛生基準の徹底をする。                                                      | 事業内容のとおり実施していく。     |

### (3) 学童期・思春期保健対策の充実

思春期における人工中絶などの性行動に関わる問題や、薬物乱用、喫煙、飲酒などの問題は、子どもが将来大人になるまでにわたり有害な影響を及ぼします。学童期・思春期の子どもに対して、命を大切にする心・思いやりの心を育てる環境づくりを推進します。

| 事業<br>番号 | 事業名称                | 担当課                                                        | 事業内容                                                                  | 本計画期間の方向性<br>(特記事項) |
|----------|---------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 54       | 健康管理の充実             | 学 校 教<br>育 課                                               | 児童生徒の健康管理を推進するため、健康診断、健診業務の充実をする。                                     | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 55       | 性に関する健全な意識と正しい知識の普及 | 学 校 教<br>育 課                                               | 性に関する正しい知識の普及を図り、健やかな母性・父性を育むことを目的に啓発活動を図る。                           | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 56       | 薬物乱用等の防止対策          | 学 校 教<br>育 課<br>い き い<br>き 健 康<br>課<br>生 活 安<br>全 安 心<br>課 | 薬物の乱用については、その防止対策について児童生徒、保護者、地域住民を対象とした啓発活動を積極的に行い、児童生徒に対しての指導を徹底する。 | 事業内容のとおり実施していく。     |

### 基本目標3 子どもが豊かに学び育つための教育環境づくり

#### 【施策展開の基本方針】

町の将来を担う子どもたちの健全育成は、重要なテーマであり、学校、家庭、地域が密接に連携し、青少年の活動機会の提供、指導者養成、青少年対策の強化に関して地域に根差した活動を進めていく必要があります。また、地域における教育環境づくりの観点からは、活動に参画する地域人材の養成・確保や、施設等の整備・活用も重要となります。

現在、インターネットやスマートフォンの急速な普及等により、子どもたちを取り巻く環境が劇的に変化しています。そのため、子どもたちが犯罪の被害者や加害者にならないための取組を推進するとともに、虐待、性的犯罪から子どもを守る活動や環境浄化活動に地域全体で取り組むなど、子どもたちの保護と健全育成に向けた地域活動を進めていく必要があります。また、誰でも不登校になることがあり、不登校の子どもが自分で決めた目標に向かえるよう、子どもの状況に合わせて大人が協力し、一人一人の子どもの学びや成長を支えていく必要があります。

今後は、日の出町教育ビジョン2023の基本理念である「共に学び 支え合い みんなで創る日の出町」を目標に、連携協働の教育づくりを推進していきます。

#### (1) 次世代の親を担う青少年の育成

次世代の親を担う青少年を育成するため、心の豊かさや精神的なたくましさと教養や知識を身に付けるための各種講座、社会活動の支援を図ります。

| 事業番号 | 事業名称             | 担当課     | 事業内容                                                                        | 本計画期間の方向性<br>(特記事項) |
|------|------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 57   | 青少年の健全育成         | 文化スポーツ課 | 諸団体と共に青少年対象事業の推進、青少年健全育成の広報・宣伝活動を通じて、青少年が健やかに成長するよう、仲の良い幸せな家庭と健全な地域社会を形成する。 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 58   | 有害環境対策・非行防止対策の充実 | 文化スポーツ課 | 警察や学校等との連携を強化し、青少年の問題行動に迅速に対応できるシステムを構築する。青少年問題協議会を開催する。                    | 事業内容のとおり実施していく。     |

## (2) 学校の教育環境の整備

学校における児童生徒の学びが豊かなものとなるよう、質の高い教育内容の充実や施設の整備等をととして教育環境の整備を進め、また、防犯等の安全面の取組や相談支援の体制の充実を図り、児童生徒の「生きる力」を育むための環境整備を推進します。

| 事業番号 | 事業名称          | 担当課                          | 事業内容                                                                                                                                      | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                  |
|------|---------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 59   | 教育活動の充実       | 学 校 教<br>育 課                 | 一人ひとりの興味関心や習熟度などに応じた指導体制を充実し、基礎的・基本的な学力を向上させる。                                                                                            | 事業内容のとおり実施していく。                      |
| 60   | 職員研修の充実       | 学 校 教<br>育 課                 | 教員の研究・研修活動や各校の校内研究を支援し、教員の資質を向上させる。                                                                                                       | 事業内容のとおり実施していく。                      |
| 61   | 学校・家庭・地域社会の連携 | 学 校 教<br>育 課                 | 家庭、地域及び諸機関と連携した、開かれた学校づくり。コミュニティスクールを充実した学校運営をする。                                                                                         | 事業内容のとおり実施していく。                      |
| 62   | 幼保小連携教育の充実    | 学 校 教<br>育 課<br>福祉課          | 「幼保小の架け橋プログラム」を参考に、園や学校、地域の実情に応じて、就学前施設の園児と小学校児童の交流（もうすぐ1年生（就学前学校体験））、保育士と教員の交流の機会（幼保小中交流会）の充実をさせる。                                       | 事業内容のとおり実施し、スタートカリキュラムの活用も併せて検討していく。 |
| 63   | 校舎・体育館・プールの整備 | 学 校 教<br>育 課                 | 緊急度・危険度に応じた計画的な改修整備をする。                                                                                                                   | 学校施設寿命化計画により、計画的に改修、整備する。            |
| 64   | 余裕教室等の活用      | 学 校 教<br>育 課                 | 余裕教室活用検討委員会の答申を踏まえ、各校の多様な教育活動に供する活用のあり方について検討する。                                                                                          | 事業内容のとおり実施していく。                      |
| 65   | 通学施設等の整備      | 学 校 教<br>育 課                 | 交通安全指導、自転車通学の児童生徒への通学用ヘルメットを貸与する。                                                                                                         | 事業内容のとおり実施していく。                      |
| 66   | 防犯対策          | 学 校 教<br>育 課                 | セーフティー教室を全校で実施する。学校管理員による登下校指導や校内の巡視、防犯ブザーの配布、センサーライトの設置、門扉の施錠、小学校通学路防犯カメラの設置をする。                                                         | 事業内容のとおり実施していく。                      |
| 67   | 安全管理          | 学 校 教<br>育 課                 | 緊急時に備えた危機管理マニュアルの整備をする。                                                                                                                   | 事業内容のとおり実施していく。                      |
| 68   | 教育相談の推進       | 学 校 教<br>育 課<br>こども家庭センター福祉課 | こども家庭センターや保健相談との連携強化をする。教育相談室の相談機能の一層の充実、小中学校との連携強化をする。年2回、未就学児童情報交換会を実施する。こども家庭センター、教育相談室、障がい担当、保育所巡回相談の臨床心理士において開催し、相談機能の一層の充実、連携強化を図る。 | 事業内容のとおり実施していく。                      |
| 69   | 不登校支援の充実      | 学 校 教<br>育 課                 | 多様な学習環境の整備・充実を図るため、オンラインによる授業配信、校内別室登校支援教室を整備し、多様な教育的ニーズに応じた学習環境を提供する。                                                                    | 事業内容のとおり実施していく。                      |

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

学校、家庭、地域が連携し、総合的に教育力を高めるため、学校行事や子どもに関わる様々な地域活動等の機会を通して指導、啓発に努めます。また、それぞれの子どもの発達の状況に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図るなど、家庭や地域の教育力の向上を推進し、児童・生徒の「生きる力」を育むための施策も推進します。

| 事業番号 | 事業名称          | 担当課     | 事業内容                         | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)      |
|------|---------------|---------|------------------------------|--------------------------|
| 70   | 自然体験・社会体験等の推進 | 文化スポーツ課 | こども体験教室、親子体験教室など各種学習事業を推進する。 | 事業内容のとおり実施していく。          |
| 71   | 「教育ひので」の充実    | 学校教育課   | 年4回発行の「教育ひので」の内容の充実をする。      | 紙からデジタル媒体への移行を視野に検討していく。 |

### (4) 子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動は、豊かな感性や情操、思いやりの心、国語力を身に付ける上で重要なものです。次代の日の出町を担う子どもたちを育成するため「日の出町子供読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校での推進活動の基盤整備や啓発活動を進めます。

| 事業番号 | 事業名称                  | 担当課     | 事業内容                                                    | 本計画期間の方向性<br>(特記事項) |
|------|-----------------------|---------|---------------------------------------------------------|---------------------|
| 72   | 子どもの読書環境の整備           | 文化スポーツ課 | 家庭、地域、学校を通して読書に親しむ機会を提供する。                              | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 73   | 子どもの読書活動に関する理解の促進     | 学校各所管課  | 学校と家庭とが連携し、保護者会や学校だよりなどにより、読書活動の意義を理解してもらえるよう啓発活動を実施する。 | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 74   | 地域社会全体での取組体制の整備       | 文化スポーツ課 | 図書館、学校、家庭、関係諸機関、団体が連携を強め、それぞれが相互の機能を補い合い、活動を進める。        | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 75   | 子どもの読書活動を推進させるための人材育成 | 文化スポーツ課 | 図書館職員の実務向上、ボランティア団体の人材育成を図るため、講習会、研修会、講座などの開設や支援を行う。    | 事業内容のとおり実施していく。     |

## 基本目標4 子育てにやさしい地域環境づくり

### 【施策展開の基本方針】

共働き家庭が増加している状況においては、働きながらの子育てを容易にしていくような取組を進めていく必要があります。

本町は緑豊かな自然環境に恵まれているものの、子どもたちが安心して遊べる公園へのニーズが非常に高くなっています。子育て世代が集まりやすい公園等が望まれており、子どもや保護者の視点に立った公園・遊び場の整備がこれからの課題と考えられます。

こうした観点から、各種の事業を継続して、働き方等に関する意識啓発や、町営住宅等の整備を進めていき、子育てにやさしい地域環境づくりを推進します。

#### (1) 仕事と子育ての両立支援

子育て中の男女が職業生活と家庭生活を両立できるよう、多様な保育サービスの充実及び働き続けられる環境整備を推進します。

また、関係機関と連携を図りながら、広報、啓発、情報提供に努めます。

今後は、子育て中の男女が仕事と子育てを両立できるように、育児・介護休業法など関連法制度の普及・啓発活動に取り組むとともに、子育てしやすい職場環境が整えられるよう町内事業所へ啓発、周知していきます。

| 事業番号 | 事業名称             | 担当課 | 事業内容                                                                      | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                         |
|------|------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 76   | 育児休業取得等についての意識啓発 | 総務課 | 育児休業の取得について職場の理解を深めるため、広報、パンフレット、ポスター等による意識啓発をする。                         | 今後も育児休業の制度理解、利用の促進に努める。グループウェアを使用し制度の周知を図る。 |
| 77   | 多様な働き方・生き方への意識啓発 | 総務課 | 男女がともに職場、家庭、地域において調和のとれた多様な働き方、生き方ができる環境づくりのため、広報、パンフレット、ポスター等による意識啓発をする。 | 事業内容のとおり実施していく。                             |

#### ○仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進について

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和の実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。

##### 1) 仕事と子育てを両立しやすい環境の整備

教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひとりが仕事と生活の調和を実感できる環境づくりを進めます。

##### 2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の整備に向けて、制度の周知等の情報提供・啓発に努め、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しに関し、問題提起していきます。

#### (2) 便利で良好な生活環境の確保

子育て世帯を支援するために、広くゆとりのあるファミリー向け賃貸住宅の供給の

取組を推進します。

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、公共施設、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を図るとともに、子育て世帯が安心して利用できる公共施設などの設備改善を促進します。

| 事業番号 | 事業名称                | 担当課     | 事業内容                                                          | 本計画期間の方向性<br>(特記事項) |
|------|---------------------|---------|---------------------------------------------------------------|---------------------|
| 78   | 公共交通の充実(バス)         | 生活安全安心課 | 既設路線バスの運行ルートや運行回数<br>の見直しなどによるバスサービスの充実<br>町内循環バスの運行を実施する。    | バス運行を継続して実施する。      |
| 79   | 子育てに適した環境<br>への整備誘導 | まちづくり課  | 長寿命化修繕計画に基づく、次世代育成<br>住宅を含む施設の維持管理を行い、入居<br>の促進、住宅の有効活用を促進する。 | 事業内容のとおり実施していく。     |

### (3) 安全・安心な地域環境の整備

子どもや子ども連れをはじめ、誰もが安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を進めます。また、妊産婦やベビーカー等を使用するすべての人が、通行しやすい段差のない、安心して外出できるバリアフリーの町づくりを進めます。

| 事業番号 | 事業名称                         | 担当課            | 事業内容                                                                                                        | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                                                                        |
|------|------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 80   | 道路整備におけるバリアフリー化              | 建設課            | 子どもや子ども連れの親子、ベビーカー<br>などが安全かつ便利に歩行できるよう、<br>幅の広い歩道の整備と、歩道における段<br>差や急こう配の解消をする。                             | 道路新設改良による歩<br>道整備及び維持管理に<br>より、道路通行の安全<br>を確保していく。                                                         |
| 81   | 公共的建築物におけ<br>る子育てバリアフリ<br>ー化 | 各公共的建築物<br>主管課 | 公共的建築物の出入口、駐車場、階段、<br>昇降施設、トイレなどについても、バリ<br>アフリーに配慮した利用しやすい構造に<br>するとともに、おむつ換えスペース、ベ<br>ビーベッド、授乳スペースの確保をする。 | 庁舎に関しては、バリ<br>アフリー工事を必要と<br>するものについては庁<br>舎修繕計画の一部に入<br>れて検討していく。<br>その他のものについて<br>は順次整備方針などを<br>含め検討していく。 |
| 82   | 通学路の整備促進                     | 建設課            | 町道の拡幅、歩道及びガードレールの設<br>置など通学路の整備。危険箇所について<br>は信号機、横断歩道、カーブミラー、掲<br>示板などを設置するよう関係機関に働き<br>かける。                | 道路改良工事及び道路<br>維持工事により通学路<br>を含む道路整備を継続<br>する。また、交通管理者<br>等、関係機関との連携<br>を図っていく。                             |
| 83   | 交通安全教育・指導の<br>推進             | 生活安全安心課        | 保育所、幼稚園、小・中学校、自治会や<br>町内の諸団体等の会議、その他の集まり<br>において、警察との連携による住民への<br>分かりやすい交通安全教育を実施する。                        | 継続して交通安全教育<br>に取り組んでいく。                                                                                    |
| 84   | 防犯対策の推進                      | 生活安全安心課        | 児童、生徒が登下校中に、事件・事故に<br>巻き込まれないよう町、学校、地域、警<br>察など各関係機関と連携を図る。                                                 | 継続して防犯パトロー<br>ルに取り組んでいく。                                                                                   |

## 基本目標5 配慮が必要な子どもと家庭への支援の体制づくり

### 【施策展開の基本方針】

少子化や核家族化の進展に伴い、隣近所との関わりが薄れ、子育て経験者からのアドバイスを受ける機会が少なくなる傾向にあります。また、仕事中心の社会環境の中で父親の子育て参加が進まず、育児の負担は母親に重くのしかかっているという意見もみられ、育児不安や子どもの発達に関する相談が増えています。

育児不安やストレスが高まって虐待へと進むケースも、全国的に増大してきていることから、児童虐待の未然防止に努めることが重要となり、児童福祉法の改正に伴い、困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化が位置づけられました。

子育ての不安や悩みに関する相談相手は、配偶者や親族が最も多くなっていますが、近年では離婚などによるひとり親家庭も増加し、核家族化も進んでいます。そのため、保護者が育児で孤立せず、身近な地域に相談できる場をいくつか確保できるように体制を整え、子どもの権利が最大限尊重されるよう子育てを支援していくことが重要です。

### （１）児童虐待防止対策の充実

子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を図ります。

| 事業番号 | 事業名称         | 担当課       | 事業内容                                                                                   | 本計画期間の方向性<br>(特記事項) |
|------|--------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 85   | 要保護児童対策地域協議会 | こども家庭センター | 要保護児童の適切な保護及び要支援児童とその保護者又は特定妊婦への適切な支援を図るために要保護児童対策地域協議会を開催する。                          | 事業内容のとおり実施していく。     |
| 86   | 児童虐待防止のための啓発 | こども家庭センター | 事業内容：児童虐待防止のための広報、パンフレット、ポスター等のほか、町ホームページやSNSなど様々な媒体を活用して意識啓発を行い、児童虐待に対する地域の見守りを呼びかける。 | 事業内容のとおり実施していく。     |

## ○児童虐待防止対策の充実について

児童虐待防止対策においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や民生・児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して児童虐待の発生予防をする等、早期発見、早期対応に努めます。また、体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進をします。

### 1) 相談体制の強化及び関係機関との連携強化

本町の子ども・子育てに関する相談体制としては、令和6年に設立した「こども家庭センター」をはじめ、「福祉課」「学校教育課」の各行政機関のほか、各保育所、認定こども園、小中学校等において、相談ができる体制となっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備及び連携強化に努めています。

また、児童虐待の防止のためには、こども家庭センターを中心に、要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関・関係者間での児童虐待に係る情報管理・共有・連携を図ることが必要です。こうした情報管理・共有・連携を通して、実際の児童虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価体制を確保するため、関係機関への専門性を有する職員の配置や、東京都等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

### 2) 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳幼児健診未受診者や未就園の児童等に関する定期的な安全確認、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠・出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握します。

また、こども家庭センターは母子保健、児童福祉の担当が一体的となり、児童相談所及び医療機関を含む関係機関と効果的な情報共有を図り、児童虐待の予防と早期対応体制をさらに強化してまいります。

さらに、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知及び、児童虐待の防止、早期発見のため、子ども本人や保護者からの相談窓口について、学校を通じた児童への周知、町ホームページのほか、SNSなど様々な媒体を活用して更なる周知・啓発に取り組めます。

## (2) ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの利益を最善に考え、きめ細かな福祉サービスの展開及び子育てや就業への支援等、総合的な対策を推進します。

| 事業番号 | 事業名称             | 担当課              | 事業内容                                                                                                                          | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                    |
|------|------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 87   | 相談・援護の充実         | 福祉課<br>こども家庭センター | ひとり親家庭の様々なニーズに対応するため、こども家庭センターを中心に西多摩福祉事務所と連携し、生活相談や育児相談、援護事業の充実を図る。                                                          | 西多摩福祉事務所と連携を図りながら相談ニーズに応じた多角的な支援を継続する。 |
| 88   | 児童扶養手当の支給        | 福祉課              | 父または母が離婚、死亡などでいない、もしくは父または母が重度の障がい者である18歳到達後の最初の3月31日までの児童（障がいがある場合は20歳未満）を扶養している保護者に支給する。<br>※所得制限あり                         | 法令等の変更に応じながら同様に継続し、推進していく。             |
| 89   | 児童育成手当（育成手当）の支給  | 福祉課              | 父または母が離婚、死亡などでいない、もしくは父または母が重度の障がい者である18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養している保護者に支給する。<br>※所得制限あり                                         | 法令等の変更に応じながら同様に継続し、推進していく。             |
| 90   | ひとり親家庭医療費の助成     | 福祉課              | 父または母が離婚、死亡などでいない、もしくは父または母が重度の障がい者である18歳到達後の最初の3月31日までの児童（障がいがある場合は20歳未満）のいる家庭に医療証を交付して医療費を助成。自己負担分の全部または一部を助成する。<br>※所得制限あり | 法令等の変更に応じながら同様に継続し、推進していく。             |
| 91   | ひとり親家庭ホームヘルプサービス | 福祉課              | 日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して家事援助者を派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行うことにより、生活の安定を図る。                                                          | 事業実施等について検討する。                         |
| 92   | 廃棄物処理手数料減免       | 生活安全安心課          | 児童扶養手当受給世帯に対し、廃棄物処理手数料を減免する。                                                                                                  | 事業内容のとおり実施していく。                        |

## 〇ひとり親家庭の自立支援の推進について

ひとり親家庭の自立支援に関しては、ひとり親家庭が抱える課題が子育てに限らず就労や日常生活等多岐にわたることから、地域での自立した生活を支援するため、相談内容から課題を的確に把握し必要な支援につなげることが求められます。西多摩福祉事務所との連携による相談体制の整備や就業支援、児童扶養手当・児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成等の経済的支援、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮や生活支援等の各種支援策を推進します。その他、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく国の基本方針及びこれに即して都が策定するひとり親家庭自立支援計画や「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」、「生活困窮者自立支援法」に基づき定めるところにより、総合的な自立支援を推進します。

### (3) 障がいのある子どもたちに対する施策の充実

すべての人が普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション」の考え方  
の下で、障がいのある子どもたちの日常生活を支援し、地域で障がいのある子ども  
たちやその家族を温かく見守る環境づくりを進めます。

| 事業<br>番号 | 事業名称                 | 担当課                | 事業内容                                                                                                         | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                                  |
|----------|----------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 93       | 特別支援教育の推進            | 学校教育課              | 学校教育において、従来の心身障害教育の対象であった児童生徒に加えて、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症等の教育上特別な支援が必要な子ども達に対して適切な教育的支援が行える体制を整える。 | 事業内容のとおり実施していく。                                      |
| 94       | 相談支援体制の整備            | こども家庭センター<br>学校教育課 | 障がいに関して、乳幼児期から学校卒業後までの子どものライフステージに応じて一貫した適切な相談支援が行える相談支援体制の整備に向け検討をする。                                       | 事業内容のとおり実施していく。                                      |
| 95       | 障害児保育の充実             | 福祉課                | 保育所等における障がい児保育の充実を図るため、障がいに応じた対応が適切にできるよう、保育士等の育成・充実を推進する。                                                   | 保育所、認定こども園、障がい担当等関係機関と連携しながら、障がい児の入所への支援ができる体制を継続する。 |
| 96       | 児童育成手当（障害手当）の支給      | 福祉課                | 心身に一定程度の障がいがある20歳未満の児童を養育する保護者に支給する。<br>※所得制限あり                                                              | 法令等の変更に応じながら同様に継続し、推進していく。                           |
| 97       | 特別児童扶養手当の支給          | 福祉課                | 精神の発達が遅延しているか、精神の障がいがあり、又は身体に重度、中度の障がいや長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活に著しい制限を受ける児童(20歳未満)を扶養している方に特別児童扶養手当を支給する。    | 法令等の変更に応じながら同様に継続し、推進していく。                           |
| 98       | 障害児福祉手当の支給           | 福祉課                | 介護を必要とする在宅の重度障がい児(おおむね身体障害者手帳1級と2級の一部若しくは愛の手帳1度と2度の一部程度)(20歳未満)を対象に障害児福祉手当を支給する。                             | 法令等の変更に応じながら同様に継続し、推進していく。                           |
| 99       | 特殊疾病(難病)福祉手当         | 福祉課                | 指定難病等に罹患している方を対象に特殊疾病福祉手当を支給する。                                                                              | 法令等の変更に応じながら同様に継続し、推進していく。                           |
| 100      | 障害児通所サービス            | 福祉課                | 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のサービスを提供し、支援を行う。                                                                   | 法令等の変更に応じながら同様に継続し、推進していく。                           |
| 101      | 補装具等の給付              | 福祉課                | 身体障害児等に対し、日常生活の効率を図ることを目的として補装具を支給する。補聴器においては、手帳の交付対象とならない中等度難聴児も対象とする。                                      | 法令等の変更に応じながら同様に継続し、推進していく。                           |
| 102      | 心身障害者(児)日常生活用具の給付    | 福祉課                | 在宅の心身障がい児に対して、入浴補助用具、便器、その他の日常生活用具を給付する。                                                                     | 法令等の変更に応じながら同様に継続し、推進していく。                           |
| 103      | 重度身体障害者(児)住宅設備改善費の支給 | 福祉課                | 重度の身体障がい児の居住する住宅設備の改善に要する費用を給付する。                                                                            | 法令等の変更に応じながら同様に継続し、推進していく。                           |
| 104      | 廃棄物処理手数料減免           | 生活安全安心課            | 特別児童扶養手当受給世帯に対し、廃棄物処理手数料を減免する。                                                                               | 事業内容のとおり実施していく。                                      |

## ○障がい児施策の充実について

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進します。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供を推進し、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援を推進します。

幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが必要なため、本人と保護者、行政、学校等、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ります。

特に発達障がいについては、乳幼児健康診査及び就学時の健康診断にあたり、発達障がいの早期の発見と支援に努め、小学校就学時に配布する「就学支援シート」により、就学に向けた引継や教育的ニーズに応じた適切な支援にも努めます。

また、「就学支援ノート」の更なる活用の充実を目指し、障がい（発達障がいを含む）のある子どもの乳幼児期から学校卒業後の円滑かつ継続的な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の機関の連携による相談・支援体制の構築を目指します。

発達につまずきのある就学前の児童に対し、自立を助長するために必要な指導及び訓練を実施します。また、保育園で集団保育が可能な障がいのある子どもの保育を実施し、さらに、学童保育所において、障がいのある子どもの受入を実施します。

常時医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療、保健、福祉、教育等の機関の連携による相談・支援体制の構築を目指します。

児童発達支援センターの設置については、今後も設置に向けた検討を続けていきます。

#### (4) 子どもの貧困対策の推進

貧困の状況にある子どもの孤立を防ぎ、適切な支援につなげていくために、子どもの居場所づくり等の各種の体制整備に取り組んでいきます。

| 事業<br>番号 | 事業名称       | 担当課              | 事業内容                                                                                                                                                           | 本計画期間の方向性<br>(特記事項)                        |
|----------|------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 105      | 子どもの貧困対策支援 | 福祉課<br>こども家庭センター | 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげるため、関係機関と連携・情報共有し、生活に困窮する子育て家庭に必要な支援につなげるため調整等を行う専任職員を配置し、①関係機関の連携会議の開催②子どもの貧困対策の周知強化③実態把握と支援ニーズ調査・分析④専門相談窓口の設置を行う。                     | 東京都の事業と併行して、事業を継続して実施する。                   |
| 106      | 子どもの学習支援事業 | 福祉課              | 西多摩くらしの相談センター主催の「学びの広場ホッとスペースちえの輪」(隔週で、やまびこホール、ひのでグリーンプラザで開催)を通じて、学校や家庭以外で子ども達が安心して集まれる「居場所」を提供し、子どもが学習や遊びを通して自ら考えることを習慣にして、豊かに生きるための「知恵」を身につけることを目的に、支援を実施する。 | 東京都西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターと連携を図りながら事業を継続する。 |

## ○子どもの貧困対策について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と名称を変更し、目的規定に、①子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、②貧困解消に向けて、児童権利条約の精神に則り推進すること、が追加されました。また、基本理念に、①子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること、②各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること、③貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること、が追加されました。

今後も、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、国、都道府県、福祉・教育・就労等様々な分野の関係機関が連携し、子どもの貧困対策を推進します。

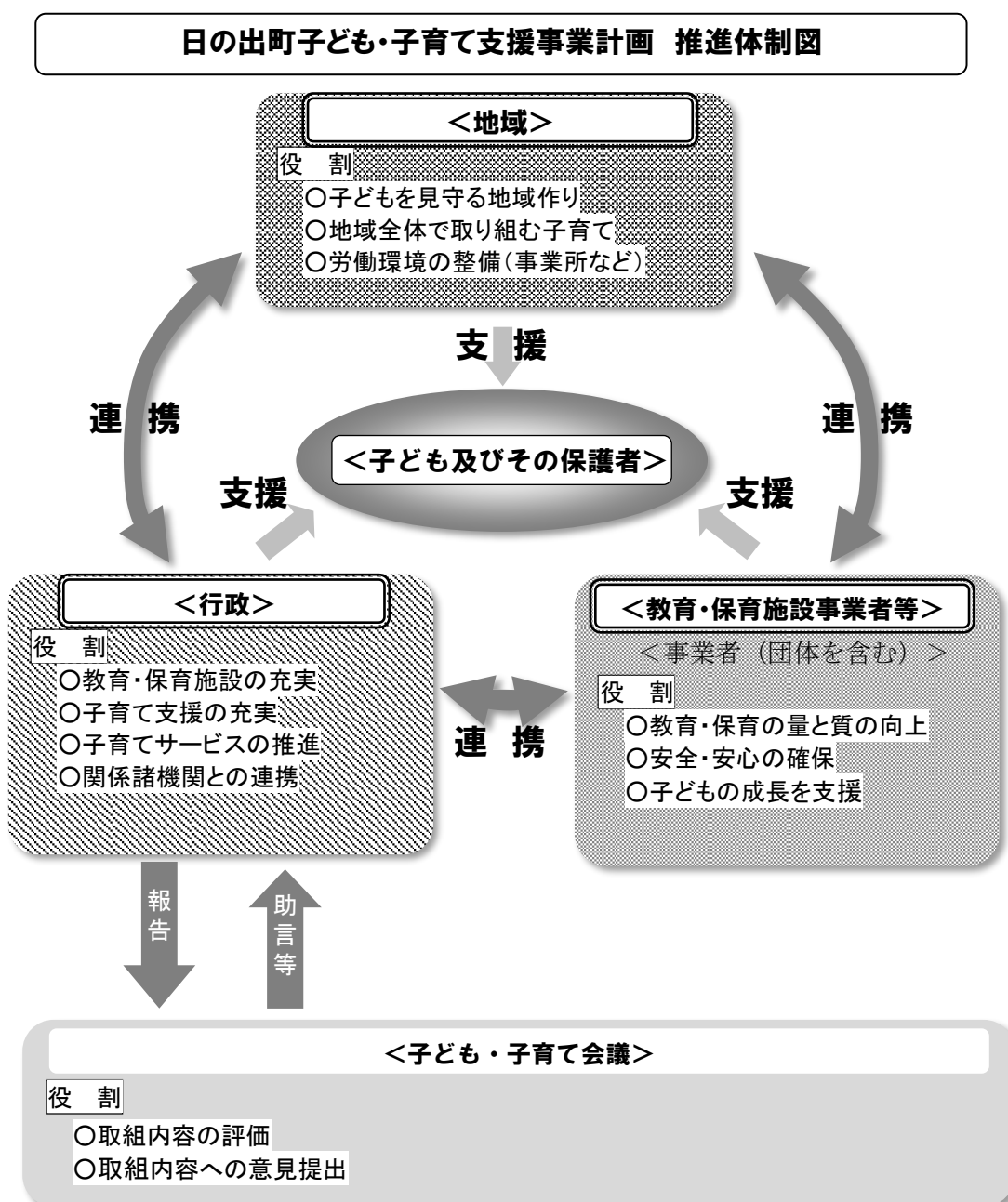
子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが夢や希望を持てる社会を目指すため、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで、切れ目のない支援体制の構築を目指すとともに、保護者に対する就労支援や経済的支援、届いていない、または、届きにくい子ども・家庭にも配慮した対策を推進します。

## 第6章

# 計画の推進体制

### 1 関係機関等との連携

日の出町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



## 2 役割

---

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めるとされています。

日の出町は、子ども・子育て支援法に基づき「日の出町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたる、様々な部局と連携を図りつつ、全庁的に施策を推進するよう努めます。

また、児童相談所、保健所、教育機関、警察、商工団体、ボランティア団体など関係機関との連携も強化し、総合的な取組を図って行きます。子ども・子育て支援の推進については、都道府県と緊密な連携を図り、推進して行きます。

### ①行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

### ②家庭の役割

保護者は子育てについての第一義的責任を有します。

### ③学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

### ④地域の役割

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、またボランティア団体と一層の連携を強化し、町内の企業・事業所等との連携も図りながら地域の子育て支援を進めます。

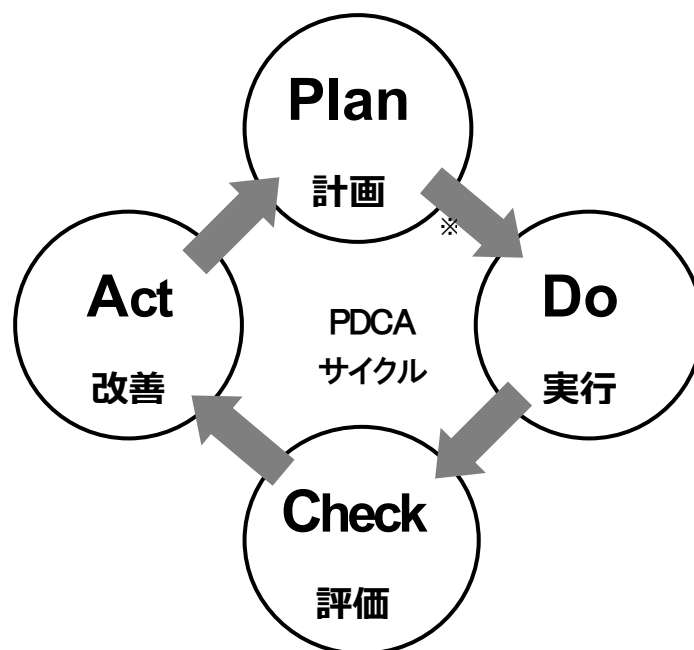
- 子育て家庭における目の届かない子どもの行動への見守り役
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役
- 労働環境の整備(事業所など)

### 3 計画の達成状況の点検・評価

---

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげて行きます。

また、計画年度の途中においても利用状況等を勘案して計画の見直し等を随時進め、子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。



○子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議等を活用し、点検・評価していきます。

○計画年度の途中においても、利用状況等を勘案し随時計画を見直していきます。

※PDCAサイクルとは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返し行なって事業を推進していく考え方です。

## **資料編**

- 資料 1 日の出町子ども・子育て会議条例
- 資料 2 計画策定の経緯
- 資料 3 日の出町子ども・子育て会議委員
- 資料 4 パブリックコメント（意見公募）実施概要
- 資料 5 用語解説

## 資料1 日の出町子ども・子育て会議条例

---

### ○日の出町子ども・子育て会議条例

平成25年3月1日

条例第8号

(設置及び趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、日の出町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置し、同条第3項の規定に基づき、会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、委員20名以内で組織する。

2 会議の委員は、町民の代表として子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する。

3 会議に特別の事項を調査審議させる必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

4 臨時委員は、町長が委嘱する。

(委員等の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は第2条第2項の委員の互選によってこれを定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は会務を総理し、会議を代表する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議は委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が

定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（日の出町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 日の出町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成4年日の出町条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年3月3日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に日の出町子ども・子育て会議の委員である者は、第4条の規定による改正後の日の出町子ども・子育て会議条例の規定に基づき委嘱されたものとみなす。

附 則（令和5年9月11日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月29日条例第7号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 資料2 計画策定の経緯

| 開催日          | 主な検討事項等                                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年3月27日(水) | ・第三期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について                                                                |
| 令和6年12月6日(金) | ・第三期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査集計結果報告書について<br>・日の出町子ども・子育て支援事業計画(第三期)素案について<br>・パブリックコメントの実施時期について |
| 令和7年2月13日(木) | ・パブリックコメントの結果について<br>・日の出町子ども・子育て支援事業計画(第三期)最終案について                                            |

### 資料3 日の出町子ども・子育て会議委員

|   | 役職等                     | 氏 名     | 所属・身分等                             |
|---|-------------------------|---------|------------------------------------|
| 1 | 会 長                     | 橋 本 絹 代 | 元青少年委員<br>元学童クラブ指導員                |
| 2 | 副 会 長                   | 宮 崎 貴 仁 | 日の出町立小・中学校校長<br>連絡会会長<br>(本宿小学校校長) |
| 3 | 日の出町民間保育園園長会<br>(大久野地区) | 高 野 泰 弘 | 大久野保育園 園長                          |
| 4 | 日の出町民間保育園園長会<br>(平井地区)  | 宮 林 佳 子 | さくらぎ保育園 園長                         |
| 5 | 日の出町認定こども園              | 野 口 純 子 | 日の出幼稚園 園長                          |
| 6 | 主任児童委員                  | 新 井 美 子 | 日の出町主任児童委員                         |
| 7 | 民生・児童委員                 | 岡 部 眞 澄 | 日の出町民生・児童委員<br>児童福祉部会長             |
| 8 | PTA連絡協議会 代表             | 米 井 望   | 平井小学校PTA 会長                        |
| 9 | 子育て支援団体代表               | 篠 木 里 恵 | のんきサロンぶひぶひ代表                       |

任期: 令和6年3月1日～令和8年2月28日

※高橋正充委員(大久野中学校校長)～令和6年3月31日

※宮崎貴仁委員(本宿小学校校長)令和6年4月1日～

## 資料4 パブリックコメント(意見公募)実施概要

---

### 1 実施時期

令和7年1月6日(月)から1月20日(月)まで

### 2 周知方法

- ・広報日の出1月号
- ・日の出町ホームページ
- ・日の出町お知らせメール・LINE
- ・日の出町公式X(エックス)

### 3 閲覧場所

日の出町役場福祉課窓口、日の出町立図書館、日の出町ホームページ

### 4 意見提出方法

閲覧場所に備え付けの用紙または日の出町ホームページからダウンロードした用紙(任意洋式でも可)へ意見・必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出

- ・直接福祉課子育て支援係へ提出
- ・郵送
- ・FAX
- ・電子メール

### 5 意見提出者数: 2名

意見数: 27件

### 6 結果の公表

意見概要及び町の考え方については日の出町ホームページにて公開

## 資料5 用語解説

|   | 用語                           | 意味                                                                                                                                                                                                                                         |
|---|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 子ども・子育て関連<br>3法              | <p>①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。）</p> <p>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）</p> <p>③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）</p>        |
| 2 | 市町村等が設置する<br>「子ども・子育て会<br>議」 | 子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議は、市町村の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村の附属機関）。                                                                                                                               |
| 3 | 幼保連携型認定こ<br>ども園              | <p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。</p> |
| 4 | 教育・保育施設                      | 「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）                                                                                                                                                                |
| 5 | 施設型給付                        | 認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）                                                                                                                                                                                                   |
| 6 | 特定教育・保育施設                    | 市町村が施設型給付費の支給にかかわる施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）                                                                                                                                                              |
| 7 | 地域型保育事業                      | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）                                                                                                                                                                                                    |
| 8 | 地域型保育給付                      | 小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）                                                                                                                                                                                                          |

|    | 用語           | 意味                                                                                                                                                                                      |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  | 特定地域型保育事業    | 市町村が地域型保育給付費の支給にかかわる事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第 29、43 条）                                                                                                                        |
| 10 | 小規模保育        | 主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。（法第 7 条）                                                                                                                                |
| 11 | 家庭的保育        | 主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第 7 条）                                                                                                          |
| 12 | 居宅訪問型保育      | 主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第 7 条）                                                                                                                    |
| 13 | 事業所内保育       | 主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第 7 条）                                                                                                         |
| 14 | 保育の必要性の認定    | 保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第 19 条）                                                                                                                        |
| 15 | 「確認」制度       | 給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1 号認定子ども、2 号認定子ども、3 号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第 31 条）<br>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。 |
| 16 | 地域子ども子育て支援事業 | 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第 59 条）                                                                                                                       |
| 17 | 量の見込み        | 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。                                                                                                                                             |
| 18 | 教育・保育        | 6 歳未満の乳幼児への就学前の早期教育又は養護し教育することをいう。                                                                                                                                                      |
| 19 | 家庭類型         | 子どもの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。                                                                                                                                                               |
| 20 | 放課後子ども教室     | 地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保して、放課後等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するものです。                                                                                                   |





日の出町イメージキャラクター  
「ひのでちゃん」

## 日の出町子ども・子育て支援事業計画 (第三期)

---

発行年月：令和7年3月

発行：日の出町  
編集：日の出町 福祉課 子育て支援係、こども家庭センター  
住所：東京都西多摩郡日の出町平井2780番地  
電話：福祉課子育て支援係 042-588-4113  
こども家庭センター相談係母子保健担当 042-588-4310  
こども家庭センター相談係子ども家庭支援センター担当 042-588-4073  
WEB：<https://www.town.hinode.tokyo.jp/>